

10月2日(木)

出席委員

委員長 石田秀男
副委員長 筒井ようすけ
同 若林ひろき
委員 のだて稔史
同 やなぎさわ聰
同 ゆきた政春
同 澤田えみこ
同 おぎのあやか
同 石田ちひろ
同 吉田ゆみこ
同 せらく真央
同 松本ときひろ
同 新妻さえ子
同 えのした正人
同 山本やすゆき
同 安藤たい作
同 鈴木ひろ子

委員 横山由香理
同 高橋伸明
同 つる伸一郎
同 西村直子
同 まつざわ和昌
同 松永よしひろ
同 高橋しんじ
同 西本たか子
同 中塚亮
同 須貝行宏
同 塚本よしひろ
同 こんの孝子
同 せお麻里
同 大倉たかひろ
同 田中たけし
同 藤原正則

欠席委員

木村健悟

他の出席議員

渡辺ゆういち

出席説明員

区長 森澤 恭子	新庁舎整備担当部長 遠藤 孝一
副区長 堀越 明	総務課長 (秘書担当課長兼務) 藤村 信介
副区長 新井 康	コンプライアンス推進担当課長 川村 有賀子
企画経営部長 久保田 善行	官民共創担当課長 (官民共創担当主査事務取扱) 野口 武之
企画課長 崎村 剛光	戦略広報課長 與那嶺 亘
政策推進担当課長 吉岡 孝樹	人権・ジェンダー平等推進課長 木村 真澄
SDGs推進担当課長 井添 優子	人事課長 宮尾 裕介
財政課長 加島 美弥子	人材育成担当課長 田口祐子
施設整備課長 長尾樹偉	新庁舎整備課長 三井 崇司
デジタル推進課長 横田 剛	新庁舎建設担当課長 小林 剛
DX戦略担当課長 西澤 拓	広町事業調整担当課長 泉 勝也
経理課長 佐藤 聰	地域振興部長 川島 淳成
税務課長 (定額減税調整給付金担当課長兼務) 宮澤 俊太	地域活動課長 平原 康浩
区長室長 柏原 敦	生活安全担当課長 澤邊伸幸

八潮まちづくり担当課長 今井達也	防災課長 羽鳥匡彦
戸籍住民課長 築山憩	会計管理者 品川義輝
文化観光スポーツ振興部長 辻亜紀	教育長 伊崎みゆき
文化観光戦略課長 大森直人	教育次長 米田博
スポーツ推進課長 守屋尊	学務課長 石井健太郎
都市整備推進担当部長 (広町事業担当部長兼務) 鶴田正明	選挙管理委員会事務局長 今井裕美
災害対策担当部長 (危機管理担当部長兼務) 七嶋剛士	監査委員事務局長 黒田肇暢

○午前9時30分開会

○石田（秀）委員長 おはようございます。

ただいまより、決算特別委員会を開きます。

本日、傍聴人より、録音申請が出ておりますので、これを許可いたしました。

それでは、令和6年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち、第2款総務費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の説明を願います。

○品川会計管理者 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、一般会計の歳出、第2款総務費をご説明申し上げます。

決算書の174ページをお願いいたします。

第2款総務費は、予算現額、左2列目の計のところ、一番上です、332億3,195万1,824円、その3列右になります、支出済額は316億2,331万7,958円、執行率は95.1%、対前年度41億7,271万7,140円、15.2%の増であります。主なものは、庁舎整備基金積立金であります。

第1項総務管理費は、支出済額205億1,125万7,962円、執行率は95.6%であります。

1目企画費では、SDGs推進経費を支出いたしました。

176ページをお願いいたします。

2目財政管理費は、基金積立金や予算関係の管理費、3目施設整備費は、区施設営繕事務費を支出いたしました。

178ページをお願いします。

4目デジタル推進費では、ICT推進のほか、ネットワークセキュリティの強化などを行いました。

180ページをお願いいたします。

5目庁舎等管理費では、庁舎および公有財産の管理などを行いました。

182ページをお願いします。

6目総務運営費では、国際交流推進事業などを行いました。

186ページをお願いします。

7目戦略広報費では、広報紙の発行や広報番組等の制作などを行いました。

190ページをお願いします。

8目人権・ジェンダー平等推進費では、人権啓発事業、ジェンダー平等推進事業を行いました。

9目人事管理費では、職員給与費の支出のほか、職員研修、働き方改革推進事業などを行いました。

192ページをお願いします。

10目新庁舎整備費は、新庁舎にかかる基本設計、基金積立てなどを行いました。

194ページをお願いします。

11目会計管理費は、出納関係事務費、新公会計運用経費などであります。

196ページをお願いします。

2項地域振興費は、支出済額63億8,358万2,032円、執行率は92.7%であります。

1目地域活動費では、町会および町会連合会への助成、歩行喫煙防止推進、生活安全推進事業などを行いました。

202ページをお願いします。

2目文化観光費では、都市型観光プランの推進、文化センターの運営などを行いました。

210ページをお願いします。

3目スポーツ推進費では、地域スポーツ支援や、各運動施設の運営などを行いました。

212ページをお願いします。

3項徴税費は、支出済額26億8,241万6,401円、執行率は97.7%、特別区民税の徴収等に関する事務費であります。

214ページをお願いいたします。

4項戸籍及び住民基本台帳費は、支出済額13億682万4,105円、執行率は97.1%、戸籍事務等に関する事務費であります。

220ページをお願いいたします。

5項選挙費は、支出済額は5億8,745万8,951円、執行率は90%であります。都知事、都議会議員補欠選挙および衆議院議員選挙の経費を支出いたしました。

222ページをお願いいたします。

6項統計調査費は、支出済額995万5,377円で、執行率は95.3%、全国家計構造調査などを行いました。

224ページをお願いいたします。

7項監査委員費は、支出済額9,182万3,130円で、執行率は97.3%であります。

○石田（秀）委員長 以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、現在、30名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。

澤田えみこ委員。

○澤田委員 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

201ページ、区民保養所経費、215ページ、納稅貯蓄組合連合会補助金についてお伺いいたします。

区民保養所経費として計上されている1億4,525万7,195円のうち、8,724万3,000円という大きな費用が修繕費であると思います。ランニングコストや今後の大規模改修にかかるコストを鑑みると、区民保養所のあり方検討会の報告にもあったように、財政負担軽減の観点から、品川荘、光林荘の区民保養所としての活用は廃止するべきだと思いますが、区民保養所を保有する区として、現在、保養事業を行う意義をお聞かせください。

○平原地域活動課長 保養所についてのお尋ねでございます。

まず、保養所についてでございますけれども、区民の保養の用に供して健康の増進を図ることを目的に運営しているものでございます。

なお、区では、現在、品川荘および光林荘の2つの施設を区民保養所として保有し、民間事業者により運営しているところでございます。

経緯でございますが、品川荘については昭和34年に、光林荘につきましては、日光林間学園として昭和36年に開設し、その後、運営方式などの変更を行いつつ現在に至っているところでございます。

○澤田委員 意義としましては、区民の保養というところで、健康増進なども見込めるかと思います。

また、経緯ですけれども、昭和34年に始まり、今、品川荘に泊りに行くことが楽しみと高齢者の方

からもお声もいただいておりますし、アンケートでは378件の回答のうち3分の2が保養事業を必要だと回答していることからも、区民保養所を区自身が保有するかどうかは、今後、検討会の結論を踏まえ決定されることと思いますが、保養事業自体が廃止されることのないよう要望いたします。区の見解をお聞かせください。

○平原地域活動課長　　委員のご質問にございましたとおり、現在、区では、保養事業の検討を進めているところでございまして、現時点で方向が定まっているところではございませんけれども、この間行ってまいりました有識者による検討でありますとか区民アンケート、あるいは他区の状況など様々な点からも検討を今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○澤田委員　　保養所を持つのではなく、外部と提携し、福利厚生として保養機能のみを維持する民間企業が多い中、23区でも民間宿泊施設を借り上げ方式や指定方式、協定方式などで維持している自治体が数多くあることはご承知のとおりでありますが、宿泊料金が従前より高くなってしまうというデメリットもあるかと思います。しかし、週末借り上げなどの工夫をすることで、その分、価格引下げに反映することができると、保有せずに保養事業の継続をどうぞお願ひいたします。

光林荘については、現在、一般利用者の人数が375人であることからも、移動教室、林間学校としての利用が主であり、教育施設としての側面が大きいと考えられます。光林荘を教育施設として利用する際の利点と課題を簡単にお知らせください。

○平原地域活動課長　　今ご質問いただきました光林荘の教育施設での利用ということになりますと、教育委員会事務局の所管となるところでございますが、私のところから、これまでの経緯のところでお話しさせていただきますと、日光は、多様な世界遺産でありますとか、あるいは自然体験活動ができるような環境が周辺に多数存在しているため、区の教育ビジョンに合致しているというような点ですとか、あるいは、光林荘は単なる宿泊施設ではなく、キャンプ場などの設備を有していること、これに伴いまして、様々な体験ができるといった利点があるというふうに聞いているところでございます。

○澤田委員　　光林荘、私も視察に行かせていただきましたが、本当にすばらしい施設で、子どもたちの教育のためには大変価値が高いものであると考えます。今後も区の子どもたちに利用してほしいと思いますが、民間施設の活用となると、経費削減のメリットとともに、様々借上げの際の課題などもあります。メリットを享受し課題にも対応するためには、品川荘、光林荘を民間事業者にセットで売却し、引き続き光林荘は教育施設として優先的に区の子どもたちが利用できるよう契約する、品川荘に関しても、方式については今後検討していくとしても、引き続き区民にとって利用しやすい価格帯で利用できるようにすることなどが必要であると考えます。

また、保養所を持たないで、ほかの宿泊施設の選択肢もさらに広げていただきたいと考えますが、区としての見解をお聞かせください。

○平原地域活動課長　　繰り返しになりますが、大変申し訳ございませんけれども、区では、現在、保養所および保養事業のあり方について検討しているところでございまして、現時点では方向性は決まっているものではございません。今後、今ご指摘のところも含めまして、様々な点からの検討を進めまして、今後、方向性を見いだしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○澤田委員　　まだ方向性というところで、これから決定ですけれども、ぜひ子どもたちの教育施設としての価値や、区民の保養、健康増進、そしてメンタルヘルスの向上などに寄与するように、いい方向に考えていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、納税貯蓄組合連合会補助金についてです。

納税貯蓄組合連合会、以降「納連」では、納税の意義や重要性の理解促進のため、中学生の税についての作文の発表、表彰式をはじめ、キャッシュレス納税推進のために、先日のしながわ宿場まつりでは、チラシを配布する等の活動を積極的に行ってています。

これらの活動の効果や成果について、区はどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか、お伺いいたします。

○宮澤税務課長 紳士の税の活動でございます。品川区は、区民税の収納率99.22%ということで、大変高い数値となっております。これらの要因の一つとしましては、納税貯蓄組合連合会を含めます税の各団体の長年にわたる税の啓発活動等々が要因の一つになっているかと受け止めているところでございます。

活動の中には、税の納期内納付でありますように、子どもたちへの租税教育推進活動、そういうものを推進していただいているとして、その活動の中で補助金という形で支援をさせていただいているところでございます。

○澤田委員 税収率への影響など、その活動が区の税収確保にも貢献しておりますし、補助金による支援も活動を後押ししているものと理解いたしました。

一方で、昨今の物価や人件費の高騰による活動経費の増加によって、昨年度は2か所に掲示できていた税の啓発横断幕が、今年度は1か所での掲示となってしまいました。これらの納連の活動を維持していくためには、納税の意義や重要性を正しく区民の皆様に理解していただくことと、また、キャッシュレス納税の便利さなどを広く知っていただくことなどが重要です。

そのためにも、物価高騰などを踏まえた今後の補助金の在り方について、区としてどのようにお考えなのか、見解をお聞かせください。

○宮澤税務課長 補助金の在り方というところでございます。団体のほうからも、税の啓発横断幕ということで、五反田駅前歩道橋、また、品川駅の自由通路のところ、2か所で掲出していると。ただ、掲出するためには委託をしていて、人件費の高騰というお話を伺っております。補助金に関しましては、活動内容等、その実績に応じて補助させていただいているところでございまして、現在のところ、補助金の増額の予定はございませんけれども、団体に対する補助が、東京都のほうも補助金を出しておりまし、また、他区の動向等も注視しながら、今後について考えております。

○澤田委員 今のところ、増額はないかもしれません、ぜひこれからも納連の活動をしっかりと見ていただいて、そして、これからも皆様の税収に寄与していただくよう応援していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、おぎの委員。

○おぎの委員 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、221ページ、東京都知事選挙執行費、207ページ、総合区民会館運営費、205ページ、イルミネーション設置、時間があれば、201ページの品川荘、203ページ、生活安全推進事業に関連してお伺いいたします。

まずは、221ページ、都知事・都議会議員（補欠）選挙執行費に関連して、選挙妨害と民主主義についてお聞きします。

私も昨日の品川駅港南口におきまして、参政党街頭演説会に聴衆として参加したところ、妨害者同士の小競り合いに巻き込まれ流血いたしました。

さて、2024年7月の東京都知事選挙において、つばさの党による選挙妨害により、同党の代表以

下3名が逮捕され、社会的な注目を集めました。これらの事件では、つばさの党の関係者が他陣営の街頭演説を大音量で妨害したり、選挙カーを追い回したりする行為が問題視され、公職選挙法違反、選挙の自由妨害罪で逮捕されたものです。

小池都知事や警察当局はじめ全国多くの首長が、当時、この件について言及しました。練馬区の前川区長は、妨害行為などの規範意識を欠いた行為は、選挙を貶めるだけでなく、民主主義そのものを揺るがしかねないものと訴えておられました。

そして、本年7月20日に行われた参議院議員選挙において、選挙妨害はさらに激化し、我が党の街頭演説に対し、一部の国政政党の党員、支持者、または、しづき隊と呼ばれる極左活動家グループによる選挙妨害が全国で組織的に展開されました。

委員長の許しを得て、画像を提示します。お手元のタブレットをご覧ください。

こちらは、7月19日、投開票日前日の芝公園でのマイク納めの参加者が撮った写真です。集まった聴衆約2万人を前に、候補者による最後の訴えが行われておりましたが、妨害者が集団で前方に押し寄せ、拡声機や大声での演説妨害、演説が聞こえないほどの罵声を聴衆の至近距離で連呼する、集団で巨大な誹謗中傷プラカードを掲げる、そして大きくバツ印をつけた日の丸を振り回すなどの常軌を逸した選挙妨害が繰り返されました。やっていることは、逮捕されたつばさの党と全く変わりありません。

当日、私は司会進行をしておりましたが、何度も注意しても收まらず、大音量での妨害は会場に集まった有権者の方々の演説を聞く権利を侵害していると思われます。我が党の選挙演説、街頭演説には、選挙戦序盤から、全国で連日、品川区内でもこうした選挙妨害が繰り返され、選挙後の政治活動においても今もなお続いている。当然看過できない状況です。

2枚目の画像をご覧ください。

こちらは、8月8日、新宿駅南口での街宣です。パネルや大音量での妨害のほか、この日はスモークが焚かれ、聴衆だけでなく、通行人にも安全上の懸念が出ました。何より問題なのは、こうした行為を行っている集団の中には、国政政党の党員があり、その所属政党の代表や議員もこうした暴力的な妨害行為を容認、あるいは妨害者と同調しているような姿が悪びれることなくSNSにアップされていることです。

彼ら国政政党の所属議員は、こういった妨害活動を排外主義と闘う市民のプロテストと銘打ち、罵声や拡声機による言論封鎖、聴衆や通行人の至近距離でわめき散らす行為、女性候補者に中指を立てて威嚇するなどの暴力的な迷惑行為を容認正当化するような態度からは、彼らが設定する自由や人権、平等の基準が一体どこにあるのか、子どもや孫にこういった妨害行為をしている姿を胸を張って見せられるのか、非常に疑問です。

先日、アメリカでは、チャーリー・カーカー氏が大学構内での公開討論中に31歳の若さで凶弾に倒れました。ドナルド・トランプ氏のアメリカファースト路線を強く支持し、グローバリズムは国境や国益を薄めて一部の企業やエリートに利益を集中させ、中間層や地域社会を壊すと訴え、愛国心や国民主権、家族、地域コミュニティの価値を守るべきだと主張していました。亡くなる3日前には来日しており言葉を残しています。「日本は本当にすばらしい国です。それは国民の皆様がすばらしいからです。もしもこうした人々が消えれば、この国はもはやすばらしい国ではなくなるでしょう。こうした人々をとつて代えるような危険はすぐそこに迫っています。政治家は、私は日本を愛している、日本を日本人のための国にしたいとただ言うべきなのです。家族を大切に、そして国の若者たちに夢を、日本はまだ間に合う」と、日本を励ますし、それが最後のメッセージとなりました。主義主張は違えど、暴力で言葉

を封鎖することは断じて許されません。

そこで質問です。公職選挙法 225 条、選挙の自由妨害罪について、改めて選管としての見解をお伺いするとともに、今後の選挙妨害の防止についての周知や警察との連携についての考え方をお聞かせください。

○今井選挙管理委員会事務局長 公職選挙法では、選挙の自由と公正を確保するため、ご指摘の街頭演説等の妨害をする、またはポスターの毀損などについて禁止しているところです。

こうした規定は、選挙運動の自由を保障するものとして、品川区選挙管理委員会としても遵守されるべき重要な規定であり、選挙運動が妨害されること、特に暴力的な行為によって妨害されることはあつてはならないことと考えております。

私ども選挙管理委員会としましては、昨年4月の衆議院議員補選における政治団体の妨害等の後に行われた都知事選挙では、東京都選挙管理委員会が作成した選挙運動の妨害は禁止されていますというチラシをホームページ等に掲載し周知するとともに、立候補者説明会でも周知させていただきまして、選挙妨害は取締機関である警察への通報など、速やかに対処するように、立候補者または関係者にお知らせしたところでございます。

また、今年の選挙でも、総務省が公選法改正に伴ったチラシの中で、選挙妨害や虚偽事項の公表は犯罪ですというチラシを総務省のホームページ等に周知しているところです。

このようなことがございまして、私ども、引き続き選挙の自由と公正を確保するために、まずは候補者および関係者に周知徹底するとともに、選挙違反の取締りの権限を有します警察とは事前に毎回打合せ会などをやっておりますので、しっかりと連携して対応していきたいと考えております。

○おぎの委員 本来、言論で意見を闘わせるべき国政および地方議会選挙において、このような暴力的な妨害行為がまかり通る現状は、民主主義の根幹を揺るがしかねません。ぜひ警察との連携、選挙妨害に関する周知を行い、区民の方が安心して国民の権利を行使できるよう努めていただきたいと思います。

なお、現在、我が党では、こうした全国で数十件に及ぶ選挙妨害ならびに現場での威力業務妨害、暴力行為の被害届の提出や法的措置を進めております。様々なことがあります、区民の皆様には、選挙に行って、自分たちの未来は自分たちでつかみ取っていただきたい。

選挙の投票率の現状と投票率を上げる取組についてお聞かせください。

○今井選挙管理委員会事務局長 今年の都議会議員選挙および参議院選挙では、それぞれ前回の投票率を上回り、都議選は 48.92%、そして参議院選は 62.35% でございました。23 区の全体より上回っている状況でございました。これまでの前回の選挙と比較しますと、特に参議院選では、20 歳代、30 歳代で 10 ポイント、7 ポイントと投票率が高まっているということも印象に残っております。

投票率の向上のための取組としましては、選挙時はもちろんですが、選挙のない期間においても、明るい選挙推進協会、190 名ぐらいの方がいらっしゃいますが、それぞれの地域でのイベントですとか、あとは会合での話し合い活動、そして令和 7 年度は、区内小・中学校 45 校になりますが、協力を得て、出前選挙を実施しております。次の世代の主権者教育の取組などを通して、特に土日に公開授業として実施している学校では、保護者の皆さんも参加していただいていますので、このような選挙時だけではなく、平常時といいますか、選挙のない期間においても対応していきたい、選挙の投票率の向上を推進していきたいというふうに思っております。

○おぎの委員 ぜひ投票率 80% をを目指していただきたいと思います。

続いて、207ページ、総合区民会館運営費から、きゅりあんの防災についてお聞きします。

先日の区民委員会できゅりあんの報告が出たときに、きゅりあん大ホールで警察とともに避難訓練をしたとお聞きしましたが、それについて詳しくお聞かせください。

○大森文化観光戦略課長　　ただいまご質問ありましたきゅりあんでの災害発生時を想定した安全確保、避難経路の周知を行ったコンサートで、避難訓練コンサートと言っております。

開催したのは、本年6月28日に開催いたしました。

日頃から、災害や犯罪など、不測の事態に備える意識を持ちましょうという啓発活動も含めたコンサートとなっておりまして、演奏していただいたのは、警視庁の音楽隊の皆様になります。きゅりあんの大ホールで行われたのですけれども、1,000人規模ですと、なかなか訓練が混乱してしまうということで、半数の500人を事前予約制で、入場無料ということで、会場費は取らずに開催いたしました。

主催となる団体は、品川文化振興事業団になります。協力は、大井警察署、大井消防署等、あと内部協力として舞台受付、防災センターの協力等を受けて行いました。

○おぎの委員　　大ホールでの避難訓練、防災という意識を持ったすばらしいイベントだと思います。ぜひその訓練から得た経験を、職員だけでなく、ホールを借りてイベントを行う主催者側にも共有していただきたいと思います。

きゅりあんは、小ホールは300人、そして8階の大ホールは1,000人のお客様がいらっしゃるイベントとなります。きゅりあんを借りてイベントをする主催者の方々から、火災や地震などの発災時に關して、どういった避難誘導をすればいいのか、申込み時に説明がなくて不安だという声をお聞きします。特にきゅりあん大ホールは8階、何かあったときに防災担当がすぐに駆けつけてこられるとは限りません。主催者側へは、大ホールのドアごとに担当者を書く紙の提出等は求められますが、そのドアの担当者が実際どのような誘導をすればいいのか。特に大きなホールでは、貸し出すときに主催者側に避難経路等の確認をしっかりとしないと、何かあったときに大混乱になります。イベントを主催する主催者側にも来場者に対する責任がありますので、そういった避難訓練の情報共有をしっかりとしていただき、貸すほうも借りるほうも双方が協力し合って事故のないようにしていただきたいと思います。

また、ホテルでは、ドアの内側に張ってある避難経路の図、映画館では、映画が始まる前に非常口はこちらですか、ドアはこちらのドアからといったフロアの案内が流れますが、このような避難経路案内をホールを借りるイベントの主催者がプロジェクターなどで流せるように準備していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○大森文化観光戦略課長　　主催者側への災害発生時の意識づけと、来場者への避難経路の事前周知というお話かと思います。

現状ですと、1か月前に舞台打合せ等をしております。その際に、ホールが使われていなければ、会場の下見とともに避難経路等を確認するというケースもあるのですけれども、やはり主催者側の意識によりましては、そういう話にまで及ばないということも聞いております。主催者側には、舞台打合せのときに、もう少し分かりやすい避難経路を示したものをお渡しするなどして意識を高めていただくとか、あとは、ホワイエの座席表に避難ドアの表示をするなどしまして、来場者の方々にも避難経路を事前に知っていただくといったような、そういった工夫をして対応できるところでしていきたいと思います。

○おぎの委員　　ぜひ安全なイベント開催にご協力いただけたらと思います。

続きまして、205ページ、イルミネーション設置についてお聞きします。

品川区内では、大井町駅、そして目黒川とイルミネーションを行っております。令和6年度の決算は約3,840万円となっておりますが、この費用に対する経済効果をお聞きします。イルミネーション設置に関するお考えや、経済効果に関する情報等があれば、教えてください。

○大森文化観光戦略課長 令和6年度の決算額ですけれども、決算書は合計額が書いてございまして、内訳としては、目黒川イルミネーションで2,607万円になっております。残りは大井町イルミネーションということになります。

こちらの目黒川の経済効果ですけれども、令和6年度、PR方針ということで、メディアの誘致を実施したところ、テレビやラジオやウェブでの取り上げ、ウェブがほとんどなのですけれども314媒体、広報換算費としては4億6,600万円ということで数値が出ているので、非常に大きな宣伝効果はあったのではないかと思うかと思います。

○おぎの委員 億単位の経済効果があるということで、品川区内の商店街の活性化にもつながればと思います。

現在、目黒川のイルミネーションは、冬の桜として居木橋から大崎橋までとなっておりますが、目黒川の船に乗っていて、オフィス街の大崎エリアだけでなく、商店街のある五反田付近までつなげてもいいのではないかといった声もよく聞かれます。大崎橋から五反田方面への延伸についてのお考え等がありましたら、お聞かせください。

○大森文化観光戦略課長 大崎橋より上流への延伸についての考えですけれども、過去から地元の商店街の会長様等から、そういった要望は受けております。当時は、配線の強度の関係ですとか、大崎橋の道幅を通す方法など、そういった技術的な面でなかなか難しいというような回答だったのですけれども、現在では、そういったところの技術や規制緩和等がございまして、課題がある程度クリアできる可能性が出てきているというようなことで受けております。

しかしながら、地元の実行委員会ですとか、地元商店街と調整が必要であったり、延伸に係るコスト面では課題が残るかなというところでは感じております。

○おぎの委員 費用と経済効果を商店街の方々、地元の方々ともよく話し合って進めていただけたらと思います。

○石田（秀）委員長 次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 私からは、219ページの斎場運営費、臨海斎場運営負担金と、175ページの全庁共通プロジェクト推進経費の旧荏原第四中学校基本計画検討経費について質問します。

まず、臨海斎場運営負担金について伺います。

品川、大田、港、目黒、世田谷の5区が共同で設置し運営する臨海斎場ですが、負担金3,390万円余について、5区による負担金の総額と、品川、大田の負担割合、その根拠についてお知らせください。

また、5区から職員を配置していると承知していますが、品川、大田と、そのほかの3区と、役職、人数などが異なっていると思いますが、その違いと理由についてお知らせください。

またあわせて、臨海斎場の火葬料金と品川区民の火葬における年間の利用数についてお知らせください。

○築山戸籍住民課長 組織区の、まず負担額の総額でございますが、年間約1億5,000万円でございます。

品川区の支払う分についてでございますが、こちらは利用の割合で計算をしております。品川区におきましては、利用が、おおよそ2割程度、火葬の利用を行っておりますので、それに応じた負担金としているところでございます。

また、組織区からの職員の派遣の体制でございますが、事務局長には、大田区、品川区で管理職を交互に派遣しているところでございます。また、係長級職員は大田区の職員、また、その他の職員2名は品川、港、目黒、世田谷区から、それぞれ交互に派遣をしているというような状況でございます。こちらにつきましては、組合設立当初に、利用の状況等を踏まえて、大田、品川が事務局長を派遣するというような形で設定をしたところでございます。

続きまして、火葬料金でございますが、臨海斎場は4万4,000円となっております。品川区の火葬の利用件数でございます。令和6年度につきましては、1,597件ございました。

○ゆきた委員 5区共同といつても、品川と大田で利用の9割を占めて、負担金も運営上の人員についても大きな負担を負っていることが確認できました。

続いて、臨海斎場の火葬炉を増設する計画がありますが、増築の期間と運用開始の時期、増設の内容について教えてください。

また、品川区の人口動態から推計して、高齢化に伴う多死社会のピークの時期はいつなのか。また、品川区は、臨海斎場のみで対応できるのか、区のお考えをお聞きできればと思います。

○築山戸籍住民課長 臨海斎場の増築の計画および増築の内容でございます。

まずは計画でございますが、令和12年度中に供用開始に向けて、現在、基本設計を行っているところでございます。令和8年度については、都市計画変更を行いまして、その後、実施設計に入ってまいります。令和12年度中に工事を竣工しまして、令和12年度中の供用に向けて取り組んでいくというところでございます。

増築の内容でございますが、火葬炉を10炉、炉前に告別室、収骨室をそれぞれ5室設置いたします。また、火葬待合室を7室、保冷庫を20戸、多目的室を3室設置いたします。

さらに、既存棟の火葬待合室8室のうち4室を令和8年1月から式場として利用できるようにし、令和12年度にさらに残りの4室を式場として利用できるようにいたします。

続きまして、火葬のピークでございますが、臨海斎場の増炉計画において、将来の組織区5区の火葬需要を予測したところ、死亡者数のピークは2060年代でございました。計画におきましては、このピークに対応できるよう火葬炉数を計画しているところでございます。桐ヶ谷斎場を利用する方がいるということも踏まえて計画しておりますが、品川区におきましては充足するものと認識しております。

○ゆきた委員 多死社会を迎える日本、そして品川区においても、臨海斎場の機能強化と、桐ヶ谷斎場の存在が不可欠であることを確認できました。

関連して、連日報道されています葬儀の在り方について伺いたいと思います。

全国で稼働している火葬場は1,364か所、基本的に自治体が責任を持って運用するとの法律によって97.7%に当たる1,333か所が、地方自治体、宗教法人、公益法人によって運営されています。一方で、特別区では、歴史的経緯により、火葬場が9か所のうち公営は臨海斎場と都立の江戸川の東京都瑞江葬儀場2か所で、残りの7か所が民営であり、この6か所を民間事業者である東京博善株式会社が経営し、同社が23区内の火葬場経営の66.6%を占めています。

品川区も同社経営の桐ヶ谷斎場が立地していますが、火葬料金が幾らなのか、また、推測値でも年間で品川区民の火葬全体における桐ヶ谷斎場の利用と臨海斎場を比較した区民全体の利用数の割合について

お知らせください。

○築山戸籍住民課長　　桐ヶ谷斎場の値段は9万円からとなっております。

また、桐ヶ谷斎場の利用者数ですが、統計はございませんが、死亡者数から臨海斎場の件数を引くと、おおむね件数が出てきます。そうしたところ、2,000件弱の方が利用されているかと思われます。割合としますと、臨海斎場が45%、桐ヶ谷斎場が55%だろうと推測しております。

○ゆきた委員　　臨海斎場が45%、桐ヶ谷が55%。報道によれば、東京博善株式会社、広済堂ホールディングスの傘下になって以降、火葬料金を引き上げた結果、火葬料が9万円台と臨海斎場の2倍以上に高騰しています。さらに同社は、この8月、低所得世帯や高齢者世帯の生命線でもある特別区民葬儀、区民葬から今年度から撤退するとの方針を示しました。23区の火葬料の官民格差が一段と広がっています。

こうした事態を受けて、8月に特別区長会では、23区で共通で特別区民葬儀における助成制度の創設を行うと公表がありました。区民委員会での報告によれば、年間での品川区民の区民葬の利用数は244件、区民全体の葬儀数における割合は6.8%のことです。現状、火葬の許可、立入検査、改善命令、許可取消権限は特別区にありますが、東京博善の火葬の料金設定、また、区民葬からの脱退をめぐる問題に対しての品川区のお考えをお聞きできればと思います。

また、特別区で創設される助成制度について、実務上、どなたが検討しているのか。制度の内容、考え方、検討状況をお知らせください。

○築山戸籍住民課長　　区民葬儀についての考え方でございます。

区民葬儀につきましては、低廉な価格で簡素な葬儀ができるようにということで提供しているものでございますので、区民が安心して葬儀をできるように提供していくべきものと考えております。

そういう中で、23区で補助制度を創設しております。こちらにつきましては、23区の特別区区民葬儀担当部長会を設置しております、そこで具体的な検討をしておりまして、特別区副区長会を経て、特別区区長会で決定をしているものでございます。

○ゆきた委員　　重要な問題なだけに、さらに検討して進めていただければと思います。

また、報道のとおり、公明党は、プロジェクトチームを5年前から組んで、5年前からこの問題に取り組んでまいりました。公明党は、火葬を含む葬儀の問題は、人間の尊厳に関わる問題であり、重要な人生最後の福祉だと捉えています。こういった誰もができるだけ望んだ安心した最期を迎えるように、また総括質疑でも取り上げていきたいと思います。

時間がないのでこれで終わります。

○石田（秀）委員長　　次に、安藤委員。

○安藤委員　　187ページ、外国人学校児童生徒等保護者補助金、191ページ、人権啓発事業に関連して、同和について伺いたいと思います。

まず、先ほど、選挙妨害等の質疑がありましたけれども、共産党は、差別やヘイトに反対する幅広い市民的連帯をつくり出そうと呼びかけておりますが、その際は、その運動が市民的モラルを守り、広い人々に共感される方向で発展するよう積極的役割を果たすという立場でございます。言論には言論、非暴力を貫くということは当然だという立場であるということを申し述べたいと思います。

質問に入りますが、まず、シティプランディング「しあわせ多彩区」を品川区はこう解説しております。「誰もが生きづらさを感じたり、選択を阻まれることなく、自分の意志のもとに生き、幸せを感じることができる社会。人と人とがつながり、支え合うことができるやさしく寛容な社会。目指す未来の

品川の姿を区民の皆さんとともに作っていきたい」というふうに解説しています。

しかし、昨今、外国人への排外主義や差別と分断が政治の手によって持ち込まれる憂慮すべき社会情勢になっていると思います。区の目指すしあわせ多彩区の寛容な社会とは真逆ではないでしょうか。

そこで伺います。シティプランディングの「誰もが」という部分、あと「お互いに尊重し支え合う」という部分には、区内に住む外国人の方も当然入るという理解でよろしいのか伺います。

○與那嶺戦略広報課長 「しあわせ多彩区」に関して、メッセージについてのご質問でございます。

そこに掲げた「誰もが」というのは、当然、品川区に住み、そして関わる方全ての方という考え方でございますので、外国人の方も当然含まれるものと考えております。

○安藤委員 区内に住む外国人の方は、国籍は様々ですし、区民として暮らし、働き、税金も納めています。また、人権には国境はありません。政治家が、生活の苦しさに付け込み、それをあたかも外国人のせいと言わんばかりに差別を助長、扇動する言説を振りまくことはやめるべきです。生活の苦しさの原因は、これまで貧困と格差を広げてきた歴代自公政権の政治にこそ原因があります。

品川区の人権啓発事業でも、外国人への差別も課題に挙げ、その解消に努めると述べており、引き続き、外国人への差別は許さないとの立場に品川区が立ち、事業を行うよう求めたいと思います。

そこで、この外国人学校児童生徒等保護者補助金ですが、過去、予算・決算特別委員会でこれを見直すよう求める質問がなされてきました。こちらの事業、月7,000円を授業料の一部の補助として、東京朝鮮学校、東京韓国学園、東京中華学校の設置する学校に通う児童生徒がいる保護者からの請求に基づき交付するもので、毎年30人を超える保護者からの申請があります。

1980年12月に、議会に、当時、西五反田にありました東京朝鮮第七初中級学校に対する特別助成金交付に関する請願が出され、全会一致で採択、制度化、1993年からは韓国、中国の学校にも対象が広がりました。

委員会議事録や請願文書が残っていないので詳細は分かりませんけれども、昨年の予算審査の中では、「歴史的経緯という部分につきましては戦争の部分もあろうかと思います」と区も述べており、対象を朝鮮、韓国、中華学校にしていることについて、過去、日本がアジア諸国に対し侵略戦争を行ったことと無関係ではないと思います。

令和5年度の事務事業評価によると、「C」とされ、他自治体の動向を見つつ、対象学校の見直しを検討していくとされています。どのような見直しを検討しているのか伺います。私は、これら保護者への補助金を削るのではなく、むしろ対象の学校を3か国以外にも広げる方向で見直しをすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤村総務課長 外国人学校補助金に関するご質問でございます。

今の事業の開始の経緯等は、委員からご説明いただいたところでございますが、現在の検討状況ですけれども、23区でも、この事業を同様にやっているという自治体がございますので、そういった他自治体の動向ですか、様々なところを検証して、今後、区としてどういった方向でこの事業を運用していくかというところを検討するというものでございます。

○安藤委員 これはやはり歴史的経緯があるのです。肝腎の請願の文書そのものは残っていないのですが、全会一致で可決され、そして始まった制度です。

ですので、私は、先ほど申し上げましたように、これらの経緯を大事にして、対象の学校を外すというのではなく、見直しをするというのであれば、むしろ対象を広げる方向で、全てが幸せになるような、そういう方向でやるべきだと思います。

次に、同和について伺います。

今年3月、同和相談を行っている区長室分室を会派で視察に訪ねたところ、部屋に入れてもらえませんでした。その理由について、課長は、区長室分室自体が相談室と併合されている。人権侵害に関わる内容を取り扱っているので、どういう部屋で、どういう人たちが、どういう形でやっているかというところをお見せできない。プライバシーの保護も含めて、詳細について公表することができないと述べましたけれども、この相談内容が壁に張り出されるとでも言うのでしょうか。入っただけでプライバシー侵害になるという意味が分からぬのです。

伺いたいのですが、課長自身は、入室をしたことがあるのでしょうか。ふだんから何の制限もなく課長は入室できるのか伺います。

また、相談件数ですけれども、2023年度は年間368件とのことでしたが、担当課として、相談員からは、どのように報告を受けているのか、点数だけ報告されているのか、それとも相談記録そのものを見せてもらっているのか。確かに同和生活相談の実態はあると、担当課としては、どのように確認しているのか伺いたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 今おっしゃるところの相談室に課長として入ることができるとかというところですけれども、こちらは入っておりません。ただ、もちろん相談でいらした方がいらっしゃっていたりとか、相談に関わる作業をしていらっしゃるときには入ることはできませんので、そちらについては、私も知るべきところと、知らないほうがいいところというか、個人情報に関わるところで詳細なところについて知るところは、また別だというふうに考えております。

また、記録と件数につきましては、件数の報告はいただいております。また、記録も届いておりますので、こちらも確認しております。

○安藤委員 もう一度伺いますけれども、入ったことはあるということなのか、もう一度確認させてください。

[「あるって言っているじゃない」と呼ぶ者あり]

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 分室の中に併合されておりますので、私は入ったことはあります。

○安藤委員 時間がないのですが、人件費、これは非常勤職員の方も含みますね。場所もつくって、相応の予算もつけて行っているこの同和相談事業なのですけれども、改めて、会派で視察に伺いたいのですが、行わせていただきたいのですけれども、それはよろしいでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 先ほどお伝えしたのですけれども、委員もおっしゃっていたとおり、センシティブな内容を取り扱っている場所にはなります。また、そこに入られる方も、入られることを見られるということにすごく躊躇していらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういったことをご理解いただいた上で、タイミングを調整してご相談できればと思います。

○安藤委員 前回も相談時間前にアポをとって行ったのですけれども、工夫して視察、相談したいということでしたので、ぜひ実態をつかみたいので、相談に乗っていただいて、会派の視察をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 よろしくお願ひいたします。203ページの児童見守りシステム運営費、生活安全サポート隊から質問させていただきます。

まず、児童見守りシステムですけれども、令和6年度は1億4,000万円余の経費がかかっています

す。これは通常だと思いますけれども、その前の年は3億円ほどの予算でシステム更新が入りました。大規模な更新は、まもるっち導入後、これまでシステム更新や端末更新で、どのような機能強化が行われてきたか、主なものを教えてください。

○澤邊生活安全担当課長 今、まもるっちについての質問をいただきました。まもるっちにつきましては、区内の小学生に貸与したG P S通話機能つきブザーでございます。防犯ブザーを引きますとオペレーターにつながり、情報共有した生活安全サポート隊、もしくは学校、警察と連携して、児童の安全安心を確保するものでございます。

委員のご質問にございました令和5年度の約3億円のシステム改修でございますけれども、これにつきましては、物理的なデータセンターのサーバーからクラウドサービスに変更したということ。それから、区民からの各種申請を電子化、いわゆる電子申請を受け付けるようにしたこと、委託の事業者を3社から1社にしたことなどにより、個人情報の保護が強化されたことを内容としております。

また、この費用につきまして、かかりましたけれども、この改修によりまして、ランニングコストが約1億6,000万円から1億3,400万円ほどになり、年間約2,600万円ほどの削減となりました。

○せらく委員 ご説明ありがとうございます。まもるっちの基本的な機能もご紹介いただきまして、ありがとうございます。

このまもるっち、恐らく端末更新ごとにいろいろ機能が追加されていて、例えば、児童からH E A R T Sへ電話をかけられるなど、区の施策だったり、時代に沿って、技術の進化に沿って機能が充実しつつあると思います。

そこで、本日は、まもるっちセンターから一斉メッセージを送れる機能を追加してはどうかという提案をさせていただきます。先日の大雨、発災時などに、区のホームページや公式S N Sでは情報が小まめに流れてきたのですけれども、実際に被害や影響が出ていたので、大人は情報をしっかりとりにいけるのだというふうに感じました。しかし、子どもはどうでしょうかというところで、先日は、西村委員が学校に残っている子たちの声かけについて質問されていたと思うのですけれども、教育時間だったらそういう対応ができるかもしれませんし、まいるスクールでも職員のもとに行動ができると思います。ただ、家にいる子だったり、習い事で外に出ている子はどうでしょうか。保護者が連絡できればいいのですけれども、仕事で外せない時間もあるかと思います。

そこで、今回でいうと、大雨により立会川で水があふれているので危ないですよとか、近づかないでくださいのような注意喚起をまもるっちを通じて緊急時に一斉メッセージを送ることで、子どもたちも状況を知ることができて、自分の安全を守る行動につながるのではないか。ご所感をお聞かせください。

○澤邊生活安全担当課長 今、委員のほうから、まもるっちの一斉メールについてのご質問がありました。区では、児童からの通報があった場合に、事前に登録された緊急連絡先に、これは保護者の方等になりますけれども、個別にメールを送信する運用をしておりますけれども、委員ご指摘のとおり、今は端末を所持している児童への直接連絡するメールを送付する機能はついてございません。また、新たに機能を追加するには、かなり相応の金額が発生することや、制度の再設計を行わなければいけないということ。また、小学1年生から小学6年生までの方に連絡するということは、保護者の方への連絡とはまた違った難しさといいますか、言葉の使い方等々があります。そういったことが懸念されますので、現在のところ、そういう機能をつけることについては考えておりません。

○せらく委員 お考えをお示しくださいまして、ありがとうございます。

確かに子どもに対する連絡となると、いろいろ言葉の難しさも課題になってくると思いますので、何か子どもに対する情報通知は今後も考えていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

次に、生活安全サポート隊について質問します。

これまで客引き防止について取り上げてきましたが、本日は、サポート隊自身の安全確保の観点から伺います。

まず、サポート隊の構成について確認させてください。区の職員で組織されているのでしょうか。また、サポート隊が危険な場面に遭遇したり、実際にトラブルに遭った事例があればお示しください。

○澤邊生活安全担当課長 今、生活安全サポート隊についてご質疑いただきました。

この生活安全サポート隊でございますけれども、生活安全推進指導員という職でございまして、採用の基準となりますのは、警察官として豊富な経験を有し、職務の遂行に必要な知識と能力を有する者を選考基準としております。現在、地域活動課に19名が会計年度任用職員として任用しております。

また、サポート隊の身を守るという施策でございますけれども、年度初めに品川警察署や都で行っている防犯や交通安全の講習を受けていることや、身の安全の守り方といった講習も受けておりますので、また、全員、武道経験者となりますので、乗車する青色防犯パトロールカーには、さすまたやAEDなどを搭載しております。

また、身の安全が脅かされるような事案は、これまで把握はございません。

○せらく委員 警察のOBの方、経験者の方とかで、講習もしっかりと受けられているということで承知しました。

先日、港区の品川駅を夜間に歩いたときに、外国人がベストを着て、スピーカーから録音した音声を流しながら注意喚起を行っている様子を目りました。恐らく客引きの防止のところだと思うのですけれども、こちら、効果については一概に言えませんが、体格だったり存在感から、周りの意識が変わるような部分があったように感じました。生活安全サポート隊に外国人スタッフを採用することについて、区のお考えを伺います。

また、客引き対応以外でも、歩きたばこの過料処分や緊急時の対応において、活動の安全性を高めるための装備について、サポート隊は、現在、ボディカメラなどを携帯しているか確認させてください。

○澤邊生活安全担当課長 生活安全サポート隊についての追加のご質問でございます。

生活安全サポート隊の外国籍の職員採用につきましては、先ほどご説明させていただきましたけれども、採用基準がございますので、それを鑑みますと、現在では合致しないのかなというふうに考えております。

また、サポート隊のボディカメラの着用ですけれども、現在は着用はしておりません。

また、サポート隊ですけれども、いわゆる警察業務全般のような身の危険を伴う業務ではございませんので、本年8月に警察でも試験的運用を開始したというような報道があったことは承知しておりますが、区での導入は、区内の治安情勢を鑑みながら対応してまいりますし、現時点では、消極に解すというふうに考えております。

○せらく委員 そうですね、確かに警察の業務とは、区内の安全確保ということでまた違うものだとは思います。分かりました。ありがとうございます。

時間もなくなってきたのですけれども、次に、防犯カメラについて最後に伺ってみたいと思います。

もちろん現場に行って安全を見回るということは大切だと思うのですけれども、今後、AIを活用し

た防犯カメラだとか、そういう最新の技術を使って町の安全を守っていくということも必要になってくるのではないかと思います。区として、こういったAI技術などを取り入れたカメラを設置している、そういった活用状況などがあれば教えていただきたいと思います。

○澤邊生活安全担当課長 防犯カメラについてのご質疑でございました。

防犯カメラにつきましては、現在、AIでの活用は区では行ってはおりません。現在、町会や自治会の皆様に、防犯カメラ設置の補助金だとか、そういった施策を進めておりますので、まずは台数を広げてまいりたいと思っています。

○石田（秀）委員長 次に、横山委員。

○横山委員 よろしくお願ひいたします。私からは、190ページ、人事管理費、199ページ、協働推進経費についてお伺いいたします。

1点目に、人事管理費についてお伺いいたします。

令和6年度の休暇の取得状況と、管理職の取得状況について教えてください。

昨日で児童相談所の開設から1年がたちました。職員の方々の強い使命感と所管課のご努力により、子どもたちや子育て家庭を支えていただいていることに心より感謝いたしております。本当にありがとうございます。

一方で、残業時間について、平均して1割程度が45時間超えとなっている現状があるとも伺っております。現場のご努力のみでは健全な職場を維持することが難しい時期ですから、人事課、企画課、財政課をはじめとして、全庁的な柔軟な対応と強力なバックアップが急務だと考えています。できる限りの資源をスピード感を持って集めていただきたいと要望いたしますが、児童相談所の職員体制の強化について、職員所管課である人事課としてのお考えをお聞かせください。

また、一時保護所の委託などの外部との連携の可能性も探っていただきたいのですが、その際には、委託費や物件などの予算が必要となりますので、企画課・財政課からも強力な後押しをお願いしたいと要望いたします。

児相に限らず、福祉の現場で働く方々は、日々、人に寄り添い共感し、受け入れることが求められるため、大きなストレスを抱えたり、心が苦しくなることも少なくありません。その影響は、職員皆さん自身の健康だけではなく、支援やケアの場面にもあらわれてしまう場合もあります。

京都府社会福祉協議会や兵庫県福祉人材研修センターで、この秋に実施予定のセルフコンパッション研修に私は注目しております。セルフコンパッションとは、あるがままの自分自身を受け入れて優しい気持ちを向ける力です。開催案内には、困難な状況など様々な場面を想定したワークを通じて、セルフコンパッションを体験的に理解し、日常の中で一人でも実践できる方法を身につけていくとあります。自分に優しくできると、心にゆとりが生まれ、自然と周りの人々にも温かい気持ちを向けることができるようになり、幸福感や回復力が高まるだけではなく、支援の質を高め、職場での人間関係をより柔軟かつスムーズに築いていくことにもつながります。

関西学院大学文学部の有光興記教授の研究では、セルフコンパッションが高いと、不安や抑鬱が低く幸福感が高いことが明らかにされています。相手のことを思いやるばかりで自分のことは後回しとなり頑張ってばかりでは、なかなか疲れがとれません。使命感だけでは中長期的には燃え尽きてしまうリスクが高まってしまいます。

これは児童相談所や福祉部門など、日々、ケースワークに従事する職員の方々に限りません。自分に優しい気持ちを向けることのできるセルフコンパッションの実践方法を周知したり、研修を実施するな

ど、全ての区職員に対してセルフケアのための研修の実施を提案いたしますが、区のお考えをお聞かせください。

○宮尾人事課長 私からは、職員の休暇の取得状況と、児童相談所の職員体制の強化という部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、令和6年度、休暇の中で代表的なものであります年次有給休暇の取得の状況でございますが、1人当たり年間平均で、令和6年度は15日と5時間という状況です。管理職について申し上げますと、管理職は年間1人平均13日と2時間という取得の状況でございました。

それから、児童相談所の職員体制の強化というところでございますけれども、私ども人事課では、日頃から様々な体制強化に関するご相談をいただいております。それから、来年度に向けて、毎年必ず秋頃から所要人員という形で各部署とやり取りをさせていただいて、職員体制について相談をさせていただいているところでございます。

○田口人材育成担当課長 私からは、セルフケアのための研修の実施についてお答えいたします。

品川区におきましては、新規採用時ですか、35歳到達時、あとは係長昇任時、管理職昇任時など、節目のタイミングでメンタルヘルスに関する研修を実施しております。

また、希望制による研修も同様に実施しておりますので、この中でセルフケアの一つとして、つらい感覚をありのままに受け入れるというような、そういうことでストレスを減らすというマインドフルネスというような概念のこともやっております。こちらは、先ほど横山委員のおっしゃったセルフコンパッションの概念とも非常に関係する概念となっております。

そのほかにもe-ラーニングで自分と向き合ってセルフケアをするというようなこともございますので、これらの研修について、職員に広く周知するとともに、引き続き、職員が体と精神の両面から自分を労わって働き続けられるように働きかけてまいります。

○横山委員 ご説明ありがとうございました。児相に関しては、これからまた人事の部分であるかと思います。現場の要望をぜひよく聞いていただいて、かなえていただけるように後押しをお願いしたいと思います。

また、研修についても、マインドフルネスとセルフコンパッションは重なる部分はあるのですけれども、少し違った部分もありますので、ぜひそういった新しい取組なども調べていただいて、先進事例なども研究していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2点目に、協働推進経費についてお伺いいたします。

地域において、区民同士、多世代の方々、団体、NPO、企業など多様な主体をつなぎ、伴走しながら活動を支えてハブとなるコーディネーターの存在が不可欠であると私は考えております。今年5月に子どもの事故予防地方議員連盟で、渋谷区の駒テラス西参道を視察いたしました。公益社団法人日本将棋連盟と渋谷区の協定のもと、駒テラス西参道が設置されましたが、オープン当初から、町と人をつないでいくコミュニティコーディネーターという専門職を配置しており、人々とのタウンミーティングやイベントなどを実施し、施設と地域の関係構築を進めて、将棋という多世代がつながる文化を通じて、日常的に多世代交流を図っているというふうにお聞きしました。

主体性を持って子どもたちが活動したり、例えば高校生や大学生が空いた時間にボランティア活動を希望するようなケースなどにおいても、今後、地域コーディネーターのような機能は必須だというふうに私は考えております。

今後ますます区民の方々や団体との連携が求められる中で、地域における区民とのコーディネーター

的機能をどのように位置づけていくのか区の見解を伺います。

現在、地域活動課では、協働推進係を設置し、活動支援を進めているところですが、単なる支援にとどまらず、実際に団体と所管を結びつける橋渡しの役割も担っていると思います。協働推進係にそうしたコーディネート力を持たせていくことについて、区のお考えをお伺いいたします。

また、地域センターや支え愛・ほっとステーションなど、各地域に、区民、団体と行政をつなぐ職員を配置することができれば理想的だと考えますが、こうした取組の可能性についてはいかがでしょうか。

さらに、コーディネーター人材の育成には時間を要します。地域力を総合的に高めるためには、区民参加、仲間づくり、ネットワーク構築を戦略的に進めていく必要があります。人づくりを中長期的に支える仕組みや方針について、区のお考えをお伺いいたします。

○平原地域活動課長 ご質問を何点かいただきました。

まず1点目でございますけれども、区民とのコーディネーター機能といったところの位置づけでございますが、まず、区では、現在、地域課題の解決を町会・自治会などとともに進めていくことができる団体の育成に努めているところでございます。そのような団体の育成に合わせまして、地域とのマッチングでありますとか、コーディネート力の確保を図ってまいりたいというふうにまず考えてございます。

その上で、地域活動課の協働推進係でございますが、協働団体の育成支援を通じまして、区民との協働を進めており、この中では、単なる支援だけではなくて、団体との話し合い、NPOサポートセンターにつなぎ、実践的な助言が得られるようにしながら育成を図っているところでございます。

この支援を通じて育成されました団体につきましては、地域活動課協働推進係が、庁内の各部局への紹介でありますとか、しながわ地域貢献活動展、しながわすまいるネット、そういうものを活用して団体の力が生かされる場につなぐことができると思ってございます。

続きまして、地域センターにおいてでございますけれども、そのような様々な団体と町会・自治会とをつなげていくことによりまして地域活動が活性化していく、そういうことに伴って地域課題の解決を進めることができるというふうに考えております。

地域の最前線である地域センターの職員一人一人が協働という考え方をしっかりと持って、それを推進できるような団体を知るということが、まず大事かなというふうに考えてございます。そのためには、まず地域センター職員にそういう素養を持たせる育成をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、人づくりのところでございますが、委員ご指摘のとおり、地域力向上のためには様々な面での取組が必要だというふうに考えてございます。

その一つとして、地域活動の協働を進めていくことができる、支えることができる、そういう人材を育成することができるよう、地域活動課としましては、職員養成を進めますとともに、地域の方々に地域課題をともに解決する団体をお知らせして、一緒に進める土壤をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

○横山委員 それぞれご説明ありがとうございました。今、協働という考え方を知るというところから、そういう部分から進めていきたいというお話があったのですけれども、最後に、協働とは何かお聞かせください。

○平原地域活動課長 ともに目指すところに、対等な立場で一緒になって課題解決に向かって進めていく、そういうところのパートナーというふうに考えてございます。

○石田（秀）委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、175ページのSDGs推進経費、185ページの全国自治体との連携事業、市町村交流事業、201ページの区民保養所経費について伺います。

まず、SDGs推進経費から、ウェルビーイング・SDGs推進ファンド事業について伺います。

令和6年度から新規に開始したもので、SDGsに資する地域課題、行政課題の解決のために、民間企業や地域団体等を巻き込んだ新しい取組の姿勢を評価いたします。結果と評価、課題および2年目に向けて改善した事項を教えてください。

○井添SDGs推進担当課長 ファンド事業に関するご質問でございます。

令和6年度から本年で2年目となる事業でございますが、その結果でございます。

まず、令和6年度は、応募事業11事業、選定事業4事業、令和7年度につきましては、応募事業8事業、そして選定が6事業という結果でございました。

こちらの評価といたしましては、まず、よかつた点としましては、有識者や民間人材から成る実行委員会の各委員が、様々な意見を出していただきまして、活発な議論、審査ができたこと、そしてもう一つは、1年目の選定事業4事業でございますが、あらかじめ立てておりました目標をおおむね達成できたというところを評価しているところでございます。

一方で、課題といたしましては、本事業の周知の面、それから民間資金の確保といった点で課題があるというふうに考えているところでございます。

これを受けまして、2年目に向けての改善事項といたしましては、その周知の面では、東京都などと連携しまして、スタートアップ企業などへの本事業の周知の徹底を強化したというところです。

それから、事前の説明会もオンラインや対面で実施したというところがございます。

また、民間資金の確保に関しましては、企業を戸別訪問し、丁寧に本事業の趣旨の説明ですとか、資金の協力を募るということをしているところでございます。

○山本委員 ご説明ありがとうございました。状況把握が進みました。

民間資金の活用のところについては、なかなか進んでいないというふうに理解しております。いろいろと職員の皆様のご努力をお察ししております。

資金を供与する企業にとって、寄附金の性質で資金的なリターンがないとすると、企業としての合理的な社内判断をするためには、宣伝効果等のその他のメリットが必要であると考えております。

また、事業者選定のところでは、公平性を担保して、貴重な税金を使用しているので、費用対効果の見える化が重要だと思っております。アジャイルの発想で、仕組みを柔軟にプラスシュアップ、アップデートしていただいて、より有効なものにしてほしいと考えております。

スキームとして、それから企業を巻き込み持続可能なスキームとするために、今後、寄附金的な性格から、投資リターンを求めるもの、都などが進めている一般的な投資ファンドへの移行、研究、検討も進めてほしいと考えております。見解を伺います。

○井添SDGs推進担当課長 ファンド事業は2年目でございまして、よりよいものに改善していくたいというふうに考えてございます。ですので、委員からご提案ございましたアジャイルの発想、引き続き、議会の皆様のご意見なども参考にしながら、実行委員会のほうで改善について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、ご提案いただきましたスキームの点でございますが、本ファンド創設に当たりまして、いわゆる投資ファンドの事業スキームというのもも検討いたしました。その過程でそれを選択しなかった主な理由といたしましては、やはり事業の選定に当たって、配当があるということを前提にした場合、本来

の目的でございます社会課題の解決ではなくて、利益を重視してしまう、そういうおそれがあるというところで、今回の寄附基金の事業スキームという形をとっているところでございます。

ですので、現在は、その投資リターンを求めるスキームへの変更の考えはございませんが、引き続き、社会的意義でございましたり、事業の有効性などを広く周知しまして、金額の多寡に関わらず、より多くの企業から資金協力をいただくように努めてまいりたいと考えております。

○山本委員 ご説明ありがとうございました。投資ファンドへのスキームのところについては、課題もあるということで理解いたしましたが、やはり持続可能な有意義なスキームづくりに向けて、引き続き検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

続けます。次は、SDGs宣言認定事業について伺います。

区内事業者や団体等のSDGsの取組を促進するため、品川区SDGs宣言を募集しています。主要施策の成果報告によると、令和6年度実績は20件となっております。本件に係る目標値と当該実績に対する評価、今後の展開があれば簡単にお教えください。

また、横浜市、川崎市では、宣言ではなく、SDGs認証制度を採用し、それぞれ800件や3,500件、企業が登録していると広がりを見せています。大田区や北区でもこの認証制度を使っています。

認証制度であれば、融資における条件の優遇や区内工事等の業者選定での優遇が受けられたりして、認証取得による事業者のメリット、登録するインセンティブがあり、広がりやすい仕組みとなっています。品川区でもSDGsを行政施策だけではなく、区内事業者により広げるために、宣言から認証制度のアップデートを検討してはいかがでしょうか、併せて伺います。

○井添SDGs推進担当課長 まず、SDGs宣言制度の目標値と実績についてのご質問でございますが、こちらは、事務事業評価のほうに、令和6年度から令和8年度の目標を記載してございます。令和6年度は20件、令和7年度は25件、そして令和8年度は30件で、計75件、長期的には100件程度を目指しているところでございます。

一方で、実績でございますが、令和6年度の実績は20件、令和7年度は現在で8件という実績でございます。令和6年度は20件という目標を達成したところではございますが、令和7年度、令和8年度の目標に向けて、さらなる周知が必要というふうに認識しているところでございます。

続きまして、認証制度についてのアップデートについてのご提案でございます。大田区や北区で認証制度を採用されているところは承知しているところでございます。こちらは、国のガイドラインに沿って、宣言制度、登録制度、認証制度という制度がございまして、その順に従って審査が厳しくなりまして、それに伴って企業の経済的メリットが増えている制度というふうに理解しているところでございます。

区では、区内企業や団体に、まずは広くSDGsに取り組んでもらうことを目的としたとして、取り組みやすい宣言制度を導入したところでございます。

また、多様な主体との連携という観点においては、ほかの取組といったとして、昨年度から開始いたしました、しながわSDGs共創推進プラットフォームでございましたり、しながわシティラボという事業も進めているところでございます。宣言制度をこうした取組と一緒に進めることで、引き続き区内のSDGsの推進を図ってまいりたいと考えております。

○山本委員 ご説明ありがとうございました。できるだけ幅広く企業に周知し、そして、できるだけ企業を巻き込んで進めてほしいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続けます。昨年12月に、区の管理職と職員の方向けにSDGs研修会が開催されて参加いたしました。慶應大学大学院、高木超特任准教授が講師を務め、研修では、SDGsを行政実務で活用するためには、一つの政策が他分野の目標達成も助けるシナジー、それからトレードオフ、インターリンケージの視点を取り入れた政策立案の重要性を強調されていて、気づきと学びがあり、とても有意義な機会でした。SDGs推進の観点でも、行政の部署間での横串連携の必要性と重要性を改めて認識いたしました。

そこで伺います。研修会の参加数とアンケートでの評価をお聞かせください。研修で示された分野横断的にシナジーとトレードオフを考慮した政策立案を区で進めるよう取り組んでおりますでしょうか、併せてお教えください。

○井添SDGs推進担当課長 昨年12月26日に開催しました研修会についてのご質問でございます。

まず、参加人数については、99の方にご参加いただいております。内訳としましては、区の管理職が77人、議員の皆様が22人の参加でございました。

また、アンケートの結果でございますが、参加者のうち7割近くの方に回答いただきまして、満足度はそのうち92.5%が満足という回答をいただいております。

また、自由記述欄では、漠然としていたSDGsの概念が理解できたですか、17のゴールの相互連携の大切さということを学ぶことができたというようなお声を頂戴しているところでございます。

また、続いて、シナジーとトレードオフを考慮した政策立案というご質問でございますが、品川区では大きく3点、取り組んでいるところでございます。まずは行政計画でございますが、SDGs未来投資計画はもとより、長期基本計画や総合実施計画において、SDGsとの対応関係を示し、SDGsの達成に資するような各事業を推進しているところでございます。

そして2点目、推進体制でございますが、区長を本部長とする品川区SDGs推進本部を設置し、全庁的なSDGsの推進を行うとともに、企画課がその先頭に立って各部署の取組に横串を刺す役割を担っております。

また、4月1日や8月1日に出しております予算の執行だったり、予算編成の基本方針、いわゆる依命通達の中でもこの辺り、17のゴールと160のターゲットに及ぼす効果、影響を意識した上で上を取り組むようにということを周知しております、今後も全庁的な推進体制のもとで着実に取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○山本委員 私が従来から申し上げている縦割り行政の解消、横串での施策効果を高めることにまさにつながる分野横断的にシナジーを考慮する政策立案をぜひ進めてほしいと考えております。品川区は、このSDGs未来都市選定、ダブル選定を受けております。効果的なSDGs推進を期待し、次に進みます。

次に、全国自治体との連携事業、市区町村交流事業について伺います。

この自治体交流事業は、高知県と堺市、それから区市町村交流は山北町、早来町ですが、それ以外にも、区として、災害時相互援助協定を締結している先が多数あり、また、スタートアップ支援で交流を受けている自治体もありますと。この災害協定や産業支援をもとに、区市町村や自治体の交流をさらに広げて、品川区関係自治体を増やすことが相互往来により区民満足度向上や区内の経済活性化にもつながり、有効です。防災課や地域産業振興課など行政内で情報連携していくことがよいと考えます。部署間の情報連携や戦略的な交流への取組は図っていますでしょうか、伺います。

○野口官民共創担当課長 部署間での連携共有というところでご質問いただいております。

防災協定やスタートアップ支援を行う自治体との交流を進めるため、各所管との連携については、現在も必要に応じ行っているところではありますが、施策を捉える視野を広げて進めてまいりたいと思います。

○山本委員 連携を既にされているということで、先日の総務委員会から既にすごく早く動いていただいていると理解しております。部署間で連携し、自治体間での戦略的な交流の深化をぜひお願ひいたします。

自治体交流は、行政間だけではなく、区民の方々や区内事業者等の多くの方々に接点を持ち交流を深めていただき、自治体全体として交流を深めることができると考えます。そのようなためには、多くの区民や区内事業者の方々に知ってもらうことが重要であると思います。ウェブサイト等で災害協定先も含めて一覧に表示し、関係先や特徴を分かりやすく説明して、自治体交流の見える化を進め、区内交流のきっかけづくりを進めていただきたいと思います。

時間がないので、これは要望で終わります。

次に、区民保養所について伺います。

昨日や本日の審査でもほかの委員から質疑があり、現在、保養所の在り方を検討中ということで理解しております。

私の考えでは、光林荘は多くの期間を区立学校の児童の移動教室等で利用していて、教育施設として極めて重要な施設です。費用対効果の見極めの上ですが、先ほどのご答弁のとおりのメリットがありますので、体験学習という貴重な機会の教育の質を安定的に維持するためには、基本的には教育委員会の範疇に関して利用できるよう残すことが最善であると考えております。教育費の分野になるので、意見だけ申し上げます。

一方、品川荘は区民利用が限られており、多くの希望する区民が幅広く利用できる公平や平等の形として、区民への宿泊助成や優遇利用クーポン配布方式の移行を検討いただきたいと考えております。

中でも、先ほど質問した自治体連携先での宿泊や飲食サービスの割引等の優遇を提供し、連携先との相互関係づくりをしていくことが、行政施策としてもシナジーがあり、区や区民、区内事業者にとってもよい仕組みではないかと考えます。ご見解を簡単に伺います。

○平原地域活動課長 委員のご質問の中にもございましたが、今、保養事業は在り方を検討しているところでございますので、まだ方向性は定まっておりませんけれども、区民の保養をどういう方向で進めていくかにつきましても検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山本委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、おぎの委員からもありましたが、目黒川イルミネーションについて、五反田再開発を進める方向性であること、五反田地域一体となつたさらなるにぎわいの創出のために、西五反田までの延伸を私からも要望し、質問を終わります。

○石田（秀）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 185ページ、在住外国人向けLINE情報配信、217ページ、戸籍届出・証明事務費、191ページ、ジェンダー平等推進事業費から関連いたしまして、同性カップル住民票への記載についてを質問させていただきます。

まず最初に、在住外国人向けLINE情報配信について伺います。

この事業の内容について伺いますが、しながわシティインフォということで配信されております。始まった時期、登録の推移、予算書にある費用の内容、内訳、配信する内容は誰がどのように決めて配信

していくのか、配信する際には、例えば、2日前までに原稿の提出が必要なのかなど、時間的な制約があるのか伺います。

また併せて、品川区公式LINE、日本語で配信されております品川区公式LINEの配信状況も伺います。

○藤村総務課長 在住外国人向けLINE情報発信事業についてのお問合せでございます。

こちら、複数ご質問いただいていますが、事業としては、英語のLINEと、やさしい日本語のLINEを在住外国人の方向けに配信しているものでございまして、毎週火曜、金曜の週2日、配信しているものでございます。

記事の内容としましては、主にイベントの情報ですとか、区内の生活情報ですとか、そういった文化の違いに係る情報等を配信しているものでございまして、記事に関しましては、広報等から総務のほうでピックアップして、委託事業者のはうに翻訳を依頼した上で、委託事業者のはうから配信していただいているというような形になります。

予算は、全て委託業者の委託経費という形になっております。

また、原稿の提出時期というところですが、こちらは翻訳の関係がございますので、大体1週間半前ぐらいに記事を作成いたしまして、そちらを委託業者に送りまして、配信日の1週間か6日前ぐらいにこちらで再度チェックをして、それでオーケーを出して配信というような流れになるので、少しタイムラグがある事業という形になっております。

○與那嶺戦略広報課長 区公式LINEの配信状況についてのご質問にお答えいたします。

区公式LINEにつきましては、区内各所管からの配信希望に応じまして、大体毎日お昼12時半を目安に配信をしているところでございます。

直近の状況といたしましては、9月の配信が月間で143件でございます。大体1日平均にならすと、三、四件程度というような状況でございます。

○新妻委員 ありがとうございます。確認させていただきました。

火曜日と金曜日に配信をされているということあります。

現在、区内には約1万7,000人以上の区民の4%に当たる外国人が生活していると思います。この情報発信には、先ほどもありましたけれども、生活に必要な知識や情報などを配信するとされております。

先日11日には、品川区内120mmという記録的な短時間大雨に襲われました。大きく報道もされております。区内全域に被害が広がり、また、外国人の方も被害を受けた方もいらっしゃいますが、残念ながら、このシティインフォ、外国人向けのLINE、また、やさしい日本語の配信には、今回の大雨情報が一切配信されておりませんでした。時間的な制約があったにせよ、いまだに11日に配信された内容が情報共有がされておりません。なぜ今回の大雨に関して適切な情報提供、被災された外国人がいる中で、品川区の支援なども含めて配信がされなかつたのか伺います。

○藤村総務課長 こちらは、区内に1万7,000人の外国人の方がいらっしゃるところですが、大体今、1,500人程度の方にやさしい日本語のLINEと、英語のLINEということで双方でご登録いただいている形になります。

9月11日の大雨に係る部分について配信がなされなかつたというところですが、先ほど申し上げた、やはりタイムラグというところが1点ございます。また、区のホームページでも多言語で情報を発信しているというところもございました。

ただ、今回、ご指摘をいただいているところでございますので、また、外国人の皆様が災害時も安心して過ごしていただくということは非常に重要だと捉えております。ですので、今後、災害に対応した英訳のフォーマットを事前に準備していくですか、即時の配信に近い形で展開できるように改善は進めてまいりたいと思います。

○新妻委員 ぜひ改善を進めていただきまして、区の公式LINEは毎日配信されているのです。しかも、外国人に関しては、火曜日、金曜日という2日間、配信情報自体が私は少ないと思っておりますので、災害時は当然のことではありますけれども、日常生活の情報も区の公式LINEと同じように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、同性カップルの住民票への記載について伺います。

昨日10月1日から、同性カップルの住民票の写しに続柄が「同居人」から「夫（見届）」「妻（見届）」に変更できるようになりました。多くのメディアでも報道されておりました。品川区へはどのようなお声が届いているのか伺います。

○築山戸籍住民課長 問合せの状況ですが、現在、10件程度来ております。半数が制度に関する質問、半数が、少し理解不足によるところがあるのかと思いますが、反対意見が来ております。また、申請検討者からも数件ですが来ております。

○新妻委員 この制度が品川区で始まりましたけれども、条件が一つあります。東京都のパートナーシップ宣誓制度受理証明書を示すということが条件となっておりまして、既に世田谷区と中野区でもこの制度をされておりますけれども、品川区との大きな違いは、都の制度ではなく、中野区、世田谷区では、区独自のパートナーシップ宣誓制度を持っているというところであります。

先ほども外国人の方に対する情報発信も日本人と同じようにしてもらいたいということをお願いさせていただきましたが、同性等カップル、そして異性カップル、ここに差別があってはいけないと考えております。

東京都の制度ができたことも評価をするところではありますけれども、品川区でパートナーシップの宣誓制度がないということで、東京都の制度を品川区にいる方は従わなければいけない、そこに私は差別があるのだと思っておりまして、この考え方をまた改めて区のほうにも伺いたいと思います。

公明党も品川区での導入を求めてまいりました。区も検討が進められていたことだと思いますが、東京都の制度ができたことで、これを活用するという流れに大きくシフトしてしまったという流れがあったと受け止めております。現在、品川区での導入における検討が進んでいるのか、また、区の考え、そして今後の品川区のお考えをお聞きしたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 今回、都のパートナーシップ宣誓制度を活用した形で住民票の記載について取り組んでおります。こちらについては、区は、都のパートナーシップ宣誓制度を活用した様々なサービスを広げていくという考え方で実施しているところでございまして、ほかにも様々始まっているものもありますし、検討していただいているところもございます。こちらについては、都のパートナーシップ宣誓制度については、広域的な行政サービス、都内にお住まいであればとか、勤務が都内であればというような形で対象になっておりますので、広域的な行政サービスに対応していること、また、オンラインでの宣誓の手続きが済む、全てがオンラインで完了するために、窓口に来ることなく、アウェイティングに遭う危険性もなく手続していただけるというところを活用しているところでございます。

区としては、このまま今後も、都のパートナーシップ宣誓制度を活用して実施していきたいと考えて

います。

○新妻委員 オンラインでの申請ができるということが一つの理由になっているということを、このように答弁いただくことは非常に残念だなと思います。今後も引き続き品川区における多様性を認めていく、誰もが暮らしやすい品川区であるために、引き続き検討を続けていただきたいと思いますことを要望して質問を終わります。

○石田（秀）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 よろしくお願ひします。199ページ、八潮地区まちづくり事業、177ページ、建設業の魅力発信事業についてお尋ねさせていただきます。

まず、199ページ、八潮地区まちづくり事業についてお伺いいたします。

これ、令和6年4月から八潮地区の今後のまちづくりの方向性を定める八潮みらいコンセプトの検討を現在も行っているところと私は認識しております。

これは地域の住民等々にインタビュー調査をした結果、気軽な運動、健康づくりへの要望があったということから、健康でいられる居場所づくりを設定した具体案としてトライアル事業のスポーツジム、八潮ジムについて、まずご説明をお願いいたします。

○今井八潮まちづくり担当課長 今お尋ねのございました八潮ジムの内容について、まずは私のほうからご説明させていただきます。

委員からもご紹介ありましたとおり、本事業につきましては、令和7年度の新規事業として、7月5日土曜日からオープンしているものでございます。

昨年度、検討を策定いたしました八潮みらいコンセプトにおきまして、地域の将来像の一つとして、安心して健康でいられる居場所づくりを定めておりますので、こちらを具体化するための事業という位置づけでございます。

八潮地域につきましては、高齢化率が約37%ということで、区全体の1.5倍の高水準という状況もございます。また、インタビュー調査等を実施する中で、地域の皆様からは、都区圏内に予約不要で使えるような運動施設がないというようなお声も聞こえてきたところでございますことから、地域住民の健康づくり、ウェルビーイングに資するための施設として新規開設したものでございます。

事業の内容なのですけれども、大きく2種類ございまして、トレーニングルームとコース型運動教室を実施しております。トレーニングルームについては、週1回、毎週土曜日、午前9時から午後2時までの間に運営しているところで、コース型運動教室については、8月9日から全6回、各2時間のプログラムで実施しているところでございます。

○高橋（伸）委員 運営事業者が、いろいろ特別区の中でもトレーニング指導で、江東区であったり、北区であったり、これは私も行ったことがあるのですけれども、千葉県の大網白里のアリーナの中にトレーニングジムがございます。そこですごくいろいろ特化している運営事業者だと私は思っております。

これ、今、トライアル事業ということで継続的にやっているのですが、今、課長もご説明あったように、八潮地区の高齢化率が約37%ということで、現在、利用者はどのぐらい、年齢の幅もいろいろあると思いますけれども、高齢化率を鑑みると、どのぐらいの高齢者の方がジムに来ておられるのかということをお尋ねしたいのと、あと、今後、この事業のほかにも、高齢者向けの、これからいろいろトライアルとか何かをお考えになっているのかということも質問させていただきます。

○今井八潮まちづくり担当課長 まず、利用者層についてでございます。トレーニングルームで申し上げますと、70代の利用者が最多でございまして、全体の約44%でございます。次いで60代、ま

た40代がともに約14%という状況でございます。そのほか10代、20代は、それぞれ10%の方にご利用いただいているような状況でございます。

2点目、今後の展開につきましては、現在、利用者の皆様にアンケート調査をとらせていただきおりまして、そういった調査の中で、実施日時の拡大ですとか、シャワールーム等々の設備のご要望、パーソナルトレーニングの実施などといったようなご要望をいただいておりますところです。区の事業としての費用対効果等も見極めながら、今後、より住民のニーズに応えられるような形を目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（伸）委員 トライアルなので、今後も事業を継続していきますように、ぜひよろしくお願ひいたします。

それと、同じく一昨日もほかの委員からも質疑があったかと思うのですけれども、コミュニティپらざ八潮における東京ベイeSGプロジェクトなのですけれども、内容は区民委員会でも説明があって分かるのですが、この先行プロジェクトで、東京ベイeSGプロジェクトの先駆けとして、3つプロジェクトがあって、「次世代モビリティ」、「最先端再生可能エネルギー」、「環境改善・資源循環」の3つの分野で実施ということで、品川区は、環境の改善ということで、今これを実施していると思うのですけれども、所管が違うと思うのですけれども、環境課との連携、例えば、エコルとごしがあって、環境というと、いろいろ全序的にやらなければいけない部分なのですが、環境課として、どういうふうに共有をしているのかということをお尋ねさせていただきたいです。

○今井八潮まちづくり担当課長 今、委員からご案内いただきましたとおり、今回の事業につきましては、東京都の行う補助事業である東京ベイeSGプロジェクトのうち、環境改善・資源循環の分野で認定されたものということでございまして、施設の特徴が廃ガラス等を利用した植え込み材の開発ですか、あとは太陽光発電パネルを設置して電源を確保しているといったところから、環境面の部分が評価されているものでございます。

環境課との連携につきましては、設備の設置前から十分に情報共有をとらせていただいたところでございまして、地域交流事業の進め方などについても相談させていただきながら実施しているところでございます。今後もさらに連携を図らせていただきまして、持続可能な自然環境づくりにともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高橋（伸）委員 どうもありがとうございます。ぜひ啓発もしていただきて、いい取組だと思っておりますので、ぜひ今後もよろしくお願ひいたします。

続いて、177ページ、建設業の魅力発信事業についてお尋ねします。

これは令和6年度のプレス発表にも載っていました。職員の提案制度ということで、採択事業で行われたということなのですけれども、予算額が130万円ということで、予算の中で収まっていると思うのですけれども、実際、マインクラフトを使って体験教室もやった、各区有施設の工事現場見学会もやっています。工事見学会はどこでやられたのかを教えていただきたいと思います。

○長尾施設整備課長 建設業の魅力発信事業のうち、建物づくりの手法紹介ということで、実際にご案内した現場については、大井保育園になります。建設現場になります。

○高橋（伸）委員 背景、目的を見ると、建設業の従事者が高齢化して若者離れが大きな課題となっているというところで、職員の提案制度ということになっていますよね。今期、マインクラフトだけではなくてもいいのですけれども、建設業の魅力発信事業というのは、今期は継続してやっていないよう私は見るのですけれども、その辺のことをお尋ねしたい。

せっかく職員が提案した制度なので、ぜひこれは継続していただきたいと思うので、今、質問をさせていただいています。

○長尾施設整備課長 こちらの建設業の魅力発信事業につきましては、令和7年度、今年度は予算をつけて実施はしておりません。昨年度実施したマインクラフト体験教室の部分については、SDGsの推進ファンドの対象事業の中で、マインクラフトを活用したまちづくり、建物づくりがありましたので、そちらに吸収するような形で実施というところになっております。

また、現場の体験につきましては、各現場で、学校以外の建物、学校も含めて、施工者と協力してやっているという実態がありますので、引き続きそういうところで実施していきたいと考えております。

○石田（秀）委員長 次に、石田ちひろ委員。

○石田（ち）委員 私からは、183ページの非核平和都市品川宣言事業について、それに関連して平和事業といいますか、普及啓発事業について伺いたいと思います。

一般質問でも伺ってきましたけれども、非核平和都市品川宣言の一文、「いまだかつて、開発された兵器で使われなかつたものはない。これは、歴史の恐るべき証明である」ということと、広島県知事が平和式典で訴えた、歴史が証明するように、抑止は繰り返し破られてきた。なぜならば、抑止とは、あくまで頭の中で構成された概念、つまりフィクション、我が国も、圧倒的に不利と知りながらも、太平洋戦争の端緒を切ったように、抑止論が前提とする合理的判断が常に働くとは限らないということを紹介して、通ずるものがあるということを指摘してきました。

そして、その広島県知事の発言等を引用して、区長は、県知事が提案するように、核のない新たな安全保障の在り方を構築するために、頭脳と資源を集中することが今こそ必要だと考えると述べました。

広島県知事の発言は、現政権が進める核抑止論を痛烈に批判するものです。核を持つことで平和を守ることはできないのだということが大変分かりやすく力強く語られたと私も思います。

こうした訴えに共感する立場での区長の答弁は、改めて多くの人を励まし、平和運動や核兵器廃絶運動を進める人たちの運動を後押しするもので、大きく評価するものだと思っています。

宣言に関わって、区は平和事業や普及啓発事業等をやられている。この間も求めてきてますけれども、城南空襲を語り継ぐためのモニュメントや慰霊碑の建立を一般質問でも求めたのですけれども、区は、体験機会の充実や記憶の継承を念頭に周知啓発を進めると答弁されました。城南空襲のモニュメントや慰霊碑の建立、そしてまた戦跡の解説板などマップ等をつくることも求めたのですけれども、区が言う体験機会の充実、記憶の継承と、共産党が提案したものは違いがないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○藤村総務課長 城南大空襲のところでお話をいただいたということでよろしいでしょうか。城南大空襲について、まず、モニュメント等の建立をというようなお話をいただいているところですが、こちらは申し上げたところが、まず、例えば、城南大空襲を体験された方のお話を伺って、どういった方向性があるかとか、そういう記憶の継承というところをまず先だって図りまして、その上でどういった対応をっていくかとかというところの話が出てくるかなというところで考えていますので、まず、モニュメントありきというところではなくて、まずは、そういう戦争の体験を継承していくとか、そういう気持の面でのところを優先させて事業を進めていきたいというふうに考えているところです。

○石田（ち）委員 まずはというところが、別にどちらが先でも私は一緒ではないかなと思うのです。記憶を継承するというところで、そうしたモニュメント等があれば、これは何だろうと、そこに説明が

あれば、記憶として継承されるということにもなりますので、そこは大きく違わないのではないかなど。ぜひ体験者の話等も聞いてはいただきたいのですが、同時に進めることができると思うのです。なので、まずはということをつけるところではなくて、その認識を変えていただきたいなというふうに思っております。

それで、先日、8月21日から24日まで、品川区民ギャラリーで、第41回しながわ平和のための戦争展が開かれました。ここでは、まさに城南空襲の焼け跡歩きの報告や、城南空襲の証言映像の上映など、戦争の歴史を継承する活動を進めて、戦争ではなく平和の道をみんなで考え、それを広げる活動をしている実行委員会が開いたものですけれども、実行委員会のホームページには、今年はここに区長、副区長が初めて参加してくれたということで書いてありました。この会の皆さんから、改めて参加のお礼の手紙を区長に送ったところ、区長から直筆の返事も返ってきて大変感激されておりました。

また、ホームページでは、城南空襲の碑の建立について、区議会の総務委員会では不採択でしたが、具体的なイメージを区に提案したいというふうに書かれておりました。7月28日の総務委員会で、まさにこの陳情が議論されたわけですけれども、賛成は共産党のみで不採択となりました。その議論の中で、私は、こうした会の皆さんの活動を活かしていく方向で、ぜひ直接懇談していただきたいと思うのですけれどもということで求めたところ、区は、実際の戦争と区の平和事業がリンクしていったほうがいいのではないかと思いますので、会の方と直接の交流とか、そういったところも含めて、どういった形がいいのかは、今後の検討課題とさせていただきますというふうに答弁いただきました。

その後の検討はどうされているのでしょうか、伺いたいと思います。

○藤村総務課長　　今の委員のお話としては、やはり地元の歴史というか、戦禍を知っていくことが一つ重要というところが私どもの前提としてもございます。

また、今回の青少年派遣ということで、広島、長崎に行った生徒からも、自分たちの地元の歴史を知らないというようなお話をいただいているところがございますので、まずは、城南大空襲について周知啓発されている方々のお話を伺った上で、どういったことを区としてやっていけるかというところは、今後検討したいとは考えています。

○石田（ち）委員　　区長も、直筆で返していただいた手紙、返事には、品川区内にも……。

〔「それ、読むの？」と呼ぶ者あり〕

〔「私の文書」と呼ぶ者あり〕

○石田（ち）委員　　すみません、分かりました。内容までは入りませんけれども、改めて認識しましたということで書かれておられたそうです。ですので、やはり改めて認識していく、そのためには、まちの中を歩いていて、そういうモニュメントや碑があるという、そこに気づいていくことが大事だと思いますので、思いとしては同じ方向を向いていると思うので、どう実現できるか、ぜひ会の皆さんと連携して進めていただきたいと思います。

なので、まずは認識、「まずは」というところを変えていただくということが必要なのですけれども、その検討をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○藤村総務課長　　区といたしましては、非核平和都市品川宣言という宣言をしておりまして、そちらをもとに様々な事業を進めているところでございます。

そういう中で、モニュメントの建設を先にというようなお話がございますけれども、やはり私どもといたしましては、記憶の継承ですとか、そういう形のないところを先に伝えていった上で、その上で思いが重なってモニュメントというような流れというところが現時点では適当ではないかというふう

に思っておりますので、そちらについては見解が若干違いますけれども、思いは同じというところで酌み取っていただければと思います。

○石田（ち）委員 先にという形ではなくて、同時にぜひ進めていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

○石田（秀）委員長 次に、えのした委員。

○えのした委員 よろしくお願ひいたします。私からは、197ページの地域課題の自主的解決支援、211ページのしながわシティランの開催についてお伺いします。

まずは、地域課題の自主的解決支援について。

予算特別委員会でも質問させていただきましたが、今回の会計決算審査意見書の中には、令和6年度の決算審査を通じ、次のとおり意見を述べる。その1は、地域の課題に対する支援体制の強化についてである。

まず、町会・自治会への活動支援である活動が低調であったことにより、令和6年度に各種助成金の申請をしなかった町会・自治会4団体のうち、1町会において、令和7年度に入り町会長を公募するなど、活動への盛り返しがあった。町会・自治会の活動停止や解散は地域にとって重大な問題である。活動が継続的に行われるよう、助成金も含め、総合的な支援を実施されたいと記載されています。

そこでお伺いします。なぜ活動が低調だったのか。また、この4団体は、令和7年度に入り助成金を申請されているのか、公募により町会長が決まったのか教えてください。

○平原地域活動課長 まず、活動が低調であったといったところでございますけれども、やはり地域の町会活動を担う担い手の確保がなかなか難しくなったというところが主だったというふうに聞いてございます。

また、これら4団体についてでございますけれども、先ほど委員からご紹介のございました町会長の公募を行ったところについては、町会長が就任されたといったところで、そこについては活動がまさに盛り返されたところでございますが、残りの3団体につきましては、助成金の申請はなかったところでございます。

○えのした委員 担い手不足の中でも公募により町会長が誕生したということで、活動が盛り返していく何よりです。

町会・自治会は、あくまで任意団体ではありますが、一例を挙げると、防災区民組織、青少年対策地区委員、民生委員等、各種の行政の役職や委員等としての仕事もあります。役員の高齢化や担い手不足のために委員等の選出が難しいことや、特定の方に役割が偏る傾向も問題だと考えます。

月に2回、区の文書配布では、区のふれあい掲示板、町会内の掲示板と回覧板を通じて区民への広報の窓口としての役割、広聴としての役割も担っております。

また、ちょうど今、まさに国勢調査が行われております。国勢調査は回答の義務がある大切な調査です。ですが、国勢調査員、70代男性が町会長の依頼を受けたものの想像以上の大変さに直面した、回収率も減少、すり減る調査員のメンタル疲労を迎える国勢調査などの記事があり、新聞やニュースで取り上げられています。

私も地域の方から、ミニポンプ隊の放水ができない、民生委員の成り手がいない、国勢調査は本当に大変との声を多くいただいております。

そこでお伺いします。町会・自治会に品川区から選出、委嘱を依頼している委員等を教えてください。また、その中には、直接ではありませんが、国や都区が委嘱する役職もあると思いますが、そちらも

含めて教えてください。

○平原地域活動課長 町会・自治会にお願いしているものでございますけれども、まずは先ほどご紹介のございました青少年対策地区委員でありますとか、あるいは民生委員・児童委員、ご紹介いただきました国勢調査員、あるいは廃棄物減量等推進員でありますとか、健康づくり推進員などがございます。これで全てではございませんけれども、こういったところをお願いしているところでございます。

○えのした委員 様々な委員、地域にとって重要な役職です。ですので、町会・自治会の活動停止や解散は、地域にとってだけではなく、行政にとっても大変重大な問題であると考えます。

ですが、一方で、ちょうど昨日、品川区功労者表彰式が行われました。広報しながらわに知り合いの方が掲載されていたので、私も直接お祝いの連絡をしましたが、地域の活動が認められて大変喜ばれおりました。

そのように役職の重責を担い、地域のためにご尽力されている方も多くいらっしゃるのは、やはり行政からの町会・自治会への継続的な手厚い支援が重要で効果があり、役職を通じて地域のために活動しようとの思いからだとも感じており、私からも表彰者の皆様には、心より敬意を表します。

そこでお伺いします。成果報告によれば、町会助成や地域イベント補助の執行率は高い一方で、やはり担い手不足や加入率低下が依然として課題です。事務事業概要評価シートには、必要性、有効性に、マンションの町会加入について苦慮しているケースも多いため、令和6年度に作成した町会向けマンション等の関係づくりガイドブックの活用を促しつつ、個別の事案について丁寧に支援していく必要があると記載されています。区としてどのように支援されているのか教えてください。

○平原地域活動課長 マンション住民の町会への加入働きかけでございますけれども、やはりなかなか町会自体がマンションとの関係づくりに苦慮されているというようなお声を私どももかつてからいただいてきたところでございます。そういうところの入り口としての取組といったところで、町会・自治会が、具体的にどこのマンションとどういうことをやっていきたいのかといったところを個別に聞き取りまして、いわゆる伴走型の支援という形で、マンションとの関係づくり、そういうところのきっかけづくりをさせていただいた上で、それを継続的に深めていく、そういうような取組を特に今年度からさらに進化させていただいているところでございます。

○えのした委員 伴走型、やはりマンションと町会の関係づくり、つながりが重要だと考えます。

今年の3月、再開発が進む一方で、武蔵小杉の町会がなくなるという新聞記事がありました。人口増でも新住民の加入が進まず、地元の武蔵小山でも再開発が進み、町会からは次期会長がいない、担い手がない、高齢者しかいないとの声を多くいただいております。武蔵小杉と同じようなことにならないように、支援の強化と拡充を要望いたします。

指標の達成状況に児童参加地域事業補助金について、年度途中に申請回数を拡充したため、実績が目標を上回ったとあります。こちら、地域の町会の方からは、年間で2回から3回になり、大変ありがたいとの声を多数いただいており、評価をしております。やはり地域の町会長からは、町会加入のきっかけになるのは、子ども向けのイベントから親への声かけが効果があるとの声も多く伺っております。こちらの継続した支援を要望して、補助金交付にとどまらず、若年層や子育て世帯が参加しやすい取組をお願いいたします。

また、町会・自治会への加入申込数についても目標を達成し、令和6年度は、電子申請94件、はがき申込み30件と、利便性の高い電子申請がはがきを上回るとあります。合計124件、目標の80件を大きく上回っておりますが、たしか区内の町会・自治会は200程度だと思いますが、どの地区が加

入者が増えているなど、現状や傾向などをお知らせください。

○平原地域活動課長 加入促進支援のところでございますけれども、こちらの傾向といったところでございませんけれども、今、委員にご紹介いただきました直接的な加入促進支援だけではなくて、例えば、区民まつりでありますとか、多くの方に町会・自治会が目に触れるような機会を捉えまして、そういうところでも町会活動の見える化を通じて加入促進を図っているところでございます。

大変申し訳ございません、今、手元に加入促進のところで具体的な数字がどの地区かといったところがないものでございますので、そういうところのお答えをできないところでございますけれども、様々な取組を含めまして、加入促進を引き続き図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○えのした委員 今年度を見ると、目標が125件とありますので、さらなる町会加入の促進に期待しております。

また、こちらは東京都の予算ですが、町会・自治会デジタル化推進助成が、先日、追加募集が始まりました。電子回覧板を用いた情報の伝達と共有、QRコード決済を活用した町会費の徴収の取組を支援しています。デジタル化の推進で運営の活性化や効率化を図ることが積極的な支援につながり、地域コミュニティの再生につながることが有効だと考えます。

区内の町会からは、どの程度申請されているのか把握されていますでしょうか。

また、品川区としても、デジタルツールによる支援はどのように考えているのか教えてください。

○平原地域活動課長 ICT活用促進補助という点でいきますと、令和6年度は15件の申請があつたところでございます。また、令和7年度に入りました、同様の、対象は違いますけれども、ICT活用といった点で東京都の補助も新設されたところでございます。そういうところも併せて紹介することによりまして、町会活動のICT導入、そういうところを進めているところでございます。

○えのした委員 品川区への助成申請を地域センターと丁寧に支援をしていただいておりますが、東京都のこのような事業に対しても、申請の支援、しっかりとお願ひいたします。

次に、しながわシティランの開催についてお伺いします。

今年の3月9日、記念支部すべき第1回しながわシティラン2025が開催されました。

そこでお伺いします。各種目の定員と応募者数、当日の会場来場者数と、アンケートも実施されていますが、開催の結果を教えてください。

○守屋スポーツ推進課長 各種目の定員と申込者ですが、10kmが2,500人のところ3,984人、ジュニアラン2kmが250人のところ380人、ファミリーラン1kmは、当初125ペア250人のところ、1,296ペアと全ての種目で定員を超える申込みがございました。協賛ブースやステージイベントの観覧者などを含めました会場来場者数は、延べ約8,700人と大変多くの方にご参加いただいたところでございます。

参加者アンケート結果では、大会の満足度、会場サービスについて、約80%の方に、「満足」、「とても満足」とご回答いただきまして、大変も盛り上がり楽しんでいただけた大会になったのではないかと思っております。これも地域の皆様、警察、消防、医師会など各関係機関の皆様、協賛企業の皆様、議会の皆様をはじめ、関係者の皆様からの多大なるご協力をいただき、オール品川の取組の結果だと思っております。改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

○えのした委員 来場者数が8,700人、各種目とも定員を上回る申込みと大人気であった。80%の方がとても満足度が高いということで、私も10kmに申込み、当選して出場することができました。委員の方々も出場されておりましたが、本当に会場内は大勢の方でぎわい、まさにラン

フェスティバル、お祭りの装いでした。森澤区長のスタートの号砲から、多くの沿道からの温かい応援、今でも本当に目に浮かびます。私は運よく当たりましたが、地域の方からは、やはり当たらなくて残念とか、特にファミリーラン、これは人気が高い裏返しだとは思いますが、当たらなかつたとの多くの声を伺っております。来年に向けた課題として、募集人数を増やすことが有効だと考えますが、区のご見解をお伺いします。

○守屋スポーツ推進課長　定員の増のところでございます。公道を走ります10kmのところは、参加者の安全性や交通規制等のこともございまして、定員を増やすことはなかなか難しいところではございますが、区民公園で開催いたしますファミリーランにつきましては、安全性を考えながら、2回に分けてスタートすることで、当初125ペア250人のところ、昨年度は250ペア500人に増加して、できるだけ多くの方に参加いただけるようにしたところでございます。

本年度につきましては、さらに50ペア増加いたしまして、300ペア600人の募集人数にして、できるだけ多くの方に参加していただくようにしたところでございます。

○えのした委員　ありがとうございます。そうですよね、公道は難しいとは思います。安全性も含めて。ファミリーラン、50ペア増ですか、300ペアで600人定員のこと、歓迎いたします。

ただ一方で、やはり人数も多くなりますので、しっかりとした安全対策を行っていただきますよう要望いたします。

また、安全対策として、実際に走って感じたことですが、スタートから道路に向かうところがかなり狭かったので対策が必要だと考えます。先ほどのアンケートの中にも課題などありましたら、お知らせいただき、区のご見解をお伺いします。

○守屋スポーツ推進課長　委員ご指摘のとおり、区民公園をスタートしてから、旧街道入り口のところが少し混雑していたということで、ランナー渋滞発生を認識しております。そのため、次回大会では、スタート直後から、旧東海道の入り口の道路幅、昨年度は2車線使っていたのですけれども、1車線を使用する形に変更いたします。また、ランナーを1,000人と1,500人のグループの2回に分けて5分間隔を空けてスタートさせるウェーブスタートを取り入れることで、ランナー渋滞の緩和を図つてまいりたいと思います。

○石田（秀）委員長　次に、中塚委員。

○中塚委員　190ページ、人権・ジェンダー平等推進経費に関わって、排外主義、外国人差別および同和事業についてそれぞれ伺います。

まず、排外主義ですが、今年の参議院選挙において、日本人ファーストなどと排外主義が横行しました。私は、同級生や親戚にも外国籍の方がいますが、日本人ファーストについて、外国籍だから後景に追いやるのは明らかな差別、日本でもヨーロッパのような排斥が起きるとはショックだと話しておりました。参議院選挙では、外国人は優遇されているなどのデマも広がり、こうした外国人差別が多くの方を傷つけました。このことを品川区はどのように考えているのか伺いたいと思います。

品川区は、「しあわせ多彩区」と掲げ、人権尊重都市品川宣言でも、その説明で外国人の人権を尊重しようとあります。選挙を通じて、今でも日本人ファーストのポスターが張ってありますが、こうした外国人差別について、品川区はどう考えるのか質問します。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長　人権のお話かと思いますので、私からお話しさせていただきます。

日本人ファーストの考え方につきましては、区が意見を述べるところではないと思いますので控えさ

せていただきますが、排外主義につきましては、とてもそういう考え方方が広がっているのは残念に思います。また、そのようなデマが出てしまったりとか、また、それを皆さんに信じてしまうような状況について、今後、広く皆さんには人権について知っていただき、ご理解いただけるように周知啓発に努めてまいります。

また、これに関しては、ネットリテラシーの問題もあるかと思います。ネットでの情報をそのままのみにするのではなく、ご自身でどういうふうに情報をとつていって、どういうことが真実なのかを見極める方法について理解をしていただく必要があると思いますので、そういった取組についても進めていきたいと考えております。

○中塚委員 様々な取組は、適宜進めていただきたいと思いますが、冒頭の日本人ファーストについては、区は見解を述べるものではないとご発言がありましたけれども、なぜなのか伺いたいと思います。

私が強調したいのは、人間にはその価値に上下はありません。誰もが唯一無二の存在で尊重されるべき、人権が守られるべきだということです。特定の国籍に「ファースト」をつけると、2番目、3番目をつくることになり、人間の価値に上下をつくることになります。つまりは、外国籍の方を下にする日本人ファーストは、明らかな外国人差別です。品川区は、そのようには考えないのか、改めて伺いたいと思います。

国籍で人間を差別したり、分断をあおったり、今の生活が苦しいのは外国人のせいだと煽動する、今の生活が苦しいのは、外国人のせいではなく、自民党のせいです。横行する排外主義に対して、地方自治体として外国人差別は許されない、この立場を表明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 日本人ファーストのところにつきましては、皆様が様々なことをおっしゃっている部分もありますし、人によって受け取り方が違うというところもあります。その使われ方の時と場合によって、かなり意味合いが違うというふうに考えておりますので、こちらについては、区として考え方を述べるところではないというふうに思っています。

また、外国人差別につきましては、特に品川区でも多文化共生を進めているところでございますので、様々、今、4%になる外国籍の方々は、生活の中、学校ですとか、様々なところで同僚として、ご近所の方として暮らしていらっしゃるという実情があります。その方々と、どういうふうに地域を活性化させて一緒に暮らしていくのかというところについては、取組をしているところでございますので、そちらを進めていくように考えております。

○中塚委員 日本人ファーストについても様々受け止め方が違うからという説明がありました。参議院選挙を通じて多くの外国人の方が傷つきました。また、外国人の方を傷つけている姿を見て、多くの方も傷つきました。私は、明らかに外国人差別だと思いますので、そこは指摘しておきたいと思います。

次に、同和事業について伺います。

これまで解放新聞など部落解放同盟から大量に新聞や雑誌を購入している問題を取り上げてきました。年間330万円もの大量購入ですけれども、毎週のように、ここにいる課長だけでなく、校長先生も含めて、解放新聞が無料で配布されておりますが、各課や部の事業に新たな反映は見当たらず、そもそもこの解放新聞が皆さんに読まれているのかも非常に怪しく、実態としては、右から左に行っているのが実態だと思います。こうした年間330万円の税金は明らかに無駄遣いだと私は中止を求めてきました。

実質的には、品川区が部落解放同盟の運営を税金で支援していることと私は同じだと思っております。特定の団体に税金で毎年多額な支援を実質的な献金とは、行政として、公務員として、全体の奉仕者と

して政治的な中立の立場に反するのではないかと思いますが、いかがでしょうか。ぜひこうした支出はやめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長　同和の事業につきましては、部落差別について、全ての方々に理解をしていただきたいところになるのですけれども、まずは区の職員として、お客様の中に、そういう方がいらっしゃる可能性があるというところで、全員が理解をして対応していかなければならないという考え方で、様々な新聞や雑誌等の購入をしております。

具体的な事業に反映というところではないと思うのですが、ただ、全ての人権と同じように、同和の問題についても理解をして、そういう方々が、もしそういう会場にいらっしゃったら、外国人の方ですか、障害者の方への対応と同じように、きちんと対応を考えて、全ての事業を考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、理解を進めていただくために、管理職の方にはお配りしているところです。

また、一つの団体に全て購入を任せているのではないかというお話なのですけれども、ほかの団体からも購入をしておりますので、そちらについては様々な角度から、同和問題ですとか、部落の話を勉強していただいているというふうに考えております。

○中塚委員　全ての方に理解していただきたいとおっしゃいますけれども、解放新聞が実質的に管理職の方が読まれているのか非常に謎です。具体的な事業に反映はないとの説明がありましたけれども、こうした年間330万円もの新聞や雑誌の購入は直ちにやめるべきだと思います。

最後に一言、そのほかに、毎年繰り返されている部落解放同盟が主催する集会への職員カンパについて伺います。

総額で120万円、部長や課長が参加しておりますが、これらの集会参加、研修として、出張としてですけれども、何年前から参加されているのか伺います。

毎年参加をしておりますけれども、参加したことでの何か特に品川区政に反映された事業はあるのか、成果と呼べるものがあるのか伺いたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長　委員がおっしゃるところの研修につきましては、毎年、様々な地域で行われる様々な同和部落についての研修に参加しております。こちらにつきましては、その成果というよりは、そこで学んだことを、また区職員への研修ですとか、そういったところで反映をさせていくところになりますし、近年、特にインターネットでの差別についての話を取り上げている団体も多いので、そういったところで、対応ですとか、新しい法律についてを学んで、他地域の対応についても学んで反映をさせていくところになります。

○石田（秀）委員長　会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時55分休憩

○午後　1時00分再開

○石田（秀）委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

松永委員。

○松永委員　よろしくお願ひいたします。私からは、197ページの地域振興事業の町会・自治会について伺いたいと思います。

町会・自治会の現状認識と重要性についてであります、現在、品川区内には203の町会・自治会

があり、各町会・自治会では様々な取組を行い、地域を盛り上げ、コミュニティ活動を活発に行われております。しかし、課題もございます。少子高齢化や核家族化、住民のライフスタイルの変化により、町会・自治会の役員の成り手不足や活動の高齢化、加入率の低下です。

そこで、本区において、この現状をどのように認識し、地域コミュニティ位置における町会・自治会の役割をどのように評価されておりますでしょうか。認識と役割についてお知らせください。

○平原地域活動課長 まず、町会・自治会数でございますが、現在、201でございます。そのような中で課題認識でございますけれども、まずは、委員ご指摘のとおり、町会の役員自体が高齢化されてきた。それに伴いまして、町会のイベントの参加者なども固定化してきている。併せて、本来であれば、そういったところに新規加入の方が入ればというようなところもあるのですけれども、なかなか新規加入が入らないといったところで、若干先細りというような課題認識を持っているところでございます。

一方で、町会の役割といたしましては、自らのまちを快適で住みよい地域にするために、住民同士の親睦でありますとか、地域課題の解決を図ることで、防災であるとか、様々な活動を行っていただいている、そういう役割を持っているものと認識しているところでございます。

○松永委員 ありがとうございます。大変失礼しました。201町会・自治会でございました。

こうした役割がある中で、住んでいる方に対して、町会・自治会への未加入の割合について伺いたいと思います。

そこで、未加入者への対応と地域情報の伝達について伺いたいと思います。

加入世帯と未加入世帯との間で、例えば、防災情報や行政の情報などの地域情報伝達に格差が生じる可能性があると思うのですが、本区としてどのように考えておりますでしょうか。

また、未加入者に対しても、地域の一員として必要な情報が行き届くよう、どのような対策を講じているのか。加入者と未加入者の違いについてお知らせください。

○平原地域活動課長 町会に加入している、あるいは加入していないことに伴っての差というようなご質問かと思いますが、まず、町会に加入していることによって得られるものといたしましたら、町会の行う町会独自のイベントに対して参加できる。例えば、個別の見守り活動とか、そういったところに参加あるいは対象となることができるといったことがございますが、先ほど委員ご指摘いただいたような、例えば防災情報であるとか、そういったところで、加入している、していない、そういったところで差が生じるものではございません。区といたしましては、幅広く全ての方に伝達されるような形で情報発信させていただいているところでございますので、そういう点では特に町会の加入、非加入といったところでは関係するものではございませんが、区といたしましても、様々な町会のメリットを、例えば、先ほど言いましたイベントであるとか、あるいは高齢の家族と一緒に見守る、あるいは、実際には災害時の助け合いみたいなところで防災訓練など町会でやっている独自の訓練などにもスムーズに参加できる、そういったところをご紹介させていただければというふうに考えているところでございます。

○松永委員 まさに防災について、やはりそういった格差がないようにしていただければと。未加入者に対しても周知を、例えば、掲示板とかに張ってはいるのですけれども、なかなか参加率が少ないということが現状ですので、そうしたところも含めて取り組んでいただければというふうに思います。

続きまして、こうした町会・自治会に加入促進ということで、品川区では、児童参加地域事業、また、新規事業定着化、地域課題の自主解決支援など、たくさんの町会・自治会へ活動助成を行っていることと思います。

そこで伺いますが、こうした取組を行うことによって、町会・自治会の伸び率について、ここ3年の、

どういった推移になっているのかお知らせください。

○平原地域活動課長 町会加入率の推移といった点であるかと思いますが、加入率といったところでございましたら、令和4年が57.93%、令和5年が56.08%、令和6年が54.86%と、割合からすると漸減傾向でございますけれども、一方で、加入世帯といった点でございますけれども、こちらでいくと横ばいでございます。人口増に対しまして加入世帯が横ばいといったところで率が下がっているというところが現状かなというふうに思っているところでございます。

○松永委員 加入率が横ばいということで、ぜひ加入率を上げていただく取組として、いろいろあるかと思います。そうした中で、伸び率が少ない原因について伺いたいと思います。

品川区では、令和元年度から町会・自治会の加入促進チラシにQRコードを掲載され電子申請が可能になったことから、町会・自治会への加入が増えたという実績が載っておりました。そうした中で、例えば、町会・自治会に加入したときの必要性の不理解、メリットの不足とかが、私はそういった原因があるのではないかと思っております。

もう一つが、例えば美化運動とかお祭り、防犯活動などの活動内容になかなか関心を持てない方、また、町会費や時間の負担に見合わないと感じる方も多いのではないかと思います。

そこで、個人の自由や時間を優先したいという方々に対し、提案であります。これは地域貢献の見える化が必要だと私は思っております。その中の取組としては、町会が行っている事業、町会ではないと思うのですが、例えば、ここに防犯カメラをつけましたよとか、公園の遊具とか、独自の見守りサービスをやっていますよとか、町会が活動してこういうふうになりましたというような明確な報告がとても大事になってきます。

もう一つが、例えば、インセンティブの付与、町会・自治会に加入了の場合に、こういうものが与えられます。例えばですが、デジタル通貨や健康ポイント、チラシ、報告、広報等を改善していただければというふうに思いますが、品川区としてどのように感じておりますでしょうか。

○平原地域活動課長 まず、地域貢献という点での見える化といいましょうか、どちらかというと、そもそも町会の見える化みたいなものだと思いますけれども、なかなかふだん生活している中では、町会・自治会が日常どういう活動をしているかがなかなか見えづらいといったところが町会加入率につながらないといったところであるのかなというふうに思っております。

そういう点では、今ちょうど、大分後半に入りましたけれども、例えば、区民まつりなどを見てみると、かなりの方々の参加、特にお子様あるいはその保護者、子育て世代を中心とした参加がありますけれども、そういうところで町会がどういうことをしているのか。あるいは、これまでの大きな災害のときに、地域の助け合い、共助の取組がどういうものであるのか。そういうところを積極的にご紹介していくことによって、地域の人と人とのつながりの意味合いが見えてくる。そういうところで、町会はこういうことをやっているのだというような理解が深まればというふうに考えているところでございます。

そのような中で、もう1点のご質問のインセンティブというようなところでございますが、特に今、現状、町会に入ったから何かといったインセンティブといったところでは区としては特に検討しているものではございませんけれども、町会単位で具体的に町会に入ることによってというようなところで、そのようなことの検討が進むというものは、今後、いろいろなお話を聞いてまいりたいというふうには思っているところでございます。

○松永委員 ぜひこれは今後、大きな地震が起き、もう災害になってしまふのですが、そうしたとこ

ろで助け合いがとても大事になってくるので、例えば、自助、共助、公助ということで、前濱野区長もそういったところは大事というふうにおっしゃっていましたので、ぜひそうしたところを強調しながら、地域で見守れるような形にして町会を盛り上げて、また品川区がウェルビーイングな品川区になるように進めていただければと思います。

○石田（秀）委員長 次に、つる委員。

○つる委員 よろしくお願ひします。197ページ、地域振興経費、207ページ、文化活動支援事業を聞いていきます。地域の盆踊りの支援、盆踊り発表の場の提供についてでございます。217ページ、戸籍住民基本台帳関係費、219ページ、斎場運営費に関連して、公園墓地や、お墓に関わる区としての関わりについて。185ページ、市町村交流事業については、うみトークというふうな言われ方もしていますが、伊豆大島、伊豆諸島との交流について伺っていければと思います。

まず、文化の軸を中心に伺っていきたいのですが、盆踊りを活かして区のいろいろなものを盛り上げていこうという質疑が、過去、様々各委員からありました。いろいろな地域の事例も参考とされながら、盆踊りをフィーチャーしてやっていったらどうだとか、金銭的な部分とか補助金の部分も含めてという質疑がかつてありました。

そうした中で、この間の週末に福祉まつりがありまして、そこの中で盆踊りがありました。品川区の社会福祉協議会の方がつくられた「わわわ！しながわ社協音頭」がありまして、これが振り付けも含めて、曲も含めて、非常にすばらしい音頭がありました。

渡辺議長が今、盆踊りを強力に推進されているということと、私もデフスポーツ応援議員連盟の会長として、議員各位の皆様に、ぜひこの盆踊りに参加してくださいというご連絡を申し上げたところ、私が見る限り、多分、議長と会長の私と西村議員と、あと大倉副議長ですか、遠く見ていただいていた方はいらっしゃると思うのですが、心で共感していただいた方もいるという期待も含めて、大変すばらしい場になりましたし、本当にいろいろな方がそこで一体化というか、混ざり合ってというところで、本当にすばらしいひとときだった、1時間ずっと踊り通した感じだったのですけれども、そうした中で、そこは本当にすばらしい場になったなというふうに思いました。

そういう中で、議長から伺ったところ、品川区内には、各地域のご当地音頭がある。議長が調べた中では、12ぐらいあるということで、商店街、学校関係、地域町会というところで、確認できただけでも12ぐらいあるというところで、当然、品川区には品川音頭、品川甚句、そして先ほどご紹介させていただいた社協音頭を含めて、これがもう品川3大音頭にして盛り上げていきたいなというような話もさせていただいたところであります。

そうしたところで、こうした各地域で地域の音頭があるということを、ほかの地域の方が見たら、自分のところでもこういうものをつくっていきたいなどと、地域のつながりを強化するという意味で、世代を超えてつながれるこうした盆踊りを通した取組に対する支援の在り方ですとか、これはかつて私も郷土史の応援をぜひお願いしますということで質疑させていただいたことがありますけれども、地域の特性を生かしたものになると思うのです。品川区では、この間、2017年に新しい品川音頭になったときに、八潮が歌詞の中に入ったりとかということも含め、それぞれの地域に残されている様々なものを表現していく場にもなるのかなというふうに思います。なので、そうした支援。

それから、こうした地域のご当地盆踊りの発表の場をつくったらどうかなと思います。これは品川音頭を区民全員が踊れるということも含めて、そういう場があるといいのではないかと。

これは（仮称）しなぽんフェスということで、区長の肝いりでこういうものはどうでしょうかという

仮称がありました。

場所は、私は大井競馬場とかがいいのではないかなと思いまして、これはホッケー競技場のときにイベント的にやっていただいた部分がありますけれども、大勢の人も集まれますし、根本的な課題ですか、それから安全性の確保とか、そういうた部分でもいろいろ適地なのかなと。

例えば、秋に様々そういう夏祭りとか盆踊りがされて、各地域のそうしたものが各地域でやっていたい、それぞれのうちの地域はこういう盆踊りです、そういう盆踊りがあるのだ、そして品川音頭を最後にみんなで踊ろうというイメージで、そして大勢の人が集まても、暑くなく涼しい時期というと、11月ぐらいがいいのではないか勝手に思っていて、ここは例えば大井町でメガイルミをやります。そういうたイベントと併せて集客につながることとかも含めてやっていいのではないかと思っています。

さらに、取組のイメージは、いろいろ報道が出て、変なみそがついてしまったところはあるのですけれども、中野区で、中野駅前大盆踊り大会を13回やっていて、あの雰囲気はすごくいいなというふうに思っています。これは伝統的な盆踊りのありよう等を含めて、DJの方がJポップも含めたポップだったか、70年代の様々な、昔、ディスコ、クラブとかでかかっていたような曲をかけて、そこで四拍子で盆踊りもやるという、世代を超えて、昼間は子ども向け、そしてだんだん夜になると大人も楽しめるようなということで、1日を通してイベントになっています。

これは実行委員会形式で行政がダイレクトにというものはないのですけれども、ただ、東京都の支援は受けていて、事業目的が、全部、中野というところを品川区に置き換えて聞いていただきたいのですが、中野ブランドの確立、中野音頭を普及促進し、故郷の歌として存在を確立させる、伝統文化の発展、生演奏による盆踊りとDJ盆踊りによる伝統と革新の融合を図る、地域の活性化、地元飲食店から参加を募り、中野の町のさらなる活性化を図る、地域コミュニティの形成、中野区民が大きなイベントを行うことで近隣区民との関係構築を促し、コミュニティの強化を図るということで、こうした形の取組の目的は、全部今のところを品川区に変えていただければ、品川区のコミュニティのつながりの向上に資するのではないかと思っています。

品川区でも、品川音頭の振りでマツケンサンバの曲をかけてやったとかということも伺ったりはしていますが、私はこれ、個人的に中野の盆踊りについては、DJの方で、DJ C e l l yさんという方がいるのです。彼女の選曲とか、あの雰囲気のつくり方は、すごく上手で、やはりマンパワーによるところは非常に大きいのですけれど、ただ、それによって、最初は8,000人だったのが、今、7万5,000人とか8万人とかという、それだけの内外の方を集める力は逆に言うとすごいなと思って、中野区はサブカルチャーのいろいろな強力なツールがあるのだと思うのですけれども、今、品川区は「しあわせ多彩区」の体現ということでいろいろやっていて、都市プランディングとしては、新旧の融合と、それから多様性の実現ということを掲げられていると思うので、まさにこの盆踊りというのは昔からある伝統的な踊りと、また曲だと。そして、今申し上げたような新しい曲で合わせていく、まさに新旧の融合になるのではないかなというふうに思っています。

ちなみに今日、私が今日着ている上着は、品川区が今回、都市プランディングをやっているヘラルボニーのジャケットです。八重樫季良さんという方の絵が裏地に、こうしたメッセージを込めているのですけれども、ぜひこうした盆踊りによる品川区の都市プランディングというか、盛り上げ、地域の応援と、大きなフェス的な取組について、お考えをお聞かせください。

○大森文化観光戦略課長　　盆踊りについてのはやらせていただきたいというか、そういうた大きなイベン

トにつなげていきたいというご質問かと思います。

現在、文化観光戦略課で盆踊りという特定のものを助成するといった制度、助成金とか補助金とか、そういった制度はないのですけれども、先ほど、委員のお話がありました東京都の助成金とか、そういったものは随時チェックいたしまして、関係機関に周知するなど努めていきたいと思います。

盆踊りにつきましては、昨今では、アップテンポの歌謡曲に乗せて踊るなど、先ほどお話がありましたけれども、四拍子ということで、若者や子どもたちにも大変参加しやすく、インクルーシブな面からも、多くの方が気軽に参加できるコンテンツであるというふうに我々思っております。

そういった中で、盆踊りのどういったところの場に出られるかというところと、新たにイベントをつくっていくというような分野になっていくのか。品川区でも非常に大きなイベント等がありますので、そちらのほうと連携協力していくまして、そういう出番を多くつくっていけるような形で、関係団体の皆様にも積極的にアプローチをしていって、我々としては、おつなぎするつなぎ役、橋渡し役というような形で、区としても何かできることがあれば協力していきたいと思います。

○つる委員 本当にこれまで他の委員から、盆踊りを活かした地域の伝統芸能の継承というところも含めて質疑があった中で、ぜひ今後も積極的に、今ご答弁いただいたことも含めて、品川区がやはり本当にチャンスとして捉えてやっていただきたいというふうに思います。またここについては、いろいろな機会で求めていきたいと思います。

盆踊りという盆つながりで、次、お墓についてです。

この課題については何回か質疑をさせていただいた、いろいろ法律ですか、品川区の条例等々、運用の要綱とかを確認させていただくと、基地、埋葬等に関する法律第9条で、特にこれは身寄りのないとか、特に生保の方とかを中心になると思うのですが、自治体が火葬ないし埋葬というところで、具体的なところは委託事業者が提携している寺院等になると思うのですけれども、そうしたお墓の課題があります。これはもう墓じまいとか様々そういったことがずっと報道も含めて言われている中で、条例でも墓地の経営主体は地方自治体となっている中で、ただ、なかなか難しいときはというところで、実態は宗教法人というところで、2012年の、私、厚生委員会のときの、たまたま条例改正があったときに、昨日、課長の質疑の中で確認させていただいたところ、区内では117法人が墓園を経営されていて、2万4,800墳墓があって、納骨堂が13か所で1万9,200柱収納できますということが品川区の状況であります。いずれにしても宗教法人が品川区の場合はやっているというところで、ただ、いろいろな都営の霊園を含め、多摩地域では市営の霊園等があるわけありますけれども、継続性が求められるから地方自治体が優位なのだというところがあるわけであります。

総務省の墓地行政に関する調査でも、そうした中で、今後、多死社会、先ほど、ゆきた委員からもありました。亡くなった後はお墓に入れていくというか、自宅で置くというやり方もあるわけでありますけれども、この総務省の報告の中でも、死亡者の縁故者がいない墳墓または納骨堂の増加には、より顕著な問題となっているおそれがあるということで、様々な調査をした中で、まとめの中で、地域の宗教的感情や慣習にも配慮しながら、今後の墓地行政の在り方を検討していくことが望まれると、この報告書が自治体の様々な取組のきっかけになってほしいということで、国としてもそういう示唆的なことを言っているわけでありますけれども、品川区は社会福祉協議会のほうで、オプションとしてお墓に埋葬することまではあるわけでありますが、これはずっと質疑の中では、一定お金がかかるから、なかなか利用も増えないという課題もある中では、ただ、先ほど申し上げたように、先日の委員会でも単身の話をさせていただきました。そうすると、いろいろなつながりが少なくなつて、亡くなった方が自

分で納めることはできないので、そういういた縁故者がない方の支援は増えてくる。これは金銭的な部分だけではなくて、そういういた部分では、何年スパン後の課題になるか分かりませんけれども、今からしっかりと、区としてそういうお墓の課題とか、これは墓じまいとかを含めて。そして既存の寺院が今されているようなことも含めて、どういう形で区民の、亡くなった後の安心感は生きる生のウェルビーイングにつながるのだと、かつて質疑させていただきましたけれども、そうした観点も含めて、品川区として、墓地に関わる取組について、現状と課題として捉えていることと、どういうことができそうなのかということについてご答弁ください。

○築山戸籍住民課長　　墓地についての現状でございます。区が墓地等の関わりというところでいきますと、墓地の許認可については保健所が管轄しております、引き取り手のない方や行旅死亡人といった方への対応は福祉部門のほうで対応しておりますが、整備や運営といったような所管はないということです。

東京等でいきますと、都立霊園がありまして、こちらは毎年、利用者の募集を行っているというところで、令和7年度は6,470か所の募集があったところでございます。

また、民間の寺院や霊園があるというところがございますので、区として、今後、公営墓地をつくるという考えはないのですけれども、しかしながら、社会の変化とともに死後の供養の在り方にも変化が出ておりますので、こういった今後の社会動向について注視していきたいというふうに考えております。

○つる委員　　戸籍住民課の事務事業を見ると、改葬許可証についても、令和6年は104件、前年度も104件ということで、それまでは2桁だったものが、だんだん改葬についても件数が上がっているということは、墓じまい、そうしたことが増えているという実態なのかというふうに思います。

先ほどの改葬だけではなく、最初の埋葬のときに関わっても、これは今ご答弁いただいたような現状があるかと思うのですが、ただ、今後、大きな課題になってくるのが多死社会、火葬の課題があるし、その先の課題というところで、しっかりと捉えていただきたい。一部事務組合については、父が提案をさせていただいたああいう形でできたという、かつて紹介させていただきましたけれども、墓園についても一部事務組合で取り組めるようなこともあるのではないかと思いますので、意見をしたいと思います。

○石田（秀）委員長　　次に、吉田委員。

○吉田委員　　私からは、221ページ、選挙費、それと189ページ、ホームページ等経費に当たると思います。2つ質問させてください。

最初の221ページのほうです。選挙管理委員会運営費について伺います。

議案の項目、議事要旨を確認したのですけれども、非常にさっぱりした要旨で、議案の項目、例えば例をとりますと、第76号議案、在外選挙人名簿へ登録すべきものの決定について、これ、項目ですね。あとは、案のとおり決定したとしか書いていないのです。これは要旨とも言えないのではないかなどというふうに思います。選挙人である区民に対して、どのように議論をしたか明確に示すべきだと思います。発言録にして公開すべきと考えますが、見解を伺います。

○今井選挙管理委員会事務局長　　選挙管理委員会の議事要旨についてのお尋ねでございます。

まず最初に、こちら、選挙管理委員会は、傍聴の公開をしているものということが原則でございます。また、事例にとられました在外外国人の人数などにおきましては、区のホームページや、または都のホームページ等に数値等を必ず掲載するものとなっておりますので、情報としては、きちんと提供されているというふうに認識しております。

委員お尋ねの、もう少し発言の要旨を記載するべきではないかということでございますが、確かに議案の内容について分かりにくい部分があるかと思いますので、その点については、選挙管理委員会のほうに持ち帰って、今の委員のご発言などを伝えたいというふうに思っております。

○吉田委員 ゼひ前向きに議論していただければと思います。

例えは、かつて教育委員会の議事についても、要旨しか公開されず、いろいろな区民の方から、これでは何が議論されているか分からぬということで、今は発言録として改められていると思います。大変分かりやすくなつたということを区民の方からご意見を伺っております。

選挙はすごく重要なことですので、ゼひ発言録として公開していただきたいというふうに思います。これは要望しておきますので、よろしくお願ひいたします。

次が、189ページのホームページ等経費に当たると思います。こちらも公開を求めるのですけれども、決算書についてです。

決算書は、3月に会計が締められて、2か月間ですか、5月までに出納閉鎖期間が置かれて、そこで作成されて、その後、議会に付されて決算特別委員会が、今、開かれております。決算特別委員会の議論は認定のための議論なので、決算という意味では既に行われているということだと思います。ですので、議会に付される前に広く区民に公開されても、議会での議論に何ら支障はないものと考えております。市民の知る権利、自分たちの納めた税金等の使われ方の決算ですから、市民の知る権利を保障するためにも、決算特別委員会前の公開を求めますが、ご見解を伺います。

○加島財政課長 各会計決算につきましては、こちらは認定のための議案といたしまして議会のほうに提出し審査をお願いしているものでございます。

私どももいたしましては、これまでのとおり、区議会のほうに議案を提出いたしましてから決算書を載せさせていただくという形でまいりたいというふうに考えております。

○吉田委員 私たち生活者ネットワークとしては、やはり公開を求めたいと思います。

ご承知だと思いますけれども、さんざん公開、公開と求めておりますので、品川生活者ネットワークは、一貫して情報の公開を求めております。

例えは、要綱の公開も、これはなんと求めてから公開に至るまで12年ぐらいかかったと思うのですけれども、要綱の公開に際しても、最初の頃は、要綱はあくまでも区の事業執行のため、職員のためにあるものという答弁が繰り返されてまいりました。しかし、この要綱に定められていることは、例えは、障害者福祉の制度を使われる方にとっては、これが自分に関係あるものなのか、自分たちが使えるものなのかを知るために、要綱というのは非常に重要なです。今までには公開されておらずに、議会まで足を運ばないとそれが得られなかつた。それで、ゼひ公開をしてほしいという主張を繰り返しました。私の前の議員のときからずっと主張し続けて、私が議員になってすぐの頃にようやく実現したと理解しております。制度を利用されている方にとっては、ホームページ上で見られるので大変分かりやすくなつた。高齢者とか障害者をご家庭の中でお世話されている方にとっては、一々区議会に足を運ばないと見られないというのは非常に不便だったということで歓迎されております。公開することによって何の支障もないのではないかと思います。その結果として公開されたわけですし、税金を支払う区民にとっても、税金の使われ方は直接自分たちの生活に關係する資料ですので、議会と同時に知る権利はあると考えますが、見解を伺います。

○加島財政課長 決算書の公開ですけれども、少し内部の話に至つてしまいますが、5月末に出納閉鎖が終わつて決算が締まってから、すぐに今お手元にある決算書の形になつてゐるわけではございま

ん。こちらは会計管理室、財政課ともに決算の内容を確認いたしまして、冊子になるのは本当に8月末でございます。9月頭に議案の発送がございますので、その翌日に区議会のホームページ等に公開させていただいていることは、私どもといたしましては、作業の流れとして、今以上に早くお出し申し上げることは難しいと考えております。

○吉田委員 分かりました。作業上の制約があるというご答弁であって、別に区民に知らせることを遅らせるという意味ではないということで理解いたしましたが、作業上の制約はあると思いますけれども、やはり会計のことは、決算についても、私たちは区民の皆さんから、こういうことを正してほしいというようなご意見を伺いながら、この場で質問させていただいておりますので、区民の方たちが情報を得るというのはすごく大事なことだと思っています。私たちは、その声を議会に届けることが役割と思っておりますので、議員としての見解はもちろん持っておりますけれども、やはり区民の方たちの知る権利を保障するためにも、ぜひ少しでも早く公開するということを検討していただきたいのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○加島財政課長 今、答弁に一要素漏れましたけれども、私どものほうで議案発送後に決算書を公開しているというのは、議会のほうに議案としてお示しする以上、その内容を議会にまずお示ししてから公開するべきだというふうに考えております。その翌日に区議会ホームページ等で公開しておりますのは、最短のルートだというふうに考えております。

○吉田委員 最後のところが、多分、見解が分かれるのかなというふうに思っております。

中には、やはり議会のほうに区民より先に情報をぜひ渡すべきというご意見をお持ちの方がいらっしゃることも承知しております。ただ、私たちとしては、それは、議会には議会としてその議論をすることを付託されているという責任があることは承知しておりますが、その情報を区民が先に得るということは、特に議会を軽視したことにはならないかなというふうに思っております。そこに公開されれば、同時に私たちも情報として得られるわけで、ぜひその辺については、皆さんも見解が分かれるところかなと思いますけれども、生活者ネットワークとしては、区民にしかるべき情報を早く渡していただきたいという主張を繰り返させていただきますが、ごめんなさい、繰り返しになってしまふかもしれませんけれども、ぜひその辺の認識について改めてご見解をいただきます。

○品川会計管理者 これも繰り返しの答弁になりますけれども、当然やはり議会のほうに認定を受けてから公表すべきという考えが区としては基本的な考え方だと思います。これを基本的には貫いていきたく、そのように考えております。

○吉田委員 もうこれ以上、時間もありませんので、生活者ネットワークとしては、市民に早く情報を渡していただきたいということを改めて主張して質問を終わります。

○石田（秀）委員長 次に、せお委員。

○せお委員 よろしくお願ひします。213ページ、運動施設費、221ページ、選挙執行費について伺います。

まず、運動施設費から、区営の全てのプールに関連することで、更衣室についてお聞きします。

品川区においては、厚生労働大臣からの通知を受けて、令和4年1月1日に品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例を改正し、公衆浴場の男女の混浴制限年齢を7歳以上に引き下げました。この基準をプールなどの更衣室でも適用していると理解していますが、まず、その理解でよろしいでしょうか。

○守屋スポーツ推進課長 運動施設費のところですので、管理しております区民プールの夏期のとこ

ろですとか、学校温水プールの運営の部分ですけれども、基準等につきましては、詳しいところこちらのほうでは把握していないところなのですけれども、着替え等の介助が必要であっても、年齢や性別などの違いから更衣室を利用できないという方がいらっしゃるということで、そういった声のもとから、そういった対応が出てきていると認識しているところでございます。

○せお委員　　公園課に伺ったら、そういう運営だということで私は理解しているのですけれども、そうなると、もちろんこの条例改正の趣旨には賛成なのですけれども、例えば、母親と7歳以上のお子さんがプールに行きたいときに、更衣室に一緒に入れなくなりました。お子さんが自立していないとか、障害があるとか、そういった1人で着替えてロッカーに荷物を入れて、それでプールに行くということが難しいので、そもそも障害がなくても、多分、七、八歳のお子さんはかなり難しいかなと思っています。

そこで、区が運営するプールの更衣室は、現在どのように運営されていて、このような課題について何か区のほうで対応されていましたら教えてください。

○守屋スポーツ推進課長　　現在、区民プールなどを例で回答させていただきますと、このようなケースの方が来た場合には、多目的トイレですか、救護所や空き部屋、スペースなどを一時的に更衣場所として対応させていただいているところでございます。

なかなかハード面の設置は途中から難しいところでございますので、既存の施設の中で臨機応変に対応しているところでございます。

○せお委員　　お部屋など空いているところを貸していただけるというので、それはすごくありがたいなというお話なのですけれども、本来は、家族更衣室みたいなところがあるといいのですけれども、今お話にあったように、ハードの面は、これからということがかなり難しいかなと思いますので、総合体育館のほうで移動式の更衣室みたいなものがあるというお話は伺ったのですけれども、そういった移動式の更衣室、ぜひ増やしていただきたいなと思っていまして、区民に開放しているプールは、全てそういった更衣室が準備できるような体制を整えていただきたいと思うのですが、そこら辺、今後のことについて見解を伺います。

○守屋スポーツ推進課長　　今、委員にご案内いただきましたとおり、総合体育館では、障害者の方などの異性介助や異性の親子等の利用を想定いたしまして、昨年度は、可動式の多目的更衣室を設置するなどの対応をしているところでございます。

こういったように既存の施設の部屋を活用したりですか、このような可動式の多目的更衣室を設置するなどしまして、施設を管理しております公園課ですか、教育委員会などと連携して、障害のあるお子様やご家族などが区民プール等を安心して快適に利用できる環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○せお委員　　ぜひそういうスポーツの機会も少しでも多くなるように期待していますので、ぜひご検討をお願いします。

次が、選挙執行費なのですけれども、投票済証についてです。

例えば、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙の年代別の投票率は、全体が61.44%に対して、20歳代が最も低くて46.75%。SNSなどで政治に興味を持つというか、注目が集まるようになってきたものの、引き続きやはり若年層の投票率の課題というのはあると思います。令和3年の決算委員会で私から投票済証の提案をさせていただきました。私も投票済証を変えることで飛躍的に若年層の投票率が上がるとは思ってはいなかったのですけれども、きっかけがつくれたのかなとは思ってい

ます。

そこで、シナモロールを活用した投票済証の現在の課題と、あと若年層への啓発でほかに取り組んでいることがあれば教えてください。

○今井選挙管理委員会事務局長 投票済証は公職選挙法で義務づけられているものではないですけれども、これまで勤務先で必要とするということで要望を受けて、区選管が作成してきた中で、ご意見を受けて令和4年10月の区長選挙から、シナモロールい登場していただきまして、その後、観光大使見習の「ハタチの龍馬 with クロフネくん！」のコラボも含めて、これまで7回、作成してきました。

課題としましては、やはり選挙割などの民間の取組が周知される中で、個人の投票行動を把握するための手段として利用されるおそれがある。または、各投票所で、配布の枚数を調整してもどうしても足りなくなってくる投票所があって、配布に投票管理者などがご苦労されているなどの課題がございます。

若者の啓発につきましては、毎年ですが、18歳の誕生日を迎えた選挙人の方にメッセージカード、令和6年から絵はがき型にしまして、そこにQRコードをつけて、品川区の新有権者の皆様へというホームページに誘導して、選挙の予備知識のパンフレットに誘導するなど、なるべく紙媒体からSNS、よりそのターゲットの方が見ていただけるような工夫をするというふうにしております。

また、選挙のときも、今年から、ターゲティング広告で、30歳代の方がSNSのXを区内で開きまると、プッシュ型で選挙情報を提供するような、そのようなことも取り組んでいるところです。

○せお委員 様々取り組んでいただいている、そもそもが投票の行動というか、投票を証明するものでありますので、目的もいろいろあるということで、課題もありますし、ここら辺、そろそろ見直しの検討を始めてもいいのかなと思いました。

これも令和3年の決算特別委員会のときに提案したのですけれども、若年層にフォーカスを当てるという意味でいうと、若年層、大学生などが関わりながらつくり上げていくみたいなところも、選挙とか政治の話もしながら、そういうつくり上げていくこともありますし、投票済証をもらってから何か活用できるような形だったり、デザインというところにしてもよろしいかなと思ったり、あとは今、都市プランディングというところで、そこ掛け合わせるという手法もあるのかなと思っています。

ですので、投票済証のところに関してですけれども、今後について何かありましたら、見解を伺いたいと思います。

○今井選挙管理委員会事務局長 23区の中でも、ご当地キャラクターといいますか、観光大使を使った投票済証は、品川区が嚆矢、ほとんど最初で、今は様々な23区でも、例えば、しおりですか、区内の美術館の情報を使ったりとか、様々に工夫されています。

私どもも、引き続き、今、大学というお話もありましたけれども、これまで立正大学の文化祭で、いろいろ周知啓発をさせていただいておりますので、今後また、どのような連携ができるか、これまでの連携の土台を核にして検討を進めていきたいというふうに思っております。

○せお委員 投票という権利という観点とかでも、予算をかけ過ぎるのは違うと考えているので、先ほど、その観点で幾つ提案させていただきました。政治、選挙というところに興味を持つてもらうためには、私たち議員とか政治家とかが努力するというところが大前提なのですけれども、何かきっかけを一つつくればなと思いましたので、ぜひ検討をよろしくお願ひいたします。

○石田（秀）委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 お願いします。私からは、183ページ、非核平和都市宣言品川について

と、191ページ、ジェンダー平等推進事業、走り抜けられれば、211ページのしながわシティランの開催ということでお願いいたします。

戦後80年の節目の年を迎えて、森澤区長が、広島、長崎、原爆投下の日に献花されますし、式典に参加されてということと、あと、非核平和都市宣言品川が開始されて40年という節目の年なのですけれども、私が見た限りですと、品川区のSNSのXや、広報しながわにおいて、このようなことを発信するような記事は一切見かけなかったのですけれども、その辺の理由を、もし分かればお伺いできればと思います。

○藤村総務課長 非核平和都市、今年度が80周年で、今年が非核平和都市品川宣言から40周年という形になっております。

こちらにつきましては、例えば、広島、長崎に訪問したということに関しましては、インスタグラムで周知はさせていただいているところであります。また、非核平和都市品川宣言に関する事業については、広報等の中でも周知はさせていただいているところかと思います。

ですので、どういった事業をどういった形で周知していくかというところにつきましては、その状況に応じて、あと、事業の性質に応じて今後も検討していきたいと思います。

○やなぎさわ委員 インスタグラムで発信をしているということなのですけれども、インスタグラムは、多分、登録者数は品川区で5,000人ぐらいかなと。Xなどは3万6,000人ぐらいいますし、拡散力も大きいと思います。やはりこの前の一般質問でもありましたけれども、核兵器廃絶ですか、恒久平和について、森澤区長が、武力ではなくて対話が必要なのだというふうなこともおっしゃられていて、やはりこういう節目のとき、非核についての思いというか発信をする非常にいい機会になるはずだと思うので、ぜひ様々な媒体を使って、そして、もっと積極的に、それこそ区長が非核平和の思いみたいなものをしっかりとメッセージとして載せてほしいなというふうにも思ったりするのですが、そういう改善はいかがでしょうか。

○藤村総務課長 広報しながわには、8月1日に非核平和の祈りを込めてということで、戦後80年のものを記載しておりますので、区長の思いに関しては、また別途、本会議の場でもお伝えさせていただいていると思いますので、そういったところで周知を図っていきたいと思います。

○やなぎさわ委員 区長が行かれる前ということですね。できれば、行事に参加されて、その後にでも、当然、現地に行かれて、またそこで様々な話を聞いて、区長としてもいろいろ思いも募ると思うので、そういう事後の発信もぜひ力を入れていただければというふうに思いますので、これは要望で終わらせていただきます。

次に、DVに関してでございます。

警視庁発表で、昨年、2024年は、前年比で7.1%、DVに関する相談件数が増えて、過去最高となりました。9万4,937件、ご相談があったというふうに、21年連続ということでございます。私も何度か予算・決算特別委員会のところで、DVの加害者について、いわゆる更生プログラムといいますか、今だと被害者の方を逃がすというようなところに焦点がいってしまっているので、関係を修復させるという意味で、加害者に対する更生プログラムの必要性をお話しさせていただきましたけれども、その際に、区の中では、答弁としては、加害者に対して支援の必要性という認識はあると。ただ、様々課題があるというようなこともお伺いしていますが、現在、課題の状況について、どのような変化がありましたかお伺いします。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 加害者支援プログラムの件についてお答えいたします。

現在、区のほうでは、様々相談事業を行っておりまして、DVの相談もその一つになります。そのほかカウンセリング相談ですとか、種類としては多くの相談を受けているところなのですけれども、加害者支援プログラムにつきましては、DVの被害者支援施策の一環として実施するということで、内閣府のほうでは位置づけられております。ただ、現状としては、被害者の支援を優先しているというか、被害者の支援が第一に考えていかなければならないところがありまして、その方法については様々模索しているところです。事業者に話を聞いたりですとか、実施しているところに相談をしたりしているところなのですが、実際にはまだ検討中というところになります。

○やなぎさわ委員 ちょうど2年前に質問させていただいて、検討中ということで動いていないということなのですけれども、被害者の支援が第一というのは当然なのですけれども、加害者を更生させることによって、それが最終的に被害者の支援にもつながるというふうに思っています。

やはり好きで一緒になっている者同士、更生できるのであれば、一緒にパートナー関係を続けたいという方のほうが多いわけで、やはりそこに別れるだけ、逃げるだけではなくて、新しい選択肢を設ける必要があると思います。

それで、先ほどの相談件数が最多という中でも、実は男性の相談が近年急増していて、3割にも上っております。以前は、お話ししましたけれども、私も実はデートDVに遭ったことがある被害者の側でして、気持ちもよく分かるのですけれども、つまり、もう男女問わずの問題にもなってきてているというふうに考えておりまして、これは本当に先手先手で対策をとっていくべきだと思っています。

東京都は、そういった加害者プログラムを行っている団体に対して100万円助成金を出すという事業も始めておりますし、国も調査をしておりまして、令和6年3月に報告書を出しているのですが、「配偶者暴力加害者プログラムの普及に係る調査研究事業」というタイトルで報告書を出していて、その中において、職員の中でDV加害者プログラムの内容、効果等への理解が十分でないことが普及が進まない理由の一つであると。そして国は、実施団体への財政面での支援の検討が必要だというふうに記されておりまして、やはり区としても、一番はプログラムを受けるという方の受講料の補助とかがあると一番いいと思うのですが、その一歩手前の段階で、まずやはり加害者の方、被害者の方にとって、こういうプログラムがある、こういうものがあること知らない方が多いし、窓口で相談を受けるカウンセラーの方も、それほど理解がまだ進んでないということが問題ではないかというふうに思っております、ぜひそういったところを啓発活動、ポスターや配布物ですとか、相談窓口やカウンセラーへの研修とか、あと、加害者更生プログラムというと、結構ハードルが高いように思うので、名前を関係改善講座とか、少し柔らかい感じにして、どんどん周知して、こういうメニューもあると、逃げるだけではなくて、関係を修復するというプログラムもありますよということを、まず周知を進めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 委員がおっしゃるところは周知というところなのですけれども、カウンセリング相談やDVの相談では、カウンセリングをしている方から、必要に応じて、そのような情報を渡していくだけるように依頼をしております。

○やなぎさわ委員 ぜひ積極的に進めていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

しながわシティランについては、時間がないので感想を……。

[「できないだろう」と呼ぶ者あり]

○やなぎさわ委員 できませんでしたので、別の機会でと思いますので、以上です。

○石田（秀）委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 お願いします。185ページ、全国自治体との連携事業と、181ページ、契約関係事務費のところで公契約条例のところを教えていただければと思います。

全国自治体のところで、坂井市とのお話をさせていただければと思います。

この間も議会研修会で市長にお越し頂いて、かなりいろいろなトップセールスをされていて、品川区でもぜひもっともっと交流していきたいというようなお話をいただいているというふうに認識しています。区とも給食のお米に坂井市のお米を使っているとか、そういったお話もいただきながら、ぜひ今度は、坂井市、様々な魅力あるところというところでは、その場のアイデアとして、修学旅行でも、ぜひ坂井市へも来ていただきたいなどという話があって、非常にアイデアをお持ちで、すばらしい議員研修会だったなというふうに思っているところで、それで言うと、品川区も様々な自治体との交流を持っているというところで、まず、今持っている様々な市町村交流とか都市間連携みたいなところで、今あるところをどう深化していくかというところのお考えを教えていただきたいと思います。

併せて、新たにこういう交流をしていくというところの考え方についても教えてください。

今、かなりの自治体と様々な連携がされている中で、太平洋側の自治体連携が多いのかなと。例えば、大多喜町とか、早川町とか、茨城町とか、そういったところもありますけれども、日本海側がほとんどなくて、そういうところにも連携を進めていくとかというところもあることがいいのかなと。例えば、防災の視点でもそうですし、連携をさらに深めていくと、にぎわいをつくっていくと、お互いの交流が進んでいくというところも非常にいいのかなというふうに思っています。

あと、坂井市のほうで言うと、例えば、先ほども午前中か、山本委員のほうからありましたクーポンとかの話で、コロナ後の宿泊のときに、自治体の宿泊場所のエリアの商品券みたいな、G o T o トラベルみたいな取組があったと思うのですが、そういったところを連携をしていくと、おののの自治体を知ってもらうみたいな交流が生まれるような予算の使い方も面白いのではないかというふうに思って、お互いが知っていく中で、より深化していくというところがあるのかなと思うので、その辺の取組についても教えていただきたいと思います。

あと、公契約なのですが、令和7年4月1日から施行ということで、実際には、令和8年4月以降の締結する公契約についてということで、その中で設置されている公契約審議会、区長の諮問に応じということですが、基本的には年3回ということのかなというところであるのですが、区長の諮問に応じるというようなところ、今回も、もう既に1回、審議会が開かれているというところであると思うのですけれども、令和8年の審議会、公契約についての施行が始まる中で、今現在どのような、話せるのか、話せないのか、どういった形で審議会を開いているのかということを教えていただきたいと思います。

○野口官民共創担当課長 今ご質問いただきました自治体連携の今後の進め方のご質問でございます。区といたしましては、委員がおっしゃられました防災の協定というのは、先ほどおっしゃられた大多喜町であったりとか、森澤区長になってからいろいろ結んでいるというところでございます。

そういうところの自治体と、今、防災のという切り口ではございますけれども、そちらを一つの経緯として、もちろん相手側の自治体の意向を踏まえつつ、新たな展開は検討できればというふうに考えております。

○佐藤経理課長 公契約条例に基づく公契約審議会の進捗状況ということかと思います。

審議会は、今年度設置いたしまして、第1回を8月21日に開きました。この後、委員ご指摘のとおり、あと2回、合計3回開く予定でして、2回目を10月29日、3回目を11月7日に開催する予定

で、ホームページ等でも周知しておるところです。

現在の状況ですけれども、区長から諮問ということで、令和8年度から適用される労働報酬下限額を算出するための基準を定めるに当たり意見を求めるということで諮問をいただきました。

1回目は周辺の情報等を委員間で確認するということを行いましたので、次回以降、具体的な内容について審議いただくという予定でございます。

○大倉委員 ご答弁ありがとうございます。連携のところは、これからもしっかりと進めて検討していくということで、あと、そういった取組を深化していくという、より深い付き合いをしていくというところの取組とかの考え方をぜひ聞きたいと思って質問しました。また新たなところについても、ぜひ日本海側とか、災害相互援助協定みたいなところも視野に入れながら進めていっていただきたいと思いますが、深化のところだけご答弁がなかったかなと思うので、教えていただければと思います。

公契約は分かりました。労働報酬下限額はすごく重要なだなと思っています。3回で本当に議論がしっかりと尽くされるのかというところの懸念を持っておりまして、3回目でまだやはり議論が必要だよねということであれば、区長にもお願ひさせていただきたいのですが、ぜひ4回、5回としっかりとした品川モデルですばらしい公契約条例になるように進めていっていただきたいと思いますので、その辺もご答弁をお願いします。

○野口官民共創担当課長 具体的な施策としては、先ほど委員おっしゃられた人ととの交流という部分ではあるかと思うのですけれども、現在、坂井市とは交流ツアーやっておりますけれども、ほかの何か新たな交流というところも検討できればというふうに考えております。

また、ほかの自治体、日本海側というふうに具体例をおっしゃっていただきましたけれども、今後いろいろな自治体とのつながりの中で、どういうものができるかということを研究していきたいと思います。

○佐藤経理課長 公契約審議会の進め方のところですけれども、今回初めてというところもありまして、各審議会の委員には丁寧にご説明していくことと、あと、進め方についても、第1回のところでご説明して了解いただいているところではありますけれども、状況を見ながら、より丁寧な説明が必要であれば考えていきたいというふうに考えております。

○大倉委員 公契約は、ぜひ品川モデルで、すばらしい公契約条例になるように、しっかりと議論していただければと思いますので、そこはお願ひをしておきます。

自治体間交流のところですが、G o T o トラベルみたいなクーポンは非常に、行って使わないともつたないシステムにするのがいいのかなと。いろいろなところへ行って、いろいろなものを買って、地域にもお金がおりますし、地域のことも分かるというところでは、相互にW i n-W i nな関係ができるのではないかというところで少しお話しさせていただきまして、ぜひ様々な工夫をしていただいて、自治体間交流が進むようにお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、のだとて委員。

○のだとて委員 私からは、195ページの庁舎跡地等活用検討委託について伺います。

事業手法についてですが、この間、2回、事業者への対話型市場調査を実施している中で、2回とも売却の希望が出されています。しかし、区役所の土地は区有地ですから区民の財産です。大事な財産を失うことはすべきではありません。売却はすべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

また、P F I も特定企業のもうけを生み出すために民間が自由に計画し、責任は区が負うことになってしまいますので、やめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、渋谷区役所では、庁舎敷地の3分の1を、77年間、三井不動産に211億円で貸し付け、三井は39階建て500戸のマンションを建設し莫大な利益を得ました。区民の土地が長期にわたりマンションとして使われることになってしまい、その後に、優先譲渡権を設定して、区民の財産が民間に手渡されるようになっています。渋谷区のように、77年貸付後、民間に譲り渡すようなことはないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○泉広町事業調整担当課長 現庁舎跡地の活用に関するご質問でございます。

まず1点目の売却はあり得るのかといったご質問でございますけれども、現在、庁舎跡地の敷地の具体的な利用方法については検討しているところでございます。

また、例えば、国や東京都における未利用地の処理方針の中では、有用性の高い希少な土地につきましては、所有権を保有しながら借地などを含めて検討するといったところが示されているところでございます。

また、品川区の公共施設等総合計画の中におきましても、土地等の活用の一つの手段といたしまして、借地権の手法による民間貸付など、資産としての有効活用を行うというようなところをお示しさせていただいているということを行ってございます。

区といたしましても、こういった背景でございますとか、また、庁舎跡地の持つ地域特性、今回、サウンディング調査を行ってございますので、そういったところの結果でございますとか、収益性など、様々な考え方を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいということで考えているところでございます。

また2点目のPFIのご質問でございますけれども、今、区が進めてございます官民連携の検討につきましては、PFIを前提に検討を進めているというところではございません。官民連携につきましては検討を進めているというところでございますけれども、それらまちづくりにつきましては、行政と民間が連携をしていくというようなところで、民間のノウハウ、創意工夫等を活用できるというところでは、非常に有効な手段であるというふうに考えてございます。

今年度実施しましたサウンディング調査につきましても、13の事業者から応募があったということで、民間事業者の高い関心のあらわれだということで感じているところでございます。こちらにつきましては、引き続き、区民ニーズの実現と区民負担の軽減が両立できるように、官民連携事業について、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

また、先ほど、渋谷区の事例をご紹介いただきましたけれども、我々も渋谷区の借地の契約の詳細を把握しているところではございませんけれども、今回、サウンディング調査をした中では、定期借地後に、優先的に譲渡の交渉をしてほしいといったようなご要望はございませんで、現在もそのようなことを前提として検討を進めているというところではございません。

○のぞて委員 譲り渡すということは考えていないということで、そこはよかったですかなというふうに思いますが、売却は否定しなかったように思うのですが、この検討を今後進めていく中で、売却も含まれているのか伺います。

○泉広町事業調整担当課長 売却といったところのご質問でございますけれども、先ほどと少し繰り返しになりますけれども、現在、敷地の具体的な利用方法につきましては、検討を進めているところでございます。その検討の中では、様々な比較検討が必要なところから、売却という話がございましたけれども、そういったものを排除して比較検討しているところではございません。ただし、先ほど申し上げましたように、品川区の庁舎跡地といったような立地特性でありますとか、また、今回のサウンディ

ング結果などを踏まえまして、様々な観点から、引き続き検討してまいりたいということで考えてございます。

○のだて委員 売却も排除していないということでしたけれども、売却することは絶対にすべきではないというふうに思います。やはり区民の財産ですから、しっかりとそれは区民のために使っていけるようにしていただきたいと思います。

区は、庁舎跡地活用で区民負担の軽減ということで、200億円を捻出する方向性ですけれども、そうなると、マンション価格の高騰もあって、利益を得るために、市場調査でも導入機能として住宅が提案されていますが、200億円捻出するとなると、そういうふうに住宅になってしまふという危惧をしております。

豊島区役所では、分譲マンション322戸などの複合施設のため、一部を区が有しているだけとなっていますので、次の建て替えも困難になります。区役所跡地は区民の財産ですから、跡地への導入用途は区民のために全て使ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

そのためにも跡地活用で200億円を生み出すという考えは見直すべきではないでしょうか、伺います。

○泉広町事業調整担当課長 現庁舎跡地を活用いたしまして、官民連携事業を活用いたしますことで、現在、200億円という財源を捻出したいというところを一つの指標としているところでございます。

また、委員からございましたけれども、検討に当たりましては、収益性だけを目指しているところではございませんで、令和5年から6年度にかけまして行いました庁舎跡地等活用検討委員会の中で、様々区民ニーズを把握してまいりましたので、そのような区民ニーズをかなえられる導入機能を検討の中に含めて進めているところでございます。

また、生み出した財源を活用することで、様々区民ニーズをかなえることにもつながるというところで考えてございます。

委員からご懸念いただきましたけれども、収益性という視点だけが重たくならないように、区民ニーズを考えるという視点でありますとか、または財源を生み出すという視点、バランスに留意しながら、引き続き検討を深めてまいります。

○のだて委員 おとといの審議でも、区の豊かな財政力が明らかになりました。歳入も増えて、基金も1,000億円を超ました。この財政力を生かして、庁舎跡地は特定の企業のもうけのためではなくて、区民のために使っていくべきだと改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○泉広町事業調整担当課長 収益性の話題のお話でございますけれども、庁舎跡地につきましては、今回、サウンディング調査を行ったところでは、13の事業者から応募があり、様々対話をしてきたところでございますが、その対話の中では、一定の収益性、財源を確保しながら区民ニーズをかなえるような機能につきましてもご提案をいただいているところでございます。区といたしましては、官民連携事業を活用することで、区民ニーズの実現と区民負担の軽減の両立が図れるというところで考えてございますので、引き続き様々な視点から官民連携事業の導入につきまして検討を続けてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員 やはり福祉施設を増やしてほしいという声、区にもたくさん届いていると思うのですけれども、これまでには高齢者、障害者施設は適地がないという理由で整備が進まない実態があります。こうした機会を捉えて、ぜひ増設を進めていただきたいと思います。この庁舎の跡地活用で、特別養護老人ホームや老健施設、障害者総合支援センターなど、福祉施設を導入していただきたいと思いますが、

いかがでしょうか。

○泉広町事業調整担当課長 庁舎跡地に導入します具体的な機能に関するご質問でございますけれども、こちらも庁舎跡地等活用検討委員会の中で、様々公募区民の皆様、関係団体の皆様とお話をした限りでは、福祉の視点というご意見も頂戴しておりますし、または、にぎわい創出の観点でございますとか、または、子ども・若者に関するような、そういった期待の声もございました。そういう機能も含めまして、様々な角度から検討してまいりたいと考えてございますけれども、いずれにいたしましても、具体的な導入機能につきましては、検討委員会の検討結果でございますとか、また、今回のサウンディングの調査結果などを参考にしながら、来年度から策定に着手する予定の庁舎跡地の活用プランを作成する中で検討を深めてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員 様々検討していくということで、これからプランをつくられると思うのですけれども、ぜひ事業者がいろいろサウンディング調査をされて意見を聞いていますけれども、こうしたこと重視し過ぎないように、今回の提案でも、商業と住宅でにぎわいをつくるという提案がメインなように私も受け止めております。そうすると、再開発ありきで、福祉の機能が後景に追いやられてしまうということがないようにしていただきたいと思いますし、事業者に意見を聞くのであれば、区民にもまた意見を聞く機会を設けるべきだと思います。

○石田（秀）委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、221ページ、選挙管理委員会委員報酬、225ページ、監査委員委員報酬、そして時間があれば、181ページ、契約関係事務費についてお聞きしたいと思います。

先日も申し上げましたが、多くの国民は、物価高による家計圧迫の影響を強く受けています。特に食費、光熱費、生活必需品の支出が本当に大変増えている。それも特に低所得者世帯ほど物価高の影響を受け、年間所得が400万円以下の国民は、5,000万人から6,000万人、本当に皆さん、困っている現状を我々肌身で感じております。

そのような中、品川区非常勤監査委員の中で、区議会議員のうちから選任された2名の監査委員の報酬は、月額で18万2,000円です。仕事の内容は、1か月平均で3から4時間程度だと思いますが、これを時給換算すれば、5万円から6万円、いや、もっと高いかもしれません。これはあまりにも高額です。このほかに、議員は議員報酬で、平の議員報酬で約61万円報酬が出ています。さらに、監査される側、議会費として監査される側にいる議員が監査委員に入ること、これはおかしいと思うのです。そして、なおかつ、専門知識がない議員が委員になることも私は間違っていると思います。議員は外すべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○黒田監査委員事務局長 まず、監査委員の報酬のお尋ねでございますが、監査委員の報酬につきましては、区長や区議会議員の給与、報酬、期末手当の額は、品川区特別職報酬審議会の審議を経て議会の決議により条例をもって定められておりまして、同様に監査委員の給与や報酬につきましても、区議会での審議を経て議決によって条例で定められているところでございますので、事務局としては、金額について申し上げる立場にはございませんので、そういう形で決まっているところでございます。

また、議決選出議員でございますが、監査委員の選任に当たっては、地方自治法での定めがありまして、条例によって、定数であるとか、選出について定めておりますので、その中で定められた法令に従って選出された監査委員をもって監査をしているといったような実態でございます。

○須貝委員 もう一度申し上げます。まして議員は監査される側ですよね。それが監査に入っている、これは絶対におかしいでしょう。そう思いませんか。そのような区でいいのですか。いつまでもこのよ

うなことをやっていて。そして、専門知識がない方が監査に選ばれているのです。推薦しているのです。おかしくないですか、これ。誰に聞いてもおかしいと思うのは当たり前ではないですか。申し上げておきます。

そしてもう一つ、選挙管理委員の4人の報酬、月額23万4,000円から28万5,000円です。仕事の内容は、1か月で二、三時間程度だと思いますが、時給で換算すれば8万円から10万円、これは余りにも高額です。それに選挙管理委員は、元区議会議員だった方が選ばれていることなど、私は間違っていると思います。そして、選挙は毎月あるわけではないのです。でも、月額報酬なのです。これもおかしくないですか。

[「選挙管理委員会だよ」と呼ぶ者あり]

○須貝委員 そして、この仕事は議員の経験がなくてもできる仕事だと思うのですが、元議員は外して、ほかの一般の区民の方に任せるべきだと思いますが、その辺のご見解をお聞かせください。

○今井選挙管理委員会事務局長 初めに、地方自治法によりまして、選挙管理委員会は、普通地方公共団体が議会においてこれを選挙するということになっておりまして、議員の皆様自体が選挙管理委員を選出していただいているところでございます。

また、毎月、選挙のない時期というふうにお話がありましたけれども、私ども、選挙というのは、選挙時だけではなくて、例えば、国民投票ですとか、直接請求ですとか、その対応をするために、毎回、在外名簿などの調整をしたり、または、3か月に1回、定時登録といいまして、これは区の選管、そして都選管にもホームページ、国にも出ておりますけれども、全ての方が選挙人名簿に適切に反映されるような事務を行っておりまして、毎月、選挙以外のところでも、このような事務を務めているということをご理解いただければと思います。

○須貝委員 何度も申し上げます。以前はそれでよかったでしょう。今、おかしいと思いませんか。品川区は変わらないのですか。区長が代わっても。同じことを、このようなことをずっと繰り返して、ずっとだらだら、いや、地方自治法がこうなっています。そういうことを言っているのではないです。私は変えるべきことは変えなければいけないと言っているのです。

[「法治国家だ」と呼ぶ者あり]

○須貝委員 他の自治体でも、きちんと日当制にしたり、努力しています。何をやっているのですか、品川区。このようなことをずっと放置しているのです。違うでしょう。私たって恥ずかしい。このようなことをいつまでもやって見過ごしているというのは。それをよく考えていただきたいと思います。

そして、契約事務のほうですが、入札状況、入札参加者は、本当に入札者が辞退が多くて、一者だけの入札もあります。全然競争原理が働いていない、随意契約と同じです。そして、落札率は予定価格の97%から99%、ほぼ満額。中には99.9%のものもある。このように落札価格の上限を決めて公表している。品川区は公表しているから、落札価格は高値で常に安定しているのです。さらに落札者は毎年ほぼ同じ業者で契約されている上に、入札参加者は順番に落札業者に名を連ねている状況を見ると、事前に受注予定業者が決められているように私は見えます。

また、入札参加者の提出する金額の違いは0.1%から0.3%しかないので。このようなこと、我々が物を買うとき、何か見積りを業者に出すときに、このようなことはあり得ないでしょう。あり得ないことをずっと見過ごしているのです。いいのですか、このようなことで。品川区は先駆的にいろいろやろうとしているのでしょう。こういうことをえていかなければいけないと思います。

そして、上限価格も決めて、価格が公正平等に見えるように入札がなるように、そういう仕組みをつ

くるべきだと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○佐藤経理課長 入札に関して何点かお尋ねをいただいたと思います。

まず1つ目の辞退があつて、結果的に一者しか札を入れていないというところでございますけれども、こちらに関しては、工事の発注に当たっては、まずは参加するかどうかというところで1回区切れます。その後、工事であれば、詳細な設計図書等をお渡しして、それに基づいて事業者は積算をして、入札するかどうかを検討することになります。結果的に一者しか入札しなかつたとしても、競争性の担保は図られているというふうに考えております。

2点目、落札率が非常に高いというところですけれども、こちらは区も認識しておりますけれども、現状、物価の上昇ですか、人件費の伸びですか、人件費については、設計労務単価も13年連続で上昇しているという状況であります。区としても最新の単価で積算した上で発注しているところで、それに対して事業者が応札する中で高い金額になるということは、それだけをもってして不適正ということにはならないというふうに考えております。

また、予定価格の公表をしていることがよくないのではないかということですけれども、こちらについては、先ほど申し上げたとおり、最新の単価で積算しているということ、また、予定価格がないと、ほかの自治体等で見られますけれども、職員に対して予定価格を探るような形で不祥事があるということがありますので、これを防ぐ意味でも、現状の体制で行つていきたいというふうに考えております。

○須貝委員 これでは、2024年9月に行われた香川県発注の工事で談合が指摘されています。これと全く同じ状態なのです。そういうことを私は改善してほしい。品川区は先駆的だったら。そういうことを皆さんに努力していただきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、207ページ、文化活動支援事業、これは185ページの国際交流推進事業にも少し関わる質問になります。それから、219ページ、マイナンバーカード普及促進、225ページ、国勢調査調査区認定についてということで、もし時間があれば、203ページ、生活安全推進事業もお聞きしたいと思います。

初めに、文化活動支援事業の中で、これは中延の地域で行われているジャズフェスティバルがあつて、長く毎年やられていて、2021年からは、しながわジャズフェスティバルと名前も変えて毎年開催されている。ジャズとの付き合いの地域というか、ジャズが非常に盛んな地域でございますけれども、実はここで、去年ですけれども、スイスから学生のジャズバンドがここに来て、名称を紹介してしまうと、スイングキッズという楽団なのですけれども、これがたまたま荏原文化センターで公演を実施したという経緯がございました。そのときは別に中延がジャズが盛んだからとか、そういうことは前提としてなかったみたいですけれども、たまたまやったところで、実はそういう地域だったということをあとから知ったような形で、今後大きくながつていけばいいねみたいな話を昨年はしていたかと思いますけれども、今年はそういった経緯もあったからかもしれません、スイスの大天使館が、区のほうに、ある程度、後押しをお願いしたいみたいな打診もあったそうで、今回は、10月10日にまた同じような形で荏原文化センターでの公演がされるということになっております。

大変すばらしい演奏で、私、去年たまたま行かせていただいて聞いたのですけれども、大変すばらしい演奏で、地域的にも今後大変期待のできるイベントかなと思っていて、来年以降もぜひ続けていただきたいなと。毎年恒例行事になって、地域の方々との交流などもどんどん広がつて盛り上がっていけばいいなというふうな思いがございますので、ぜひ品川区として、今年していただきましたけれども、引

き続き公演の後押し、ご支援をお願いできればというところで、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○大森文化観光戦略課長　　スイングキッズのジャズコンサート、こちらでも把握しております、私どものほうで後援させていただいたかと思っております。

10月10日、後援した所管課ということで、私も、初めてなのですけれども見に行かせていただこうかなというふうに思っておるところでございます。

もともとなかのぶジャズフェスティバル等で、中延のほうでジャズフェスティバルを長年やってくださっていたという団体もあったりとか、地域の方にとっては、中延にジャズがありという方もいらっしゃるとは思うのですけれども、また、そういったジャズという文化で中延が盛り上がりしていくというような気概があるようであれば、そういった機運にこちらもタッチしまして、そういったところは大事に育んでいければなというふうには思っております。

○藤村総務課長　　スイングキッズの関係ですが、こちらはスイス大使館の関係からという観点で申し上げたいと思います。

もともと昨年度が、国交樹立160周年ということで、品川にいらっしゃって公演をされたというふうに伺っております。

また、この公演に当たっては、スイス大使館のほうからも区のほうに、こういった公演がありますというようなご案内を受けておりますので、今後も引き続き、関係課と協力して支援はしてまいりたいと思います。

○塚本委員　　ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、マイナンバーカード普及促進ですけれども、最初に、普及促進事業として、具体的にどのようなことをなされているのか。

あと、現在の品川区内のマイナンバーカードの普及率、発行率というか、これはどれぐらいなのか、これをお聞かせください。

○築山戸籍住民課長　　マイナンバーカードの普及促進事業でございます。

マイナンバーの取得がしやすいように、タブレット等を用いて申請がしやすいような取組を行っております。また、施設等に入所しております、ご自身で手続ができない方につきましては、行政書士に代行してもらうというようなものも行っておりまして、昨年度ですと、かもめ工房、本年度ですと、かがやき園等でも実施の事例がございます。

マイナンバーの交付率でございます。マイナンバー保有枚数率ですが、現在、78%でございます。

○塚本委員　　マイナンバーカードですけれども、今年になって免許証との一体化ですとか、あと、報道が盛んにされましたけれども、保険証が基本的にはマイナンバーカードを使うことになるということことで動きが出ております。

さらに、iPhoneなどのスマホにマイナンバーカードを搭載することで、マイナンバーカードがスマホから個人認証できると、このようなことも進んできているという、今、いろいろな形で活用がこれからどんどん広がっていくことになるのではないかというふうに思っています。

そういった中で、現在、78%ということで、かなりの方がマイナンバーを交付されているという中では、この普及促進の事業も、まだ引き続き大切だと思いますけれども、利活用というところで、マイナンバーカードを交付して持っていることによって、いろいろな形で、行政サービスであるとか、できれば民間のいろいろなサービス、利便性みたいなことも、利活用という面で普及というか周知啓発、こ

ういったことを進めていくというところにも今後力点を置いた事業というか、促進を進めていくべきではないかなというふうにも思っておりますけれども、その点、利活用、利便性の向上に向けた普及啓発、そういうことについて、今後の取組等をどのように考えているのかお聞かせください。

○築山戸籍住民課長 マイナンバーカードの利活用でございます。現在、マイナンバーカードを利用することによってコンビニ交付等ができますので、住民票等の写しを取得する際に、区役所まで来なくても手続ができるといったことですとか、異動転出届をする際もマイナンバーカードを使って手続ができますので、役所に来る必要はないといったような形で、行かない窓口というような形での取組を行っているところでございます。

マイナンバーカードの利便性について周知しながら、こういった取組が進んでいくようにしていきたいと考えております。

○塚本委員 時代の流れでいろいろマイナンバーカード、今後もいろいろな動きが出てくると思いまますので、これを持って、こういった使い方をするということで区民の生活がより利便性が向上するというところに着目しての普及啓発をぜひお願いしたいと思います。

次に、225ページの国勢調査調査区認定というところで、今年度、5年ごとの国勢調査が今行われている真っ最中ということで、今回は、いわゆる性別とか、年齢とかということ、当たり前なのですがれども、ほかに調査項目として、現在の場所に住んでいる期間とか、5年前はどこに住んでいたとか、仕事のこととかを結構聞かれています、1週間の間に仕事をしましたかとか、勤め先はどういう形態とか、本人の仕事の内容、これは自由記述みたいな感じで。こういったことが今回調査項目になっていますけれども、当然ながらこれは国の調査ではございますが、区政の基本的な、いろいろな今後の計画、施策、こういったことに生かされるデータだというふうに聞いております。

そこで、今回の調査項目の中で、注目する項目というか、今後の区政等に活かしていく上で、どういったところが注目されるのか、活かす上で意味のある項目と思っているのかというようなところについて、今の見解をお伺いしたいと思います。

○平原地域活動課長 国勢調査についてのお尋ねでございます。

まさに昨日、調査期日ということで、10月1日、国勢調査が始まったところでございますが、調査項目が、今回、委員ご紹介のとおり、17項目がございますけれども、様々な実態を把握することに伴いまして、その調査時点の区の実勢、広く言うと、国の実勢が明らかになる調査だというふうに思っております。

そういう点では、具体的にどの項目というよりは、品川区が現状どういうふうな実態なのか、そういうところが明らかになることに伴いまして、これは経験上の話で大変申し訳ございませんが、例えば、災害発生時の避難者数の推定であるとか、そういったところに直接的に役に立つような、そういうような調査だと思っております。

○塚本委員 品川区の実態が分かるというところで、いろいろなところに活かされるのだろうというところでございます。

ぜひそういう形で使えるデータとしての国勢調査を活かしていただきたいと思うのですが、実態としての調査の回答率、2020年、前回からですけれども、インターネット回答が導入されて、それまでずっと下落傾向だった回答率が回復して、全国平均でいうと、81.3%の回答率ということだったのですが、都市部はやはり低くなる傾向があるようで、品川区で言いますと、2020年が69%、もっと都市部の港区とか渋谷区とか、こういうところになってくると、50%台の回答率になってきて、

これがさっきおっしゃられた実態を把握するというところで、この辺の回答率がどこまで実態として捉えていいというか、これが品川区の実態なのだと言い切れるところにあるのかどうか。今回、インターネットの調査を行って2回目というところで、少しまた回答率が回復するというところに期待もあるようですが、私の町会などでも、知り合いの方が何人か、これに携わっていらっしゃいますけれども、今、真っ最中なのですけれども、最初に訪ねていって、その後、催促みたいなことをして、実態は、前回の69%いくのかなということが、見ていたその人たちの話を聞いているところでの実感なのです。

そういう中で、回答率をにらみながら、区の実態調査として、どこまで活かせるというか、有効性を判断するといいますか、そういうところについての見解をお伺いしたいと思います。

○平原地域活動課長　　国勢調査におきましては、委員ご指摘のとおり、前回調査で69%がネット回答と郵送で回収したものとの合計となりますけれども、こちらだけで残りの部分は未回答というような扱いではございません。統計法および国勢調査令に基づきまして、そのような調査手法では回収できなかつた部分については、周辺の聞き取り調査、あるいは、例えばマンションでしたら、管理人からの居住調査、さらには、行政情報からの付記、そういうところを使って補うというようなことが定められておりまして、そのような手段を使いまして、最終的には、全ての統計表を作成したところでございますので、そういう意味では、全数調査といったところは何らかの形で確保されたものというふうに考えてございます。

なお、今回でございますが、ネット回答の部分、やり方がまたさらに簡素化されましたので、そういうところでも回答率が伸びることを期待しているところでございます。

○塚本委員　　もう時間もないで最後に少し要望というかあれですけれども、今、いろいろな補完的な形で、近隣にいろいろ、ほかの人にいろいろ聞いてみたり、なかなかでも実態としてどこまでそれが確実に実効性があるのかというのは、やはり疑問なところもあります。そういうところでは、このデータの確実性というか、そういうものにしっかりと対策をということでお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長　　次に、西本委員。

○西本委員　　質問を先に全部言います。

まず、187ページのいじめ防止対策推進事業です。これ、前から指摘していますけれども、教育委員会との役割分担、本当にこれ、区長部局に必要なのだろうかと思います。決算ベースで言うと、執行率52.1%なのです。教育委員会のほうは95%執行率という形で、予算の使い方もまだまだ少し問題があるのではないかというふうに思いますが、そのお考えをお聞きします。

2つ目が、209ページの文化センター事業です。文化センターですが、役割が変わっていませんかということです。今の品川区にとっての文化センターの役割は何でしょうか、お答えください。

3つ目は、監査委員の決算審査意見書の中になります、これ、46ページ、都市プランディング推進費、執行率230.9%なのです。当初予算が1,439万円で、補正が1,893万6,000円になっているのです。当初予算から執行率は230.9%、これ、あまりにも差があり過ぎるのではないかというふうに驚いております。監査の意見の中でも、いろいろご意見が書いてありました。その中で、契約変更包括連携協定等において、契約の機会均等の原則から懸念される事例が見られたというふうに書かれております。一体何が起きたのでしょうか、ご説明ください。

○川村コンプライアンス推進担当課長　　私からは、いじめ防止対策推進事業について回答いたします。

委員おっしゃるとおり、この事業の執行率、確かに52%台と低執行率でございました。

こちらの要因といたしましては、いじめ重大調査の再調査に当たって設置する予定となっております

調査会が開かれなかったこと、また、いじめ被害に遭われた方への補助金を制度化しておりますが、その申請件数がなかったことなどが原因となっております。

ただ、総務課に設置しておりますいじめ相談対策室への相談は、昨年度に設置されました、令和5年度の途中から現在まで、累計98件となっておりまして、対策室の存在が皆様に認知される中で相談件数は増えておりまして、役割としては必要なものと認識しております。

○大森文化観光戦略課長 私からは、文化センターの役割についてということでお答えいたします。

品川区内には、今、文化センターが5館ございます。文化センターの役割としては、自主的な学習、文化スポーツ活動を通して様々な世代の方が交流していただきまして、温かなコミュニティをつくっていただいて、また、暮らしに必要なことを学習したり、趣味や生活技術を高め合うグループ活動、そういったことのコミュニティづくりの場、文化施設ということで認識しております。

○與那嶺戦略広報課長 都市プランディング推進事業における執行率が230%あるというところのご質問についてお答えいたします。

令和6年度の都市プランディング推進事業につきましては、ブランド全体のガイドライン作成であるとか、ブランドデザイン、そしてメッセージの制作などに取り組んでまいったところでございます。

こちらのブランドデザインを形づくっていく過程の中におきまして、様々な議論と検討を進めてきたところの中で、いわゆるオリジナルアートを活用することで、より効果的なブランドの発信がつながっていくのではないかと期待いたしまして、アートの制作が加わったものでございます。

これらの一連の経過の中で、推進事業全体の契約変更を行ったところでありますとか、あと、出来上がったオリジナルアートにつきましては、こちらの独占使用権という形でライセンスを取得するというところがございましたので、これらが加わったことによりまして、決算額が当初を上回る形になったところでございます。

もう1点、決算審査のご意見の中で、契約の機会均等の原則の観点から懸念される事例につきましては、今ご説明申し上げました契約変更手続の出た部分におきまして、いわゆる全体的な業務の進行の中で、今回、アートの追加という要素につきましての契約変更がありましたけれども、監査委員の意見の中には、その部分につきましては切り離した形での業者選定手続を行うべきではなかったのかというご意見をいただいたところでございます。

区といたしましては、全体の業務の一環としてのデザイン制作という形で変更手続を関係所管と調整しながら進めてきたという形で行ってきたものと認識してございますけれども、このようなご意見もあったというところも踏まえまして、より丁寧な事務執行には今後も務めてまいりたいという考え方でございます。

○西本委員 いじめ対策のほうですけれども、増えたからいいというわけではなくて、そもそもいじめ対策は教育委員会でやるべきではないのですか。教育委員会がしっかりと対策をとって、以前からやっているわけでありますから、そことなぜ一緒にやらないのだろうか。別々に組織をつくる必要はないのではないかですか。これ、おかしいと思います。

それで、情報共有と言っても、別々なところがあれば、やはり共有化が図りにくくなる可能性もあるのです、リスクとしてあります。なので、本来は教育委員会でしっかりと対応するということが軸だと思います。なぜ区長部局にいじめ対策、もちろんいろいろなアクセスがあるからいいということはあるかもしれませんけれども、だけれども、対策、対応していくなければならないということを考えると、やはり教育委員会がしっかりと取り組んでもらわなければいけないと思いますが、その見解に関しまして、教

育委員会はどう考えますか、お答えください。

文化センターは、かなり古い五反田文化センターは新しくなりましたけれども、でも、コミュニティをとるとか、文化を広げるとかというのは、それはもうほかの施設でやっているでしょう。品川区はいろいろな施設ができます。だから、文化センターという意味合いがよく分からなくなってきたのです。なので、品川区の文化ということを、これからどういうふうに軸をつくって広めていくのか、それに対して文化センターの役割というものを新たにつくって見直しをしていかないと、もう時代遅れになってしまいませんか、もったいないと思います。これから見直しを図っていただきたいと思いますけれども、見解をお聞きします。

それから、都市プランディング、途中でいろいろ契約が変わっているのですけれども、全然よく分かりませんでした。何が起きたのかと。途中で、例えば、アートの今のデザインにすることに変わったので、それまで想定されていなかったものが取り入れられたからお金がかかってしまったということなのでしょうか。問題がよく分かりません。もう一度、ご説明ください。

○米田教育次長 教育費の場面ではありませんけれども、教育の関連が出ましたので。

いじめ対策については、教育がしっかりと対策をすべきというご意見でございますが、この間、いじめの認知力の向上、それから教職員の研修、それから重大事態への適切な法的判断、適切な対処ということで、しっかりと取り組んでまいっております。その部分で、区長部局とも情報共有し、連携し、教育委員会として取り組んでいるものでございます。

○大森文化観光戦略課長 文化センターの在り方というところで、引き続きの回答となります。

区内に社会教育登録団体という団体がございまして、そちらの登録も私どものほうでやってございます。そちらについては、ダンスのサークルであったり、スポーツのサークルであったり、いろいろと文化活動をしている団体がおります。そちらの団体に有効に使っていただくというところでの文化センターの在り方というものがあるかなと考えております。

○與那嶺戦略広報課長 都市プランディングの執行率につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、アートの要素が加わったことによる契約変更が行われた形でございます。

○石田（秀）委員長 次に、西村委員。

○西村委員 よろしくお願ひいたします。189ページ、都市プランディング推進経費、215ページ、ふるさと納税事業と伺ってまいりたいと思います。

まずは、ふるさと納税についてですけれども、最新の昨日の区報でも特集されておりまして、分かりやすくてとてもいいなというふうに見ておりました。財源を確保することによって、インフラや学校整備等にもつながっていくという分かりやすい特集になっております。

自治体が税外収入を得る手法として、横浜市等が進める企業版ふるさと納税というものがありますが、この地方創生応援税制は、残念ながら特別区は制度の対象外となっております。企業との連携強化による新たな財源確保の可能性という観点から、大変興味深いと思っております。ぜひ区長会でも特別区が対象となるよう声を届けていただきたいと思っております。

一方で、企業版ふるさと納税と比較するとメリットは低くなるのですけれども、一般的に企業が自治体へ対する寄附金については、損金計上することが可能となります。区内には本社を置く企業も多く、企業連携による財源確保を重要な視点だと考えております。この現状も企業から区への寄附があると認識しておりますが、昨年度、トイレトラック購入へのクラウドファンディングでは、企業からの寄附もあったと伺っております。企業からの寄附実績をお知らせいただきたいと思います。

また、より多くの企業の方にも寄附をいただけるような仕組みづくりや工夫などの考えをお知らせください。

○宮澤税務課長 企業版ふるさと納税、または、企業からの寄附、クラウドファンディングを絡めた寄附というところでお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、企業版ふるさと納税につきましては、特別区は対象外でございますが、昨年、トイレトラック等での寄附等がございまして、クラウドファンディング等へ企業からの寄附は受入れをしているところでございます。

トイレトラックについての寄附については、企業からは30企業で760万4,800円の寄附があつたというふうに所管部署より確認しているところでございます。

クラウドファンディングは、テーマにつきまして、区民の寄附者の方から、共感、賛同を得て寄附していただくものになっておりますので、区民の方もしくは企業も寄附できますので、そういったところで、どういったテーマにしていくかというところで寄附にアプローチできるのではないかと考えているところです。

○西村委員 すごく可能性を感じておりますし、企業も応援するには分かりやすい、賛同しやすいテーマのプロジェクトが望ましいと思いますので、様々挑戦をしていただきたいなというふうに思います。

次に、品川区のさらなる発展と全国の自治体との全国連携プロジェクトについて伺いたいと思うのですが、このプロジェクトが進むことが、区民のメリットも大きく、かなり可能性を秘めていると考えております。私たち会派でも、区政会館を直接訪れましてお話を伺いました。その意義と未来への希望を強く感じております。実際に地域の魅力や資源を共有しまして、地方と互いに学び成長することで、品川区も新たな価値を生み出して区民に還元できると感じております。単なる連携を超えて、心を一つにした共創の第一歩として、ぜひ品川区として前向きに検討を進め、積極的に推進をしていただきたいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○野口官民共創担当課長 今、特別区長会が行う特別区全国連携プロジェクトに関するご質問をいただいたいと思っております。

現在、特別区全国連携プロジェクトのほうからは、既に助成金はいただいておりまして、区の自治体連携の事業に活用させていただいて事業を進めているところであります。

23区の担当課長が出席する本プロジェクトの連絡会が定期的にございまして、そちらで今年の9月、1週間前なのですけれども、そちらの連絡会では、本プロジェクトのイベントなどの取組のほか、23区各区の取組や意見交換、それに加えて、23区以外の自治体との意見交換も実施させていただき、私も参加させていただいております。

こういった機会を活用させていただきまして、他自治体の取組を区の事業の参考にさせていただきたりとか、あとは23区内外の自治体との交流を学び、設置をして、区民により還元できる取組を検討して進めていきたいと思っております。

○西村委員 ぜひ発展的な取組をお願いしたいと思います。

統けまして、9月末で終了になりましたポイント禁止の件に関して伺いたいと思うのですが、報道によると、駆け込みでの寄附が大変多かったとありますて、実際に品川区での影響について伺えればと思います。

あと、今年度のふるさと納税の目標額についてもお知らせください。

○宮澤税務課長 ふるさと納税制度で各ポータルサイトでのポイントの付与が9月末で禁止についてのお問合せかと思います。

報道等でもございますとおり、駆け込み需要は品川区でもございました。9月末日現在での寄附の受入れの速報値を確認したところ、9月の一月だけで9,480万円の寄附があったというところでございます。4月からの合計で1億5,000万円の寄附の受入れという形になっております。

全体の約6割が9月に集中しているというところもございますし、中でも9月21日以降の10日間で6,000万円の寄附を受け入れているというところから、やはりポイント付与の駆け込み需要はあったというところは言えるかというところでございます。

ポイントの付与が加熱の競争の抑止といいますか、防止というところで、国の方針を立てておりますので、そこに関しては、今後、ポイントがないという状況の中でも、しっかりと寄附が受けられるような状況を整えていきたいと考えているところでございます。

今年度の目標額が、クラウドファンディングの寄附も合わせまして1億2,000万円というところでの目標額の設定でございました。

○西村委員 この短期間であまりにも大きな寄附をいただいていることに驚きますけれども、目標額を超えたことは、財源確保に向けた区の取組が実を結んだ結果であると思いますので評価をいたしたいと思いますが、やはり流出額、本当に大きいなというふうに改めて思うところです。

引き続き、財源確保に取り組んでいただきたいのですが、この駆け込み需要後の今後の取組についても具体的に伺いたいと思います。

また、多くの方が品川区を寄附先に選んだ理由をどのように分析しているのか伺います。

○宮澤税務課長 駆け込み需要後というところでは、反動で寄附が落ち込むということは中間事業者からも聞いておりますし、全国的にそうなるだろうという見込みがあります。それにつきましては、まず、総務省から承認がおりた新しい返礼品を10月に投入しますといいますか、商品型、体験型の返礼品を追加して、さらなる寄附の拡大に努めていきたいと考えております。

具体的には、体験型返礼品では、上大崎にございます喜多能楽堂での能体験であったり、区内の銭湯での湯めぐりチケットなど、そういう魅力的な商品、また、商品型であれば、今、寄附を集めている、かなり多く人気をいただいている株式会社ドウシシャの製品も新たなもの投入するといったところで対応していきたいと思っております。

また、11月には、新たにポータルサイトを追加しまして、Dショッピングサイトのふるさと納税のポータルサイトを追加することで、新たな寄附層の獲得もアプローチしていきたいと思っております。

また、例年12月は、限度額まで寄附したい方の駆け込み需要があるというところで、そういったところも踏まえまして、今後も寄附を伸ばしていきたいと考えております。

また、区内の企業と連携して進めていきたいと思っております。

あと、寄附先で品川区を選んだ理由は、様々なポータルサイト等で多くの人に見てもらえるような形を整えているというところが大きいところかと思っております。

○西村委員 本当に力強く進めていただいていることは分かります。どんどん二の矢、三の矢をお願いしたいと思います。引き続き、税外収入を含め、様々な財源確保の取組をお願いしたいと思います。

最後に、都市ブランディング、先ほども質問がございました。執行率230.9%と大幅な増額が見られましたけれども、このブランドデザインを描く上で業務が拡大した中での契約変更というふうに理解をしておりますが、しかしながら、区政は予算ありきで進むべきと私は考えます。また、当初から予

定されるべきであったのではないかというふうにも思います。

この予算が大幅に超過する場合、事業を翌年に持ち越す選択肢は検討されなかつたでしょうか。倫理的な観点からも、予算超過は区民への説明責任を果たす上で重要だと考えております。補正予算を組まずに流用を選択したのであれば、その理由も併せてお聞かせいただきたいと思います。

○與那嶺戦略広報課長 都市ブランドディングの全体の執行の部分でのご質問かと思います。

今回、昨年度1年間をかけて都市ブランドデザインを制作してまいりました。今回、先ほどもご答弁申し上げたとおり、途中から新たにアートという要素も追加されたというところで、事業が始まったときに、全てが想定していた中での政策ではなかったというところは実態としてあったかというところでございます。

その中で、こちら戦略広報課にいただいた予算の中で、流用などを行なながら契約変更を各関係部門と相談しながら進めてきたところでございます。

ご質問の中にありました翌年度に送って改めて執行すべきではないかというご意見も、そういった考え方もあるうかとは思うのですけれども、今回、1年間かけてつくってきた都市ブランドデザインを4月に発表させていただいて、それは令和7年度に大きく展開していくという流れの中で、令和6年度の中で、できる限り、こちらのほうで準備を整えさせていただいたところでございます。

○西村委員 ライセンス契約もアートの追加が執行段階の費用を押し上げたということだと理解しているのですが、監査からも指摘されておりますとおり、行政において公平性を指摘されることはあってはならないと思っておりまして、一般企業では考えられないかなというふうに感じております。

この予算超過に至るまで相当な議論を経てご判断されたと推察しておりますが、チェック体制がどのようにになっていたか伺いたいと思います。

また、執行率が100%を超える場合、追加財源の確保が不可欠ですけれども、流用と思われる金額が具体的にどの予算項目から捻出されたのか。また、補正予算を避けたのは財政の柔軟性を優先したためいらっしゃるのか伺えればと思います。

○與那嶺戦略広報課長 これらの執行の部分に関しましては、区の契約であったりとか、財政部門であったりとか、そういった各関係部門との協議の中で、一つ手續を踏んで進めてきたという形でございます。

そして、流用財源につきましては、こちらは戦略広報課の事務事業の中で、見直すところを見直して捻出したという形でございます。

○西村委員 先ほど申し上げた補正予算を避けたのは財政の柔軟性を優先したからでしょうかという点と、併せて、議会負担ですとか、執行スピードを考慮されたからこのようなご判断になったのかということを伺いたいと思います。

併せて、今後同様の超過執行が発生した場合に、どのように考えていくのかのご答弁をお願いできればと思います。

○石田（秀）委員長 財政課長のほうがいいのではないですか。

○加島財政課長 私から答弁させていただきます。個別具体的なというよりも、一般論という形になりますけれども、流用であれば、維持補修費ですとか、区民サービスにも支障が出てきてしまっているような場合は、緊急性、必要性を認めて流用させていただくことが多いです。

それから、新しく当初予算でご議決をいたしていないような事業を新たに年度途中で執行していくといふうな場合には、基本的には補正というような形になります。

今回の都市プランディングの経費につきましては、所管の課長のほうから申し上げておりますとおり、様々な事情があったものというふうに捉えておりますが、監査委員からのご指摘を受けまして、今後、私ども財政課といたしましても、こういった執行率の動きにつきましては十分に注意してまいりたいというふうに考えております。

○西村委員 透明性が大事だなというふうに思っておりまして、ルール違反ではもちろんないのかもしれないのですけれども、1点だけ、最終的な決裁はどこか伺いたいと思います。この決算において、事後承認するのが議会ですので、もう一度ご答弁いただければと思います。

○與那嶺戦略広報課長 各契約事務の決裁につきましては、規定の中で行っているところでございますので、その金額に応じて、課長なり、部長なりという形の決裁をとっているところでございます。

○西村委員 区にとっても新しい取組に挑戦していただいていることは理解しておりますし、また、與那嶺課長はじめ職員の皆さん方が日頃からデザインTシャツを着ておられまして、積極的に盛り上げてくださっています。私も今日着てこようと思ったのですけれども、なかなか勇気が足りませんで着てこられませんでしたが、今後もこの取組に注目しておりますので、区民にとって分かりやすく透明性の高い執行と丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○石田（秀）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時05分休憩

○午後3時20分再開

○石田（秀）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。

田中委員。

○田中委員 私は、195ページ、新総合庁舎整備関連と、197ページ、地域振興事業の町会、地域センター関係、219ページ、行政サービスコーナー経費、それと時間があれば、185ページの全国自治体との連携事業についてお伺いしたいと思います。

まず、新庁舎に関してであります。これまで様々議会で新庁舎建設について議論が重ねられてまいりまして、いよいよ今年度、契約を議決されました。いよいよという段階であります。これまでの新庁舎の議論の中心は、建物そのものについての議論が多かったと思います。これから、私は少し違う視点で取り上げたいのですけれども、要は、区民の方にとってどれだけ有効な使い勝手のいい新庁舎にしていくかという観点からなのですけれども、これまで一部議論ありましたが、今の窓口は、庁舎は継ぎはぎだらけで、ワンストップではなく、それぞれの部署に行って改めて手続をしなくてはならない構造上の課題がありますが、それを新庁舎建設によってワンストップで、窓口に行けば、全てではないかもしませんけれども、一連の手続が行われるというメリットがあると思います。

また、先日、特別委員会でも同様の観点で質問をしたのですけれども、また、職員の方にとっても、横の連携が行われることによって、他部署の方との連携によって、また活性化にもつながるのではないかという、そのようなご回答もありました。

改めてお伺いしたいのですけれども、新庁舎においてのワンストップ、特に区民の視点から見たときのメリット、効果といったものをどのように受け止めているかお伺いしたいと思います。

○三井新庁舎整備課長 今回、新庁舎整備に向けて、ワンストップ窓口の検討を進めているところですが、窓口機能については実施設計概要でもまとめましたが、区民の利便性の向上の実現に向けて、

誰もが分かりやすい窓口レイアウトの導入だったり、あとは移動や手続にかかる負担が少ないワンストップ窓口の実現に向けて、現在、検討を進めているところで、ワンストップ窓口につきましては、手続を多くワンストップでできるということをしてしまうと、待ち時間も長くなってしまうということもございますので、関連性の高いもの、特にライイベントに関連性の高いもの等も、どういったワンストップにすれば、区民にとって効果が高いものにできるかということを考えながら、これから検討を進めていきたいと思っております。

○田中委員 そういう視点で、一元化することによって、かえって待ち時間が延びても、またデメリットになってしまいますので、そこも踏まえたワンストップの窓口の実現をしていただきたいと思いますが、その背景として、やはりいわゆるDX、データのシステムの関係で、やはりこれはこれでしっかりと、せっかく本社機能、ヘッドクオーターが新設されることに伴って、いろいろな視点の事業の見直しも並行して行わなくてはならないと思っていますし、特に窓口対応ということでの、今お話をありました対応は、ぜひ行っていただきたい中で、データの一元管理といったものも、これを実現する背景として私は必要だと思っています。現在も、よく要望で聞くのが、介護の関連のデータと、健康保険の関係のデータを、同じ名前、住所などそれぞれで言わなくてはいけない。でも、1か所でそれを言えば済む、これも窓口の物理的な課題もあるのかもしれませんけれども、これは私はシステム上でも対応しなくてはならない課題だと思っておりますが、DXの関連も含めて、新庁舎建設完成に向けて、いわゆるデータ処理の視点でのシステムの改善といった視点での取組をお聞かせいただきたいと思います。

○西澤DX戦略担当課長 今ご質問いただきましたデータの連携についてになりますが、まさにシステム標準化を進めている段階におきまして、これからデータがより区民が1回で、例えば、住民票の届けとか、そういったものを取りたいとなったら、それは1回書けばほかのものも取れるとかといったところの連携が今後どんどん進んでいくようになっていくというふうには考えております。

そのために窓口DXSaaSとか、といったシステム系の投資なども必要になってきますので、そういうところは投資対効果を見ながら検討していきたいと思っております。

ただ、やはり区民の方々がより使いやすく、より便利に使えるような行政を目指していくべきと考えておりますし、積極的に検討してまいりたいと思っております。

○田中委員 ぜひそういう視点で、区民ファーストでぜひお願いしたいと思いますが、同時に、これは新庁舎に来れば、そういうサービスを受けられるという体制なのですから、私は、今後、せっかく新庁舎ができるに当たって、全体のシステムを見直すに当たっては、地域センターにおいての窓口業務もワンストップで、今もう既にできている部分はありますけれども、もっと幅広く、本庁舎に来なくても地域センターで様々な区民サービスが受けられる、あるいは様々な手續が行えるという、そういう発想で新庁舎建設はあるべきだというふうに思っていますし、同様に、同じ観点で、大井町と目黒にはサービスコーナーがありますけれど、サービスコーナーにおいても、やはり今以上の、大井町は別として、なぜ目黒駅にあるのかというと、地元の方が再三言われていたように、上大崎、区役所から遠く離れていて、ある意味、当時の地元の方いわくですが、この地域は見捨てられた地域だというような声が上がっていた受け止めとして、こういうサービスコーナーを設けていただいているという背景もありますが、逆に言うと、サービスコーナーで、新庁舎に来なくても、これから今までのような区民サービス、行政サービスが受けられるような、せっかく新庁舎建設をするに当たっては、業務の全体の見直しといったものも、併せて、これから検討されるということでありましたけれども、そういうところも含め、地域センターやサービスコーナー、まだまだ出先機関がありますけれども、そういうところとの連携

も、このタイミングでやってもいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○三井新庁舎整備課長 今回、ワンストップ窓口を導入するに当たっては、先ほど、DX戦略担当課長からもお話がありましたが、データの一元化というところで、やはり窓口DXSaaSの導入も、今、目指しているところです。そこをうまく導入が進めば、各課の業務システムとの連携がうまく進んでいくかと。その中で、先ほどお話しいただいた一つの課で話した内容を、また別の課に行って話すというようなこともなくなっていくかと。それを実際の窓口業務全般を地域センター等でもやっているところでございますので、地域センター、またサービスコーナーと連携しながら進めていければなと思います。

○田中委員 ゼひ前向きに、区民ファーストの視点で、ゼひ対応していただきたいと思います。

併せて、さらに広げると、例えば郵便局とか、あるいはコンビニなどで証明書の発行なども一部行われておりますけれども、そういう区の直接管理はしていないけれど連携しているところも含めて、より区民サービスの向上につながる新庁舎建設であってほしいなというふうに思いますので、ゼひお願ひしたいと思います。

関連をするかあれなのですが、今、品川区は13の地域センターがあります。また、その下に様々201の町会・自治会がありますが、それは今までの歴史的背景で今の体制が整っていると思いますが、やはり時代の変化とともに、様々、特に町会などでは課題を抱えていらっしゃって、単独で一つの町会として運営がなかなかしづらいところが幾つかあると私もいろいろなところで伺っています。

既に具体的に隣の町会、あるいは、さらに3つ、4つの町会が統合して対応しないと、いわゆる町会業務が行えないというような声もありますし、また、今、29号線とか放射2号線などで新しい道路ができますが、新しい道路ができることによって、その地域が分断されてしまって、地域コミュニティがなかなか、これは言っていいのかあれですけれども、そういう課題を抱えていらっしゃるところもあります。場所によっては、例えば、中原街道によって、今の中原街道ができるまでは一つの陸続きの町会で運営できていたのが、中原街道ができたために分断されてというところも荏原地区などにもありますし、また、13地区ありますが、これが等しく13地域センター管内、同様の範囲であるかというと、決してそうではなくて、例えば、大崎第1地区は32町会ったり、大井第1地区も21町会ある。一方で、大井第2地区は8とか、大井第3地区が7、荏原第5地区が10町会とか、そういうばらつきが結構あるのですが、今の区役所からの、例えば区民まつりなども考えると、13町会一律で支援をしているようなケースがあったりしますが、実態は、そのように32町会ったり、21町会あるところと、7町会、8町会しかない地域とほぼ同じように捉えて支援をされています。私は、そういった意味で、もう少し仕事量に応じた、あるいは実態に応じた、あるいは町会の困った状態を改善する、そういった視点で、いろいろなきめ細かな町会や地域センターの支援の在り方を絶えず見直していただいていると思いますが、対応していただかないといけない課題がより顕在化してきているのではないかなどというふうに思っているのですが、その辺の捉え方をお聞かせいただきたいと思います。

○平原地域活動課長 今ご質問いただきました地域の課題は様々あるかなと思いますけれども、例えば、町会の統合でありますとか、分断でありますとか、そういった大きな話は、現在、私のところに直接は来ておりません。ただ、仮にそのようなお困り事とかがありましたら、しっかり私のところでもお話を伺いさせていただいて、寄り添ってご相談に乗っていきたいと思います。

また、地域センターごとの違いというような点では、確かに地域センターという機能では13それぞれございますけれども、一つの地域センターをとってみても、配属している職員数、あるいは、そこから発信される各種支援については、例えば町会の数、あるいは、そこにお住まいの世帯の数に応じた形

での差は当然ございますので、そういう地域の実情に応じた形での対応をさせていただいているというのは、今もやらせていただいておりますけれども、そういったところを、先ほどの繰り返しになりますが、地域の声を踏まえながら、こちらとしても様々対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○田中委員　　ぜひ対応していただきたいし、具体的に幾つかそういう声もいただいておりますので、場合によっては、例えばですが、極論ですけれども、大崎第1を2つに割るとか、大井第1を2つに割るとかすると、ほぼ均等した面積になりますので、これは極論なので賛否両論あると思いますが、いろいろな視点で対応いただきたいと思います。

最後、全国自治体との連携に関してなのですが、これはあまりもう時間がありませんので、要望だけ言うと、私は、東京独り勝ち論の改善として、特別区協議会が全国連携プロジェクトを進めたと思っています。これまでいろいろ成果が上がっていますので、その成果をぜひ国に発信していただきて、決して東京独り勝ち論ではなくて、東京や23区が地域に貢献しているという姿を示していただきたいと思います。

○石田（秀）委員長　　次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員　　よろしくお願ひします。ページは前後しますが、186ページ、戦略広報費内の事業、それから2番目に、174ページ、これは総務管理費の企画費のお話です。それから224ページ、監査委員運営費についてお尋ねします。

最初に、さきの第2回定例会で質疑のあった朝日地球会議2024で、品川区長が講演した事業についてです。この事業の是非を問うものではなくて、決算、支払いの整合性をお尋ねします。

440万円の支出と広報費換算で1,000万円を超える内容というふうにご答弁がありました。440万円の支出に値する事業として、答弁では、既存の広報予算内の枠内というふうなお話があつたのですが、これは私が探せなかつたのかもしれません、決算書のどこにも見当たらないのです。そういった広報費換算で1,000万円を超えるほどの貴重な事業だったわけでありますけれども、決算書に記載が見当たらないことのご説明をお願いします。

○與那嶺戦略広報課長　　今ご質問いただいた朝日地球会議に当たっての広報費からの支出の部分でございますが、既存の予算の枠内のところで包含されてしまったというところにもなりまして、確かに事業名としては少し離れてしまっているのですけれども、ホームページ等経費の中でPR経費がかなり持っているところがありましたので、そこでの支出であったというところでございます。

○高橋（し）委員　　何の事業かということで、戦略広報費の中の事業なのですか。

○與那嶺戦略広報課長　　失礼いたしました。はい、戦略広報費の中の、今回、予算書の189ページで申しますと、ホームページ等経費のところで支出してございます。

○高橋（し）委員　　ホームページ等経費ということですね。そうすると、189ページか、ここの中額がすごくあるわけで、ここにそもそも含まれていたという関係と認識でよろしいでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長　　一応その経費の中から支出させていただいたという形でございます。

○高橋（し）委員　　ホームページ経費の中にあったということですね。それは今の答弁で分かりました。そうすると、そこで、区長が講演というのは、ご答弁によると、朝日新聞社からの講演依頼がありました。それで金額の価格交渉した上で、440万円の支出にしましたということで、招請されたというふうにご答弁がありました。講演依頼をされて、それで、特別協力団体の一員としての協力金という形で支出したということなのですが、その仕組み、関係性、これを区民の方に説明して分かりやすいように、招請されたのに協力金を支払うというのは、私もなかなか理解できませんけれども、そこの

ところを、ご説明をお願いします。

○與那嶺戦略広報課長 こちらの朝日地球会議というものが、国であるとか国際機関なども参加される国際会議というところがございます。そういったところに参加する部分で、今回、品川区で参加するに当たって、協力金という形でお支払いをしたところでございます。

○高橋（し）委員 招請されたのに、こちらがお金を払うというところが私はよく分からぬのですけれども、時間の関係もありますので、別の機会にまたお尋ねしますが、講演の是非ではなくて、支払い方のところで、やはり区民の皆様に分かりやすい支出のプロセス、今の課長の説明を区民の方にお話ししても、なかなか理解していただけないのではないかというふうに思いますので、この質問はここで終わります。

それでは、次に、総務管理費。前回、予算特別委員会でも質問しましたが、都立品川児相の大田区の移転に基づく跡地の活用について、現在の進捗状況をお尋ねします。

都の考え方、そして区の考え方、現在の交渉状況というのでしょうか、そこをお願いします。

○吉岡政策推進担当課長 都児相跡の活用につきましてでございます。現在は、令和8年度以降の都における活用方針は、現状未定というところで、恐らく都のほうで府内調整を行っているところでございますけれども、我々品川区といたしましても、この土地の跡、区立施設が併設されておりまし、区にとっても非常に有効な財産でございますので、引き続き、都と情報連携を密に行いながら、どういった活用ができるかというところを検討を進めているところでございます。

○高橋（し）委員 今、都のほうでも調整ということなのですけれども、もう少し具体的に、都がどう考えているかということが分かればお願いします。

そして、区が具体的にどういうふうに求めているかということについてお話ををお願いします。

○吉岡政策推進担当課長 都のほうでも、福祉局が所管している土地建物になりますので、そういう都の中の全体調整のところでどう使っていくかというところを調整しているというふうに伺っているところでございます。

区におきましても、今、都児相跡というところで、子ども関係の施設で使っているところでございますので、といったところを中心に、品川区の行政需要、あるいは地域ニーズ、といったところを総合的に勘案しながら、どのように使っていくかを検討しているところでございます。

○高橋（し）委員 現在、令和8年度予算の編成中と思われます。令和8年度中に何らかの、4月ではなくても、何らかの区の事業をスムーズに進めるためには、方向性を定め、都との調整をしていくて予算化していかなければいけないと思うのですが、企画課の頑張りと、それからまた、特に都との関わりの深い副区長の頑張り、そういうことが必要になるかと思うのですが、その点、令和8年度予算との関係について、お話しできるところがあればお願いします。

○吉岡政策推進担当課長 答弁が重複するところはありますけれども、次年度のところで、都児相跡、都児相としての役割は終了になっておりますので、こうしたところをしっかりと活用できるように、調整を詰めてまいりたいと考えております。

○高橋（し）委員 ゼひよろしくお願いします。

最後に、監査ですが、品川区各会計監査意見書の92ページの総括意見で、ほかの委員の方との議論もありましたけれども、都市プランディング推進事業における契約の変更についてお尋ねします。

こちらも事業の是非ということではなくて、契約変更という観点なのですが、当初予算は1,439万円、先ほどあったように流用が1,893万円です。4月15日の総務委員会の議事録によ

りますと、プロポーザルで契約したNEWPEACEと、ブランドデザインの制作者を探そうということになって、NEWPEACE側からヘラルボニーと提案があり、区が了承したと。そこでヘラルボニーへの支出と、先ほどの来年ライセンス云々も含めて1,893万円を含めて、契約額を3,332万円に変更したということでおろしいでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長 都市プランディングの契約関係でございます。

委員ご紹介のとおり、当初予定して進めてきたプランディング推進業務のところにつきましては、こちらは全体で3,300万円というわけではなくて、推進業務全体のコーディネートのところが1,651万円余という形の費用になっておりまして、そちらがNEWPEACE、プロポーザルで選定された委託業者への支払額となってございます。

そのほか最終的に出来上がったオリジナルアートのライセンス、先ほども少しご答弁の中では申し上げましたが、こちらのライセンス契約が最後に行ったというところがありまして、そこも含めまして、全体として3,323万円という決算額になっているところでございます。

○高橋（し）委員 ということで、これはプロポーザルをやったわけですよね。そのプロポーザルをやったのですけれども、その途中で契約変更したということです。ということは、プロポーザルをやった後に、そのプロポーザルの相手と契約変更ができるということですね。ということは、このプロポーザルの趣旨とプロポーザルの手続上かなり問題があるのではないかと思います。問題があるというか、別にほかにプロポーザルの別の事業で決まったときに、同じように途中で、いやいや、お金が必要になりましたから契約変更しますということができるのでしょうか、経理課長にお尋ねします。

○佐藤経理課長 プロポーザルで事業者を選定した後で、内容について、追加ですか、変更ですか、そういうものについてはありますけれども、事業者を選定する際に提示した条件等から大きく外れると、そうであれば、ほかの事業者を選定する可能性があったのではないかを個別に判断しながらやっているというところです。

今回、監査委員から決算審査の意見ということで懸念が表されたところは真摯に受け止めまして、今後の契約事務の適正な執行に努めてまいります。

○石田（秀）委員長 次に、松本委員。

○松本委員 私からは、203ページ、防犯活動団体支援、歩行喫煙防止推進経費で、府有自動車などに関するものなので、あと181ページの庁舎管理費について伺います。

最初に、防犯活動団体支援についてで、防犯カメラについてです。午前中、せらく委員からも話がありました、そこと若干つながっていくところです。

区では、今、町会・自治会等、あるいは商店街に対して、防犯カメラ等の設置補助事業が行われています。これは大事なことかと思うのですけれども、一方で、先日、ある商店街が設置していた街路灯を撤去するということがありました。いろいろな高齢化とかでいろいろな事情があるのだと思うのですけれども、同時に、商店街が設置していた防犯カメラも撤去されるというございました。

この町会とか自治会、あるいは商店街の高齢化とか加入率の問題があって、補助があったとしても、今回、防犯活動団体に任せつ放しにしていると、場合によっては、防犯上必要なところに防犯カメラが設置されないという事態も起こり得るのではないかというふうに思います。

逆に、町会・自治会の境界などに不必要にたくさん防犯カメラが設置されるというふうな事態も他の自治体では見られるようです。こうした事態もありつつ、千葉県の市川市が、住宅街などに100台の防犯カメラを新たに設置する方針を決めたとのことです。これは市内の住宅で強盗致傷事件が起きたこ

との影響があったようです。恐らく今後も闇バイトを実行役とした強盗事件は増えると思うのですけれども、区民の安全を守る観点からは、団体に任せるだけではなくて、防犯の予防、証拠確保のためにも、区として防犯カメラの空白地がないか、地理的な分析、確認をしたほうがいいと思うのですけれども、この点、もうやられているのであれば、そうおっしゃっていただきたいですし、やられていないのであれば、こうした地理的分析を行ったほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○澤邊生活安全担当課長　　ただいま防犯カメラについての質疑をいただきました。

区内の町会・自治会のカメラにつきましては、先般お話ししたとおり、補助事業として行っております。

市川市の事例については承知しておりませんでしたが、防犯カメラを設置する際、警察に助言を求めるというふうになっていますので、必ずしも事業者任せということにはならないのかなというふうに考えております。

またもう1点、カメラの設置場所についての調査ということでございますけれども、カメラにつきましては、これまで過去5年前から、設置の場所については、こちらのほうで管理しておりますので、ただ、その分析というところまでまだ至っていないのが現状でございます。そういうところまでも、やはり必要性を感じておりますので、検討してまいりたいと思います。

○松本委員　　分析だけでしたら、予算がすごくかかるとかということはないと思いますので、どの辺りにあって、こういう住宅街でこういうところは強盗が入りやすいとかというところは、これは多分、データを分析されたら分かると思いますので、ぜひ分析をお願いいたします。

次に、歩行喫煙防止推進経費で、こちらも防犯カメラに関係するところです。

区民の方から、路上喫煙の対策は、これはすごく来ているということで、この予算特別委員会も、決算特別委員会も、各委員からいろいろな話が出るかと思うのですけれども、7月に少し変わったところが、区の対応として変わったところがあるとはいえ、やはり大事なのは取締りの部分なのかなというふうに思います。これは千代田区の事例を見れば、行政が本気で取締りの方をたくさん増やしてやれば、かなり減るというところは、ある程度実証されているのではないかと思います。

千代田区、これまで品川区の議会でも取り上げられたと思いますけれども、取締りの件数で言ったら、千代田区は品川区の数十倍から、年によっては100倍近く多いという年もあると思います。なので、この問題については、どこまで行政が本気になるのか。ただ一方で、それをやろうとすると、コストがめちゃくちゃかかるというのが現実なんだと思います。

そこで少し視点を変えまして、先ほど、せらく委員からも、AIのカメラの話が出てきました。品川区、AIの活用をここ数年積極的にやられているので、この点もAIを活用する方策はないかなというふうに考えているところです。

例えば、最近は、カメラに映った人の行動をAIで解析して、路上喫煙している人を割り出すということも可能です。検知したカメラに取り付けられたマイクから警報を出すとか、あるいは、これやはり現認できるかどうかというところが大事なので、指導員の方が持っている端末に通知をするということも可能になってきています。これはこれで監視社会的な感じもして、なかなか怖いところでもあるのですけれども、ここは本当に監視社会的なものと安全は、トレードオフの関係なのだろうと思います。こういうふうな技術もあるよねと思いながら、ただ、私もそうですし、行政も、最先端の技術を詳細に知っているかといったら、多分そのようなことはないと思います。

そこで、ここが多分、品川区のいいところというか、ここ数年のいいところではないかと思うのです

けれども、どこにアイデアがあるかと言ったら、民間企業にあると思います。そこで、せっかくしながわシティラボというものがある。そのしながわシティラボの行政から提示する課題に、例えばA Iを活用した路上喫煙対策などのようなものを提示していただくというのはいかがでしょうか。

あと、これも今年度から始められるかと思いますが、企業に限らず、やはり区民全体で、この路上規制の問題をどう考えるかというのは大事な問題だと思いますので、デジタルプラットフォームで路上喫煙対策について取り上げてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○西澤DX戦略担当課長　　ただいまご紹介いただきましたA Iを活用した監視カメラの利用についてですが、ただいま、しながわシティラボのほうで、デジタル推進課のほうから、A Iの利活用について実証実験の開始を先々週ぐらいに始めているところでございます。A Iの活用というのは、行政の中では様々な活用シーンがあると思っておりまして、そういったところを民間と協力しながら官民共創で実施していくというところをやって、課題解決型で進めていきたいというふうに考えています。

その一つとして、A Iのカメラというところも、もしそういったところの応募とかがあつたりすれば、我々としても検討していきたいなというふうに思っております。

○松本委員　　A Iの活用というところを出すと、もちろんそれも大事なのですから、A Iを活用して、どういう課題を解決するのかという課題の提示の仕方も大事だと思いますので、課題の提示の仕方も考えて、今出ているのは、たしか行政手続との関係で出されているかと思いますので、これがまた路上喫煙対策とかとなると、少しまだ別の視点も出てくるのかなと思います。問い合わせの方は大事かと思いますので、ぜひ引き続き検討をお願いします。

次に、庁舎管理費について、庁有自動車などによる交通事故について伺います。

本定例会の区長部局からされた報告事項の中に、職員による自動車事故の和解に関するものがありました。自転車に限らず、公務中の交通事故は、毎定例会とは言わないですけれども、年間何度か報告されているように思います。

そこで、まず、自転車についてなのですが、区の職員が自転車を使う場合、これ、緊急移動手段としてシェアサイクルを使う場合は、シェアサイクルの保険で賠償金が出るのかなと思うのですが、一方で、区有自転車、区の所有している自転車で事故が起こった場合、任意保険に入られているのか伺います。

○藤村総務課長　　自転車走行中の事故でございますが、職務中の事故ということであれば、自治体総合賠償責任保険に区のほうで加入しておりますので、そちらの補償の範囲内という形になっております。

○松本委員　　今のは自転車の話というふうに伺いました。

一方で、車のほうはどうなのでしょうか。お願ひいたします。

○佐藤経理課長　　自動車の任意保険につきましては、品川区清掃事務所は清掃事務所で、それ以外については経理課のほうで対応しております、全て任意保険に加入しております。

○松本委員　　これは個別に入られているのか、それとも、例えば、自治体によっては一括して全て入札にかけるというふうなやり方もあるかと思うのですけれども、これはどちらになっているのでしょうか。

○佐藤経理課長　　一括して経理課のほうで見積りをとって、個別の各所管課のほうで支払いをしていくという形です。

○松本委員　　私も一括したやり方の詳細はまだ調べていないのですけれども、できるだけこれも保険料を落としていけるといいかなというふうに思っていますので、また研究して質疑させていただければと思います。今日は終わります。

○石田（秀）委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 187ページ、広報経費、これはパブリックコメント時の説明会を求みたいと思います。それから191ページ、ジェンダー平等推進事業について伺いたいと思います。

まず、ジェンダー平等推進事業のほうからお聞きします。

ジェンダーギャップ指数が165か国中118位と、先進国では最低という後れた中で、品川区が全国2番目にジェンダー平等が入った条例を制定したということは、本当に先進的で画期的なことだと思います。特に、LGBTQや障害者、外国人差別など、デマと差別などのバックラッシュが起こっているときだからこそ、この条例、そして11日から始まりますパブリックコメントが実施される推進計画が、区内の隅々に浸透され、より前進させていただきたいと思っています。

共産党としても、ジェンダー講座やフォーラムへの参加、推進会議の傍聴などしてきましたけれども、ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例、この条例ができてから、区の施策が大きく進んでいることをとてもうれしく思っていますし、大きく評価をしています。

改めて、条例ができてから新たに行つた主な施策と、その実績をお知らせいただきたいと思います。

また、区民の意識調査からすると、それでも品川区のジェンダー平等推進条例について、言葉も意味も知っているというのは10.5%しかない。条例の名前も聞いたこともない、知らないというのが65%もあるという状況が意識調査で出されています。

令和6年度の進捗状況評価報告書では、ジェンダー平等推進条例の認知度を向上させるために、新たな周知方法の検討や見直しを進めるということで書かれていますが、区民への啓発がとても大事だと思いますけれども、どのように取組を進めるのかについても伺います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 条例ができてから新たに行つた事業というお話なのですけれども、こちらは、まず、相談事業を増やしております。新規でSNSのカウンセリング相談と、にじいろ相談、LGBTQの専門相談を実施しております。昨年7月から両方とも実施を始めておりまして、SNSカウンセリング相談は46件、にじいろ相談は14件の相談を受けております。

また、条例周知リーフレットの作成をし、配布いたしました。こちらは大人用と児童生徒用の2種類をつくりまして、大人用に関しては、配架しているところと、あと、私が町の説明会になるべく出ていて、参加して説明しながらお配りしたところもあります。児童生徒用に関しては、学校のタブレットにも入れていただきまして、そちらで活用していただいております。

あと、ジェンダー平等推進講座、回数を6回から8回に増やしたりですとか、職員向けには、ジェンダー平等と性の多様性を尊重する社会を実現するためにという職員研修を実施いたしました。そのような形で周知をしております。

またもう一つ、区民意識調査で、条例が「言葉も意味も知っている」が10.5%だったということなのですけれども、周知につきましては、昨年条例ができてから周知を行っているところもあり、なかなか長い名前だというふうに、説明会でも覚えるのが少し難しいとかというふうに言っていただく方もいらっしゃるのですが、ただ、話の中身を聞いていただくと、理解もしていただけますし、分かりやすいというふうに言っていただく方もいらっしゃいます。

今後は、こちらの「言葉も意味も知っている」は10.5%だったのですけれども、実はこの後、「聞いたことはあるけれども意味は知らない」も23.2%おりましたので、こちらのほうも引き続き中身についての周知を進めてまいりたいと思います。

○鈴木委員 本当に、この1年半ですけれども、大きく様々進んだなと思っていますし、リーフレッ

トとかパンフレットも本当にいいものが様々できているなというふうに思っています。

そういう中で、これをさらに浸透させていくというか、区民の中に進めていくためにも、私は、昨年から推進会議で計画策定が進められて、今度の10月11日からパブリックコメントが実施されるわけですけれども、このパブリックコメントに当たって、ぜひ説明会を開いていただきたいというふうに思うのです。このパブリックコメントで、4つの項目が新たに追加されたということで、それも本当にすばらしい中身だなと思いますし、そういう中身をぜひ区民の中に知らせていただきたいと思うのです。

それで、総務委員会で説明会を求めたところ、行わないという答弁だったということなのですが、なぜ行わないのか、その理由も伺いたいと思います。

それと、例えば世田谷区では、様々な基本的な計画をするときに、シンポジウムを行って、その中で計画の説明をして、それでパネルディスカッションなどを行っているのですけれども、私は今回のジェンダー平等推進条例のこの推進計画のところでも、ぜひシンポジウムを行っていただきて、推進計画のメンバーの学識経験者の方々が、著名な錚々たる方々が委員になられているのです。その学識経験者の方々のパネルディスカッション行って、条例や推進計画の中身を区民に浸透させる取組をぜひしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 計画のパブリックコメントは、10月11日から11月10日まで期間を十分とて実施する予定です。こちらは開始日である10月11日に広報しながら周知を行うとともに、SNSでも周知を同時に行います。広く皆様に参加していただけますように、こちらの周知も工夫して取り組んでいきたいと思っております。

○鈴木委員 説明会を行っていただきたいという質問をしました。そして、説明会をできない理由も伺いましたので、あとでお願いしたいと思います。

品川区は、様々パブリックコメントをやるときに、私はずっと求め続けているのですけれども、説明会をとことんやらないのです。頑なに区民に対しての説明会は行わないという姿勢になっているのですけれども、それなので、パブリックコメントの数もすごく少ないという状況になっていると思います。でも、私、他区の状況を見ても、近隣区、世田谷区、目黒区、港区、大田区、渋谷区、どこでも説明会をやっているのです。基本的な計画に対してのパブリックコメントのときの説明会をやっているのです。なぜ品川区は説明会をこれだけ頑なにやらないという姿勢をしているのか、私は、森澤区長になって、ぜひともここは変えていただきたいなというふうに思っているのですけれども、ぜひ説明会をやっていただきたい。

それから、やらないというのは、区の方針としてそうなっているというふうなところがあるのか。ぜひともその基本、これは広聴のほうでお聞きしたいのですけれども、区の方針として説明会をやらないということになっているのか、そして区民に対して、区民の意見を出してもらう、区の計画を知つもらう、そして区政への区民の参加を保障していく、そのためにも、ぜひ説明会とか、世田谷区のようなシンポジウムを行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○與那嶺戦略広報課長 パブリックコメント全体の手続に関してのご質問でございます。

パブリックコメントの実施につきましては、品川区民意公募手続の実施に関する要綱という形で手続を定めてございまして、特に説明会をやらないように決まっているのかというご質問に関しまして、特にそういった決まりがあるというわけではありません。いわゆる多くの方に、当然、区の施策を知つていただきたり参加していただく、そのために広報周知をしっかり行って、それで意見を出していただく、それに努めていく形でございます。

今、課長からも答弁ありましたとおり、パブリックコメントについては、SNSでもこちらからプッシュ型で発信をしていくあるとか、知つてもらうための工夫はしっかりとやつていき、参加していくだくことに努めていく、そういう形でございます。

○石田（秀）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは、191ページ、ジェンダー平等推進事業、199ページ、品川区町会・自治会地域力連携促進補助、この2つからお伺いします。順不同でまいります。

品川区町会・自治会地域力連携促進補助についてですけれども、この事業は、町会・自治会がNPOや大学、PTAや商店街など、地域の団体と協働して実施する事業を通して、地域コミュニティの活性化と町会・自治会活動の担い手確保を狙いとした事業であると認識しております。この事業をきっかけに、できれば町内在住の担い手確保、こういうことにつながることを期待したいわけでございますが、この事業を実証したその事業の実績の現状など、どのような状況になっているのかまずお知らせください。

○平原地域活動課長 私からは、町会・自治会地域力連携促進補助金の状況についてでございますけれども、こちらは令和6年から実施いたしまして、令和6年度の事業実績といたしましては14件ございました。各種、これまで町会単独ではできなかつたところが、隣の町会でやっていく、そういうところに結びつけるようなところで区の支援を入れた、いわゆる町会域の枠を越えた事業というようなところでやらせていただいたところでございます。

委員ご紹介いただいたように、NPOとつながつたところ、あるいは隣の町会とつながつたところ、様々な形がございまして、先ほど述べましたとおり、合計で14件でございました。

○こんの委員 実績としては14件だということで、いろいろな町会、一つの町会ではできなかつたいろいろなイベント、行事が、団体、いろいろな方たちと連携することによって行うことができたということで、大変によろしい事業だというふうに思っております。

それとともに、町内会でよくお聞きする担い手確保の課題は、やはり町内に在住している人の担い手確保だといったところがあるのです。また、定着だと。ただ、この町内会に在住していらっしゃる方は、なかなか加入していただけないという、一方でそういう課題もあつたりして、緩やかにつながる、加入はしなかつたとしても、町会と緩やかにつながりながら、イベントがあつたときには、例えばファミリーですと、お子さんと一緒に来るというような緩やかなつながりの中で、顔が見えて、そして町内会でもいろいろなイベントでつながっていくきっかけといったところで担い手確保をというようなことも町会では考えているし、そのようなことができたらというお声もあります。

ある町会では、担い手確保の対策として、今回、試行的に区民まつりにおいて、町会で出したブース、ここに有償ボランティアという形でサポートを募集して、担い手確保をした町会がありました。その担い手確保で、報酬の捻出が町会のブースの収入から捻出したようでございますが、こういう収入があるような、確保を得られるようなイベントのときは、そういう報酬が出せますけれども、そうではないところではどうしたらいいかという課題も見えたようなのですが、このご時世、無償でのボランティアはなかなか確保が難しい。また、町内在住の方を確保しようとする形、担い手をという形になると、なかなか難しいというお声がありました。

こうした取組について、区のほうでは、ご認識があるかどうかは分かりませんが、様々町会では、担い手確保の策を考えながらやっているわけですけれども、私は、このいわゆる地域連携、地域力の連携補助事業、こうしたものも、もう少しこういう人材確保としての活用も、この事業、まだ始まって1年

ですけれども、そうしたことも活用できるのではないかと考えられるのですが、見解を伺いたいと思います。

○平原地域活動課長 委員ご指摘のとおり、町会活動を行うに当たっては、担い手の確保が非常に課題となっているということは私どものところでも十分把握させていただいているところでございます。

今ご紹介いただきました先ほどの地域力連携促進補助ですけれども、必ずしも何かイベントをやるときに一緒にやるというような補助ではなく、町会が別なところと手を携えて地域活動を行うといったところの視点で行っておりますので、例えば、日々の活動でございますとか、そういったところに一緒にになって連携する場合にも、しっかりとこれを対応させていただく補助とさせていただいておりますので、そういったところでも、まずお考えがありましたら、最寄りの地域センターにまずご相談いただくということが必要かなというふうに思ってございます。

○こんの委員 いろいろな活動に使えるということでございますので、先ほど申し上げたように、町内会の中にいらっしゃる方の顔が見えていく、つながるといったところも狙いとしてあるので、今おっしゃってくださったようなことが、町会でご相談をさせていただけるということが分かりましたので、そうしたことでもご案内しながら、町会の担い手確保といったところも、私も町会と一緒に考えていく、また、区のほうでもぜひご相談に乗っていただきたい、このように思います。要望で終わります。

次の課題にいきます。

ジェンダー平等推進事業でございますけれども、こちらは区民意識調査を昨年も行いました。この調査項目の中で、ジェンダー平等の意識として、性別役割分担への意識調査を行ってくださっております。性別役割分担意識というのは、男性は仕事、女性は家庭といった個人の能力とは関係なく、男性、女性という性別を理由にして役割を分けているという意識のことでございますが、この調査の狙いと実施の背景、また、調査の結果の分析など、意識の現状をまず確認させてください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 昨年度行いました品川区人権・ジェンダー平等に係る意識調査の中で、性別役割分担意識についての賛否を質問の項目として入れております。

こちら、狙いとしましては、実はこの質問自体が経年を経ているというか、毎回聞いて、それぞれの時代の考え方を確認するような項目の一つになっておりまして、今回は、性別役割分担意識があるというふうに思わないという方が 69.7% という結果になりました。これ、前回の平成 29 年の調査では、「そう思わない」という方が 63.7% でして、一番古く載っているものが平成 16 年の調査で、「そう思わない」という方は 54.3%、昨年やったものよりも 15.4% ほど差が開いておる感じになっております。なので、その時代において、性別役割分担意識がどのように変化していく、それをどう考えて、こちらとしては区民の方々への周知や事業への取組をしていくべきなのかというところを考える指標にしているところでございます。

○こんの委員 今、分析と状況をお伺いしました。

この意識は、私は大変に大事な意識である、調査であるというふうに捉えております。いわゆるジェンダーギャップの解消に向けた大事な意識調査であると思います。

男性は仕事、女性は家庭、育児というような考え方、家庭においてはかなり解消されてきていると思いますけれども、ですが、事業所とか、あるいは組織の中では、まだまだこうした意識はあるのではないかというふうに捉えております。

そうしたことから、固定的ないわゆる性別役割分担意識、こうしたことが職場の中であると、働きづらかったり、生きづらかったりという、こういう職場になって、こうしたことが離職につながるみたい

なことがあっては、人材を失うことにもなってしまうなということを思うわけでございます。

ですので、一つには、品川区の職場環境は、こういうことはないというふうに思っておりますけれども、こうしたことで、固定的な性別役割分担意識、このジェンダーギャップのないこうした働き方改革、こうしたことが必要だというふうに思っておりますが、ご見解はいかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長 委員のおっしゃるとおり、今後、職場においてですとか、様々な場面で、ジェンダー平等ですとか、ジェンダー主流化という考え方が必要になってくるというふうに考えておりまして、計画でもそのように示しております。

○石田（秀）委員長 次に、藤原委員。

○藤原委員 まず、3点伺います。219ページ、マイナンバーカード普及促進。今、第2庁舎に会場を設置していますが、混雑、そして待ち時間の長さ、もうこれは、会場変更も含めて考えていかないといけない時期にあると思うのですけれども、いかがでしょうか。

次が、189ページの区政資料等発行経費で、しながわガイド。課長、これ、すばらしいですよ。本当に。デザインから、内容から、本当にわくわくしますし、私もいろいろ区民の方から相談を受けて、どこに回そうか、どこに相談しようかと思ったときに、まず、しながわガイドを見ます。中もQRコードを入れてくれて、ページ数も減らしてくれましたよね。本当に高く評価するのですが、一つお願いがあって、2025年版は9月に発行なのです。つまり、もう新年度になって大分たってから発行される、これ、どうにか新年度になったときに合わせられませんか。本当に待っているという思いで伺います。

そして、203ページ、生活安全推進でわんわんパトロール、本当にこの課はいろいろなグッズをつくってくれるのです。わんわんバッグから始まって、そして、わんわんボールペン、わんわんシール、わんわんストラップ、わんわんキーホルダー、でも、町の中で私個人なのですけれども、持っている方をあまり見ないです。なんと、今年度はわんわんポシェットというものもつくったのです。本当にこれは見ない。ただ、唯一、昨日見ました。唯一、ポシェットをしている人、地域振興部長でした。

だから、これについて、もうわんわんパトロールというのはどういうふうにしていくかというのは、そろそろもう1回考えたほうがいいと思います。間違っても生活安全推進課長で答弁しないでね。わんわんパトロールということに特化して答弁ください。

○築山戸籍住民課長 マイナンバー特設会場についてでございます。

マイナンバーにつきましては、カードが10年更新、電子証明書が5年更新となっておりまして、保有枚数率が78%となる中で、更新に係る件数が増えています。そのため、会場が非常に混み合った状態でございます。

また、今後のピークを予測いたしますと、令和9年度はさらに現在よりも多くなりまして、また、次の更新を迎える令和13年度も多くなっているという状況でございます。

課では、今年度、アナログ的な運用の見直しをして、10分から15分ほど短縮を図ったのですけれども、それでもそれ以上に多くの方が来庁されるといったところで、待ち時間の解消にはなかなか至っていないという課題を抱えているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、会場につきましては、待ち時間の短縮を目指して検討していきたいと考えております。

○與那嶺戦略広報課長 私から、しながわガイドについて回答させていただきます。

まず、大変しっかりご覧いただきまして、ありがとうございます。今回、しながわガイドの発行につきましては、今まで150ページあったところを70ページ以内、約66ページに縮減いたしました。

というのも、こちらのしながわガイドについては、主に転入者の方、初めて品川区に入ってきた方に区の魅力であるとか手続を知つてもらうためのガイド集の考え方で発行している、これは昭和48年から大分歴史がある冊子ではあるのですけれども、そういう形のものでございます。

ご提案いただきました4月に発行してほしいというところでございます。現状、毎年のライフサイクルの中では在庫の数を見ながら発行してきたというところで、例年9月の発行であったというところでございます。楽しみにしていただいているということも、こちら、受け止めまして、どういった形で発行できるか、今後検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○澤邊生活安全担当課長 委員から、わんわんパトロールの事業についてご質疑いただきました。

この事業につきましては、犬の散歩を行いながら見守り活動を行っていただく。地域全体の体感治安を向上させ、さらに地域住民の方の防犯に対する意識啓発の推進を図るものでございます。肩肘を張らない生活の延長としての防犯ボランティアの活動ということで周知されていると思います。

また、本年度は、先ほど委員のご指摘ありましたポシェットのグッズを作成したこともありまして、今年度、39名の新しい登録者をいただきまして、現在、392名の登録をいただいております。

また、委員ご懸念の西大井周辺の部分ですけれども、約10名の方が登録されているということで、周知は進んでいると担当は思っております。

今後でございますけれども、今月の10日に、地域安全のつどいがありますとか、深川警察署と連携した防犯のイベント、そういうものに参加することと同時に、併せて、今後ですけれども、サポート隊のパトロール中での声かけ、それから犬に関する他部局の連携などを考えております。委員がご懸念になっているグッズだけにならないような施策ということで、きちんと中身のあるものにやっていきたいと思っております。お願いいいたします。

○藤原委員 質問で西大井を出さなかつたですが、私の質問は西大井と、うれしいです。本当に西大井を思っていますから。今後ともよろしくお願いいいたします。

最後に一つ、176ページ、財政管理費になるのですか、おとといも伺いましたけれども、国債等の運用についてお伺いしたいのですけれども、改めて伺います。基金が約1,000億円ある中で、4対6は運用してもいいというようなルールがあると私は思っているのですけれども、そうすると、600億円の運用ができるということですね。今、品川区。600億円です。現在、運用している中で、平均利率はどのぐらいか、あと、どのぐらいの運用益が出ているのか教えていただけますか。

○品川会計管理者 4対6の割合ですけれども、決まりというところではなくて、現実上、今、そのぐらいの割合で運用しているということでございます。

それで、平均利率でございますけれども、昨年度が多分0.2%ぐらいだと思ったのですけれども、今現在、いろいろ購入もしております、大体0.6%ぐらいというふうに挙がっております。

それで、金額にしますと、令和6年度は、大体1億8,000万円、今年度、令和7年は、予想ですけれども、2億8,000万円ぐらいいくのではないかという試算をしてございます。

○藤原委員 元が大きいから、パーセンテージが少し上がっただけでも、これだけ上がるわけですね。黙っていても利率が上がれば上がるということではないですか。ですから、私は、もう少しここの分野に力を入れていっていただきたいと心から思っています。

今、ネットバンキングなど、普通預金でも0.8%とか、そのぐらい出てきました。定期貯金でも1%と、民間、家計と区は違うということは分かっているのですけれども、そういう意味で、その数字は、やはり注視して、少しでも運用率が高く、運用益が得られるものにどんどん、もちろん元本が

しっかりとしていくことでやつていいかといけないと思うのですけれども、その辺について、今後どういうふうに考えているでしょうか。

○品川会計管理者 今後、利率は確かに上がっている状況でございます。ただ、こういうものの商品ですと、基本的には、やはり利率が高くなれば、それなりリスクも上がってくるというところで、どういうバランスで買っていくかということが非常に大切なところあります。

安全性、それから流動性等も考えながら、少しでも金利が高く収入が得られるものをいろいろと研究していきたいと、このように思っております。

○藤原委員 元本をお願いしますね。品川区は、こういうことに関して、よく勉強していると思いますので、やはり元本、元金保証、保証まではいかなくても、確実ということをしていっていただきたいと思う。

企画経営部長、こういうものも含めて、企画経営部長は、やはりよく会計管理者と話してしっかりとやつていただきたいと思うのですけれども、そこを答弁お願いします。

○久保田企画経営部長 基金の運用は大事な歳入になりますので、会計管理者とも連携しながら積極的に進めていきたいと思います。

○石田（秀）委員長 次に、まつざわ委員。

○まつざわ委員 私からは、決算書185ページ、市町村交流事業について伺います。

決算書によりますと、令和6年も市町村交流事業として約2,216万円執行されております。長年にわたり特定の自治体との交流が続けられているということです。これらの事業は、参加された一部の区民、とりわけ子どもたちにとっては貴重な体験となることは重々に承知しています。しかし、区の財源は皆様からお預かりした税金ですので、それを踏まえてお聞きしたいと思います。

この約2,216万円を投じた交流事業が、参加者の満足にとどまらず、品川区全体にとって投じた予算に見合うだけの、どのような戦略的な利益をもたらしているのか、まずお示しください。

○野口官民共創担当課長 約2,216万円の交流事業の費用対効果に対するご質問にお答えいたします。

主な交流事業の内訳といたしまして、初めに、山北町のひだまりの里がございます。そちらの費用は品川区が運営経費と土地利用料を50%ずつ山北町と負担しております、令和6年度の利用状況といたしましては、区内外の様々な方によるオートキャンプ場の利用のほか、貸し農園が150区画ございますけれども、そちらは100区画、今、ご利用されているという状況でございます。

次に、早川町への1泊2日の交流バスツアーは、プログラム体験ツアーとして8回、そして、マウントしながわ里山再生活動ツアーとして3回開催しております、令和6年度は合計11回開催しております、約300の方にご参加いただいております。

あと、早川町のマウントしながわ活用事業というものがございまして、こちらは協定書に基づきまして、早川町のほうから無償提供を、このマウントしながわは受けておりまして、区民の方が里山再生の活動に参加されるために、草刈りとか、作業路の補修の維持管理とか、作業道具の準備とか、指導員の費用などを区が負担しているというものになってございます。

区といたしましては、品川区だけではなくて、日本全体の成長のために、都心だけではなく、地方が活性化する仕組みを構築することが重要であると考えまして、各自治体が持つ強みを活かした連携協力体制の構築による地方との共存共栄を目指しておるところでございます。ご質問の交流事業につきましては、山北町、早川町との交流について、品川区内にない自然体験、自然環境を体験できる魅力的なコ

ンテンツを、区民が体験可能な環境を構築していった、長きによって交流していったというところに一定の効果があるというふうに考えております。

○まつざわ委員 事業の意義は分かりますけれども、例えば、本区でも、高齢者福祉であったり、防災対策であったり、多額の予算を必要とする喫緊の課題が山積みしていると思っています。限られた財産を有効に活用するには、やはりスクラップ・アンド・ビルトです。先ほど、早川はバス8回、マウント3回で、結局11回という、そういったお話もありましたけれども、ある程度、既に一定の成果を上げた、例えばこういうバス事業の回数の見直し、マウントしながわの里山の活動、こういった事業の見直しは必要だと思っています。

そこでお聞きします。長年続いている都市交流については、どのような基準をもって判断をされているのでしょうか。明確な標準基準がないまま惰性で事業が継続しているものがあれば、それは大きな問題だと思います。事業の縮小、また廃止を含めて検討するために、客観的な判断基準についてのご見解をお聞かせください。

○野口官民共創担当課長 自治体との交流、そういう事業の実施などに関する判断基準というご質問でございます。

各自治体、特色であったり、文化、面積とか、人口もそれぞれ異なっておりますので、委員ご指摘の一定の基準を策定することはなかなか難しいのではないかというふうに考えております。

また、その時々の社会情勢とともに踏まえて考えることが必要であると思っておりませんので、他自治体との交流に関しては、都度、判断をしていくものと考えております。

○まつざわ委員 基準は難しい。確かに難しいとは思っていますけれども、やはりどこかで区切りは必要だと思っています。

例えば、基準が難しいという判断であれば、より戦略的に、先ほど、同会派の西村委員からもお話をありました。特別区全国連携プロジェクト、こういったものをもっともっと活用していくということも一つの手でありますし、例えば、都市交流の作成ビジョンみたいな形状を設けてもいいのかなと思っています。

質問もありましたけれども、例えば防災・減災に特化する、産業や観光振興に特化する、そしてまた、青少年の健全育成に特化する、こういった明確な目的を設定することが、また交流先の選定にもつながっていくと思っています。

例えば、里山事業のお金を福井県坂井市の交流事業のほうに寄せていく、そういった柔軟な活用も、こういったビジョンを策定してやっていけば、柔軟な対応ができると思っています。

そういう事業を明確に仕分けることについて、こういったビジョンの作成についての見解をお聞かせください。

○野口官民共創担当課長 今、委員ご指摘いただきました明確にビジョンを作成して事業を仕分けたほうが、より効果のある事業に振り分けられるのではないかというようなご質問をいただきました。

繰り返しとなり恐縮ですけれども、やはり相手側の自治体との規模感であったりとか、文化、特色もありますので、なかなか明確な基準は少し難しいかなというふうには考えています。

ただ、おっしゃるとおり、惰性でやるというようなことは、もちろんそういうわけは品川区はございませんので、相手側の自治体の意欲を持っている自治体とやっていったほうが、より効果のある事業ができるというふうに区としては考えております。

なかなか既存の自治体とのこれまでの関係性は念頭にしつつも、委員ご指摘の早川町との事業など、

前例踏襲にとらわれない区民の多様化するニーズを踏まえまして、おっしゃられました特別区全国連携プロジェクトなどを活用しまして、費用対効果のある事業のスクラップ・アンド・ビルトやアップデートを検討してまいりたいと思っております。

○まつざわ委員 本当に人ありき、投資ありきという部分で、基準は難しいということは分かりますが、そこはしっかりと検討していただきたいと思います。

そこで、また新たな工事先の可能性という部分で、いろいろ質疑も出ていますけれども、例えば、災害時の協定、応援協定を締結している自治体との職員の派遣、また、合同の訓練、より実践的な交流を深めたり、例えば品川区の強みといえばスタートアップです。そういったスタートアップ企業と地域の伝統産業を結びつけるような新たな産業連携を目指した交流も考えがあると思います。

そして、ビジョンは難しいと言いましたけれども、やはりこれまでの枠にとらわれないで、例えば防災、そして産業振興といった新たな視点で戦略的な交流先を開拓していただきたいと思いますが、具体的な展望についてお聞かせください。

○野口官民共創担当課長 新たな交流の展望というところでご質問をいただきました。

新たな交流の展望につきましては、持続的な連携事業を実施していくため、これまで区や区内の地域団体と関係のある自治体との新たな交流を深めていくことは、一つベースとしつつも、災害の視点ということでおっしゃられましたけれども、想定される首都直下型地震や南海トラフ地震など、地域の異なる自治体によっては、状況がそのとき異なる災害時の視点とか、また、おっしゃられた五反田バレーなどのスタートアップの企業の販路拡大といった視点による戦略的な新たな交流先についても。区民への還元性の観点から検討してまいります。

○まつざわ委員 やはり費用対効果の高い事業でありますから、常にその目的、そして成果、しっかりと取り立てる姿勢が重要であると思います。引き続き、積極的にいろいろな意味で提言していきたいと思います。

○石田（秀）委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月3日午前9時30分から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後4時36分閉会

委 員 長 石 田 秀 男